

1 議事日程(3日目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	1. 国民文化祭並びにねんりんピックの全国大会の対応について (1) 国民文化祭について ア 予算について イ 参加者の対応と歓迎対策について ウ ボランティアのあり方について (2) ねんりんピック福岡2005について ア 約50万人にのぼる参加者の対応について 2. まほろば号の環状線新設と臨時バスの運行について (1) 西鉄太宰府駅、九州国立博物館(仮称)、太宰府天満宮、 年金センターを結ぶまほろば号の環状線新設について (2) 九州国立博物館(仮称)開館に対する交通対策について
2	渡邊 美穂 (8)	九州国立博物館(仮称)完成後のまちづくりについて (1) 駐車場及び周辺地域の交通体系整備について (2) 区画整理についての行政の考え方について
3	清水 章一 (13)	1. 健康で生きがいのある高齢社会について 介護予防等の施策について 2. 学校の図書司書について 図書司書の役割等について
4	片井 智鶴枝 (1)	1. 市民サービス向上のための職員意識と組織の活性化について 市民のニーズを的確につかみ、迅速に responding していくためには、職員の意識改革と組織内の活性化が求められる。そのための職員意識調査も実施しているが、現状の課題は何なのか。 2. 公共施設の現状と課題について 市内の各公共施設は、駐車場不足や老朽化等、課題が山積している。今後どのような解決策を考えているのか。
		1. 「地域の産業・観光活性化プラン」における宰府商店街周辺の活性化計画及び進捗状況について (1) 小鳥居小路、溝尻通りの景観整備と回遊促進整備について

5	不老光幸 (7)	(2) 地域活性化複合施設を中心にした5～10分圏内の回遊を想定した道路状況について (3) ブランド力のある店舗の誘致について (4) 駐車場の設置について 2. 九州国立博物館(仮称)開館に向けた交通手段整備計画について
6	中林宗樹 (5)	1. 通古賀・国分地区の区画整理事業について 通古賀・国分地区に区画整理事業(組合施行)予定があるように聞かすが、その計画はあるのか。またこの地区のまちづくりについてどのように考えているのか。 2. 国民年金未納対策について 厚生年金から国民年金への切り替えのときに、その告知や加入についての説明や指導はどうされているのか。 3. 高雄公園と高雄中央通り線の整備について (1) 高雄公園の地元説明会開催の予定はあるのか。 (2) 高雄中央通り線の拡幅計画の進捗状況について
7	門田直樹 (6)	ジェンダーフリーの問題点について 市では、男女共同参画社会の実現に向けて新たに条例の制定を検討しているということだが、ジェンダーフリーなどの過激な主張の影響により、日本の文化や伝統、生活習慣を否定するものになる恐れはないか。
8	武藤哲志 (19)	1. 中学校給食の実施を (1) 市長・教育委員会の中学校給食の実施方針は (2) 特別委員会の審議内容と結果に対し、行政の対応と方針は (3) 行政実施のアンケートの内容は 2. 無認可保育所に補助支援を (1) 無認可保育所の保育料が消費税の課税対象となり、保護者負担となるので補助する考えはないか。 (2) 福祉活動は無税として条例の制定を (3) 国・県に福祉事業を無税とする要求を

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員

15番 安部 陽 議員
17番 福廣 和美 議員
19番 武藤 哲志 議員

16番 田川 武茂 議員
18番 岡部 茂夫 議員
20番 村山 弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(35名)

市長	佐藤 善郎	助役	井上 保廣
収入役	松島 幹彦	教育長	關 敏治
総務部長	平島 鉄信	地域振興部長	石橋 正直
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	古川 泰博
建設部長	富田 讓	上下水道部長	永田 克人
教育部長	松永 栄人	監査委員事務局長	花田 勝彦
総務部次長	松田 幸夫	地域振興部次長	三笠 哲生
健康福祉部次長	村尾 昭子	総務課長	松島 健二
行政経営課長	宮原 仁	財政課長	井上 義昭
税務課長	古野 洋敏	地域振興課長	大藪 勝一
まちづくり企画課長	清本 保正	産業・交通課長	松田 満男
観光課長	木村 甚治	市民課長	藤 幸二郎
人権・同和政策課長	高田 克二	福祉課長	新納 照文
子育て支援課長	和田 敏信	すこやか長寿課長	有岡 輝二
国保年金課長	木村 裕子	保健センター所長	木村 努
建設課長	武藤 三郎	上下水道課長	宮原 勝美
教務課長	井上 和雄	学校教育課長	花田 正信
社会教育課長	志牟田 健次		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石 純一
議事課長	木村 洋
書記	伊藤 剛
書記	満崎 哲也
書記	高田 政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は10人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日は8人、明日15日は2人の割り振りでいきますので、よろしく願います。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

本市は本年度第19回国民文化祭・ふくおか2004、とびうめ国文祭が開催され、漢詩大会、文芸祭を担当しております。また、来年度にはねりんピックふくおか2005が開催され、そのときには、ウオークラリーが担当となっております。この全国大会という大きな役目を担い、担当部、課におきましては準備に多忙をきわめてあると思います。

まず、国民文化祭について伺います。この国民文化祭は全国各地でいろいろな文化活動に親しんでいる人たちが集まって、練習の成果を発表し、交流する最大の文化の祭典です。期間が本年10月30日から11月14日の16日間、福岡県内の36市町村で本市の漢詩大会をはじめ、絵画、彫刻、演劇、書道など、文化に関する様々な催しが行われます。したがって、福岡県内に国文祭でお見えの皆さんがみどり豊かな文化のまち、この太宰府市にお見えになると料します。このときをとらえて、太宰府のよさ、温かさ、文化のまち観光都市を紹介するのに存分に発揮する絶好の機会だと思います。したがって、しっかりとした予算でもってこの機会を逃さず、本市のPRのためにも対応を願う者の一人でもあります。本市は昨年7月19日の大水害に見舞われ、かつまた三位一体の施策により、予算面でも補助金と交付税の削減により起債に頼る状態で、この全国からお見えになる皆さんを温かく迎えることができるのか心配をしている一人でもあります。このような全国大会は誘致宣伝費は要りませんが、大量のパンフレットや歓迎アーチなど、もろもろの作成費に諸費用がかかるものと思います。また、知名度は全国に行き渡っておるものと思いますが、日本で4番目の九州国立博物館の開館を間近に控

え、歴史や史跡に関心のある皆様はおのずと本市を来訪されます。すなわち肝心なのはそこで迎える市民の皆さんの歓迎のあり方と温かさであります。大会終了後、太宰府に行き、歴史、文化、観光をし、また人の心にふれあうことができ、本当に和んでよかった、また再度太宰府に行きたいと思わせるPRを行うのに一番よい機会でもあり、起爆剤になる絶好のチャンスでもあります。本市が今後の活力ある経済政策として活力のある観光都市としたまちに寄与するのも、このようなイベントの際に太宰府の観光と太宰府のよさをどのように対応したかにあると思います。福岡市は古代の迎賓館鴻臚館跡の保存整備で、国史跡の指定を受け、観光資源化も検討する史跡鴻臚館跡調査整備研究指導委員会を設立すると明らかにしております。このように他都市においては、間髪を入れずに機会があれば観光事業等に積極的に事業が推し進められております。今回行われますとびうめ国文祭には、人件費272万円、負担金として386万円ほどの予算が組んでありますが、現在国文祭の広告塔は太宰府駅前、水城小学校前、消防署のところと中央公民館に建っておりますが、西鉄太宰府駅前の広告塔は小さくて、梅の木に隠れて見えにくく、効果は薄いと思われれます。開催間近となれば歓迎アーチ、パンフレット、人件費など、いろいろとイベントに合わせた諸費用が必要となります。したがって、歓迎アーチを大きくしたり、独自のパンフレットなどを作成した場合に、現在の予算で果たして再度太宰府に来てみたいという体制と諸準備ができるのか心配ですが、その対応策とイベントの内容と、市民に対するPRについて伺いたいします。

この大会の成否は、地元市民の皆様の参加者数と全国からお見えの皆様との歓迎ムードにあると思います。私は昨年の漢詩大会に参加し、気づきましたことは、中央公民館大ホールに7割ほどの400人くらいの参加者でした。また、この会場には学生さんらしき人は一人もいなかったことでもあります。私は市民の文化に対する関心度と、今後の日本を背負っていく若い人たちの参加が必要ではないかと思いますが、このような地元参加者と若い人たちの参加がないということは、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を掲げております太宰府市としていかなものかと思いますが、どのようなお考えかをあわせて伺います。

また、ここで大事なことは、ボランティアの皆様のご協力が必要ではないかと思えます。私が知っております田中さんは、司法書士をなされ、仕事の合間を見て、土曜、日曜日に観世音寺等で訪れた観光客を今までに1万人を超える方々を案内しただろうと言ってありますが、その方たちからいろいろな形でお礼の感謝のお手紙がたくさん来ております。このように陰に隠れた方々の努力が今後の観光地としての生き残りとなるのではないのでしょうか。私は先だって募集されました史跡解説員の会合に参加いたしました。30名の募集に対し50名の応募があり、解説員のあり方で熱心に議論されておりました。参考までに伺いますが、史跡解説員の資格と、現在までに受講された方は何人おられ、現在何人くらいの方が喜んで観光客の皆様にご案内のボランティアとして活動してあるのか伺います。

来年度には、日本で4番目の国立博物館がオープンいたします。したがって、今年は九州国立博物館（仮称）を含めた観光に対してのプレ的な年になるのではないのでしょうか。観光

都市として発展させようと思えば、多少の予算にこだわらず将来を見据えた対応を願う者の一人でもあり、また観光客の受け入れと気構えについて伺います。

次に、ねんりんピック福岡2005について伺います。この大会は60歳以上の高齢者を中心とする卓球、ゲートボール、マラソンなどの各種スポーツ競技や美術展、音楽、文化祭などの文化イベントや、ふれあいニュースポーツ、健康福祉機器など、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典として毎年開催されております。来年度が第18回目となり、ねんりんピックが福岡県で開催され、太宰府市はウオークラリーの会場となっております。この大会には毎回50万人から70万人前後の高齢者の方が参加されております。このように日本全国からお見えになる皆さんは太宰府にほとんどの方がオープンしたばかりの九州国立博物館をはじめ、太宰府観光を兼ねているいろいろな史跡を訪れられると思われまして、来訪については私は期待もしております。本年度はプレねんりんピックではありますが、来年度に向けての市民へのPRと、50万人からの参加者へのPR構想と、参加者の移動体制等について伺います。

次に、まほろば号の環状線の新設と臨時バスの運行について伺います。本年度は国民文化祭、来年度はねんりんピックが開催され、日本全国からたくさんの皆様がお見えになります。国民文化祭につきましては、国立博物館は開館されておきませんが、来年度のねんりんピックの時期は国立博物館のオープンと重なる時期だとも思われます。さすれば、このアジアに開かれた国立博物館への期待も多く、高齢者の方が来館しやすい交通対策が必要かとも思われます。しがたしまして、その一つの方法としてまほろば号の運行、あるいは臨時バスの運行が行事期間中でも考えなければならないと思うわけではありますが、いかがなものか伺います。私は今回の国立博物館の開館に伴い、西鉄太宰府駅、九州国立博物館（仮称）、太宰府天満宮、国民年金健康保養センターを結んだまほろば号の環状線の新設を提案いたします。この環状線バスを運行することによりその周辺の住民の方の利便さも加味され、国立博物館への利便さ、また他方では市民の健康づくりや痴呆症予防のためとなったり、観光客の旅の疲れをいやす場となっております国民年金健康保養センターを含めた新路線開設は将来のまほろば号のドル箱的存在になるものと確信いたします。早急に検討され、来年度のねんりんピックには国立博物館行きのバスとすぐわかるようなおしゃれなロマンを乗せたデザインのシャトルバスを、来年度にオープンいたします九州国立博物館（仮称）に合わせてぜひとも運行すべきと思いますが、いかがなものか伺います。

後は自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の国民文化祭についてお答えいたします。

最初に、国民文化祭についての概略をご説明申し上げます。国民文化祭の趣旨といたしましては、「国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、あわせて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資することを目的とするものである」とうた

っております。この事業の主催者は文化庁、開催地都道府県、開催地市町村となっており、毎年全国の県持ち回りで開催されております。この事業は昭和61年に東京都において第1回が開催され、今年第19回国民文化祭として福岡県で開催することが決まり、その準備に追われているところでございます。開催時期は10月30日から11月14日までの期間で、約100の事業が展開することとなっております。本市では市長以下、各種団体関係者等22名で構成します第19回国民文化祭太宰府市実行委員会を組織いたしまして、11月3日から11月14日にかけて、3事業、「シンポジウム、文芸祭漢詩大会、文芸祭合同大会」を開催することで決定いたしております。それから、福岡県主催ではありますが、11月6日に大規模総合舞台事業「古今東西まんさい大狂言祭」が本市の大宰府政庁跡で開催されることとなっております。具体的な内容につきましては、今までもホームページ等でPRをしてきておりますが、今後はもっと新聞、テレビ、ラジオ等も含めまして、より一層のPRに県とともに努めてまいりたいと考えております。

次に、予算でございますが、国民文化祭負担金として386万6,000円を太宰府市実行委員会に支出することにいたしております。あわせまして県の負担金が1,317万4,000円、3事業の事業費合計といたしまして1,704万円を実行委員会予算として計上しております。負担割合につきましては、基本的には県が8割、市が2割となっております。

次に、参加者の対応と歓迎対策についてでございますが、全国から福岡県内にたくさんの方が来られますので、その対応については福岡県を挙げて歓迎することといたしております。計画では入場者数を全体で300万人と想定いたしております。このことから主要駅や公共施設等に総合案内を配置し、その対応に当たることになっております。本市といたしましても、駅や太宰府天満宮の参道及び主要道にのぼりを立てたり、ポスター掲示を行いますし、当日は駅よりシャトルバスを運行し、来場者の利便に供したいと考えております。

また、まるごと博物館構想の一環として進めております花いっぱい運動とも協議を進め、市内の景観づくりにも配慮し、歓迎に努めたいと考えております。

次に、若い人たちの参加対応についてでございますが、言われますように、地元の参加については、市内PRはもちろんです。市文化協会にもお願いし、参加について配慮していただくようお願いいたしております。また、漢詩大会では今回から新たに若年者奨励賞を設け、若い人の参加についても配慮されておるところでございます。

次に、史跡解説員の資格、受講者数、活動者数についてでございますが、史跡解説員の養成講座は財団法人古都大宰府保存協会にて募集がなされ、その資格については、その講座を受講していただき、実際にボランティアとして史跡解説員になっていただける方に委嘱状を交付いたしております。さらに、現在までの受講された方の人数は80人で、また史跡案内のボランティアとして34名が現在活動しておられます。

最後に、観光客の受け入れと気構えについてでございますが、たくさんの方がお見えになる機会でもありますので、また太宰府に来たいと思っていただけるように心のこもった対応をい

たしていきたいと考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ねんりんピック福岡2005へ参加される50万人からの参加者の対応についてのご質問にご回答申し上げます。

ねんりんピックは毎年全国の都道府県持ち回りで開催されているものでございます。平成17年度にはねんりんピックふくおか2005が11月12日から15日の日程で県内15市町村の会場でスポーツ交流大会や文化交流大会が予定されております。その中で太宰府市がウオークラリー大会を受け持つこととなっております。大会規模につきましては、昨年の徳島大会では大会全体で約40万人、ウオークラリー大会に約400人の参加がっております。ふくおか大会では観客を含めて大会全体で約50万人が見込まれております。本市にはウオークラリー大会の約500人の参加者に加えて、応援者や、さらに他の種目参加者等、数万人の大会関係者が訪れるものと予測しております。大会運営に当たっては、昨年8月に県の実行委員会が設置され、また本年5月には太宰府市の実行委員会を設置し、全国からの参加者と福岡県民がともに楽しみながら世代や地域を超えた交流の場となるよう関係機関、団体等の協力のもと、安全かつ円滑な大会運営を目指して準備を進めているところでございます。大会のPRにつきましては、ポスター、パンフレット、リーフレット等を作成し、配付、それから懸垂幕や広告塔の作成、並びに広報紙等による広報啓発を行っていきたいと考えております。また、コース設定につきましては、太宰府の歴史、文化的遺産や自然環境等に触れ、太宰府市まるごと博物館を感じてウオークラリーを楽しんでいただけるよう、中央公民館を起点に大宰府政庁跡の史跡地、仮称九州国立博物館、太宰府天満宮、活性化複合施設、文化ふれあい館等をチェックポイントにゲームやクイズを行う市内特設コースを考えております。参加者の皆さんが太宰府に来てよかったと思えるよう温かくもてなし、心と心のふれあいを生み出す大会といたしたいと考えております。

なお、ウオークラリー大会の参加者の宿舎から会場間の輸送につきましては、県の実行委員会で計画しており、バスによる輸送を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ただいま国民文化祭、それからねんりんピックにつきましては、詳しくご説明していただきましたので、大変うれしく思いますが、特に私もびっくりしたんですが、この国民文化祭に300万人という数字はちょっと私も驚いたわけでございます。したがって、期間は16日間というものでございますけれども、この300万人という人たちが大体何割ぐらい太宰府にお見えになるような計算をしてあるのか、それからもう一つは、現在3種類ほどパンフレット、あるいはリーフレットが発行されておるわけですが、この国民文化祭に向けての特別なリーフレット、パンフレット等をつくられる予定があるのかどうか、その点お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府に300万人のうちどの程度お見えになるかということでございますが、最低でも2から3割程度はお見えになるのではないかとこの予測をしております。

また、パンフレット、リーフレットについては、それから観光マップ等についてもあわせてつくってきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私がなぜこのねんりんピックと国民文化祭を質問いたしましたかというのと、やはりこういう大会があるということは日本全国の隅々からお客さんが見えるわけです。宣伝隊を編成して、いろんなあっせん業者を回らしても一部のところしか回れないと。したがって、これは日本全国の隅々からでございますので、このお見えになった皆さんがやはり太宰府はよかったというような心温まる歓迎をされることによって、子どもさん、あるいはお孫さんにその方たちが伝えられる。そうしますと、2代、3代にわたってこの皆さんが太宰府にみえると、そういう経済効果が大きいです。それこそ最小の経費で最大の効果が得られるということでございますので、今回予算も県の8割、市の2割でございますけれども、できるだけ予算を有効に使っていただいて、この日本全国からお見えになる皆さんのために頑張りたいと思います。

1 問目はこれにて終わります。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まほろば号の環状線新設についてご答弁申し上げます。

まほろば号の運行につきましては、市民はもとより観光客も気楽に利用でき、市内を回遊できるよう今年2月に都府楼地区路線の開設や運行ダイヤの改定等を行ったところでございます。ご質問の西鉄太宰府駅、国立博物館、太宰府天満宮、国民年金健康保養センターを結ぶ環状線まほろば号の新設につきましては、現在九州国立博物館（仮称）の開館を契機として慢性的な交通混雑に拍車がかかると予測いたしております。したがって、太宰府市まるごと博物館基本計画等、他の関連計画と整合を図りながら、まほろば号の路線整備をはじめ、交通渋滞の解消や、地球温暖化問題への対応など、公共交通を中心とした交通ネットワークの整備を計画的に推進するため太宰府市交通基本計画の見直しを進めているところでございます。国立博物館、国民年金健康保養センターへの交通アクセス整備につきましては、実施時期の問題がございますので、費用対効果を十分に考慮しながらまほろば号での運行をはじめ、他の公共交通機関の活用も視野に入れながら、できるだけ早い時期に結論を出していきたいと考えております。

次に、おしゃれなロマンを乗せたシャトルバスの運行につきましては、現在国立博物館への交通アクセスについて検討している段階であり、運行に際しましても、運行形態の見直しや運行経費等の問題もございまして、今後の調査研究とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今の部長の答弁じゃちょっと納得いかない問題が出てくると思います。というのが、来年度博物館は開館するわけですね。それで、今の渋滞の問題は恐らく正月から4月上旬までの土曜、日曜日の渋滞のことだと思います。博物館に見える方は必ずしも土曜、日曜日のみにとらわれずに見えると思うわけですが、今のところまだ調査検討と、そういうようなことだと思います。私はこのルートをずっと見まして、今のまほろば号の大きさであれば、巡回バスはできるという確信を持っておるわけですが、その点の検討といえますかね、考え方をもう一度お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館は来秋に開館することは既に決定しているようですが、まほろば号の運行についても、それまでにはきちんとした結論を出していきたいというふうに考えております。

また、国立博物館の開館に合わせて現在散策道の整備もいたしております。交通機関利用のみでなく、多くの投資をいたしております散策道の利用も当然進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） いろいろとまだ高雄地区だとか、そういうところの住民の方も困ってあることも私は重々知っておるわけですが、この博物館をめどにやはりこういうおしゃれなシャトルバスを出すことによって必ず乗りたいというようなムードが出てくると思うわけですね。したがって、そういうおしゃれなシャトルバスを運行されるのかどうかですね、そういうものをあわせて市長の最終的な回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） シャトルバスはまほろば号で十分できるんですけども、別の仕様のバスということになりますと、走る路線を限定する必要があると思います。太宰府市内の各路線をそのシャトルバスがどこでも走るということではできません。例えば西鉄太宰府駅から国立博物館、それから国民年金健康保養センター、そういう路線を限定しての使用になりますので、非常に効果が、費用対効果がないというような状況もございますので、その辺も十分検討しながら結論を出していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっと私の考え方と少し違うわけですね。この循環バスというのは、私、西鉄太宰府駅、国立博物館、太宰府天満宮、内山道を下ってきて、それから国民年金健康保養センター、それからまた西鉄太宰府駅に来た場合に30分も見ておれば必ず帰ってくると思うんですね。それで、その専用バスとして、これは博物館行きだというようなバスにしたいわけですよ。必ずしも水城、あるいは内山、北谷やらに持って行くバスじゃなくて、博物館へ、そういうような循環バス専用というものを想定していただいて、そうすれば1時間に2回、あるいは3回と回れるから、そういうドル箱的な存在にもなってくると思いますので、再

度市長または助役の回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今安部陽議員のコミュニティバスの国立博物館線の運行、巡回バスへの質問でございます。そもそもこのコミュニティバスでございますけれども、平成10年4月に発足いたしました。これは多くの市民の皆様方のご希望がそこにあったからであります。そこには5つの視点を持っておりました。市内に点在いたします様々な公共施設を、点であるわけですが、それを線で結んでいく、利便性が悪かったと、だからコミュニティバスでつないでほしいというふうな要望がございました。あるいはそこには高齢者でありますとか、障害者の皆さん方、あるいは子どもさん方の交通弱者の皆さん方、その方々が気楽にやはり地域社会に積極的に出ていきたいと、そういった配慮をしてほしいというふうな要望がございました。あるいは、JR、西鉄、あるいは公共交通機関への利便性が低い、太宰府西でありますとか、吉松地域でありますとか、あるいは水城、国分地域の皆さん方のそういった交通空白地域といえますけれども、通学でありますとか、通勤、あるいは買い物などの交通手段としてお願いできないかというふうなことでございました。あるいは今ご指摘のあります市民でありますとか、あるいは観光客の皆さん方、特別遺跡大宰府跡をはじめとする多くの重要文化財、遺跡などを循環できる、そういった交通手段としても確保しようと、こういった目的でございました。こういったところからコミュニティバスを運行させたわけでございます。初めには内山、三条、太宰府西コースを平成10年4月に運行開始をいたしました。水城、国分地区コースにつきましては、平成11年6月に運行開始をいたしました。北谷、松川、三条コースにつきましては、平成14年4月に運行開始をいたしました。そして、現在は都府楼団地地域まで運行をいたしておるところでございます。こういったところが現状でございますけれども、ではどれほどこの費用がかかっておるかというようなことでございますけれども、全体で9,600万円ほどかかっております。そして、皆さん方が乗っていただくことによって、運行収入でございますが、それは約4,400万円ほどでございます。したがって、5,600万円ほどがまだまだ市の持ち出し、その80%は特別交付税でもって算定されておりますから、一般財源としては、それからいきますと1,000万円弱だと思いますけれども、こういったもっともっと市民の方々にご利用していただく、コミュニティバスをかわいがっていただくと、こういったことが大切ではないかなというふうに思っております。そして、課題といたしましては、今部長の方から回答いたしました。この九州国立博物館線を中心としたやはり市民の要望が多い、幹線、循環していくというふうなことにつきましても必要だというふうに思っております。来年の秋に開設するわけでございますけれども、それに合わせてやはり開設できるような努力をしていきたいというふうに思っております。全体的にあらゆる利用者が増えて、このまほろば号が一般財源を使わなくとも運行できるような、創業者のつもりでもっともっと頑張っていきたい、このように考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今助役さんから力強い回答を得ましたので、ひとつ世界に恥じない交通体系をつくっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

本年3月国立博物館の建物が完成し、来年のオープンを待つばかりになりました。全国に4つしかない国立博物館が地元にあるというのは太宰府市に住む住民の一人として非常に誇りに思います。先日東京国立博物館に参りましたが、周辺の緑の多さや整備された大きな公園など、その恵まれた環境に対して、太宰府の国立博物館に来られる観光客も同じような感想をぜひ持ってほしいと強く感じました。また、地元住民が観光客を歓迎できるものになるためにも、今回の一般質問では、観光客と地元住民双方にとって好感の持たれるまちづくりのために国立博物館、天満宮周辺の交通体系、駐車場整備、及び手法の一つとしてその周辺の区画整理の実施について市のお考えをお伺いしたいと思います。

そこでまず最初に、最近起こった問題点からお答えいただきたいと思います。本年3月に県道筑紫野・古賀線のセブンイレブンのある五条交差点の拡幅工事が終了し、4方向の道路のうち2つの道路に右折車線ができました。地元住民からの要望も多かったため、その信号に右折用矢印の設置を求めて、3つの地元区長さんに呼びかけ、趣旨にご賛同をいただき、井本県議にご同行をいただいて、筑紫野警察署に行っていました。この交差点は来年の国立博物館開館後交通のポイントになる交差点の一つです。現在この県道の白川付近では1日平均約1万9,600台の車が通っており、交差点においてはさらに多くの車が交差し、観光シーズンはその2倍から3倍の交通量が予想されます。ピーク時は筑紫野警察署管内でも屈指の交通量になるようです。昨年はそこで8件の交通事故が起きており、うち1件は死亡事故でした。これからさらに車の数が増えることを考えれば、少しでも安全性を高めることは絶対に必要です。しかし、筑紫野警察署の回答は、道交法で、交差点に係るすべての道路に直進車線と右折車線ができていなければ右折矢印の信号は設置できないという回答でした。そこで、問題になるのは、天満宮の大駐車場から君畑に向けての道路が交差点において2車線とるためにはわずか1m弱ですが、道幅が足りないため設置できないということでした。せっかく道路拡幅のために何軒もの家を転居させ、工事をしておきながら、こんな中途半端な工事内容では税金のむだ遣いと言われても仕方がないと思いますが、まず工事を行った県土木事務所、筑紫野警察署、道路改良を行った地元太宰府市、この三者でいつごろからどのような協議が行われ、その中で太宰府市の意見はどのようなものであったのか、またその結果はどうであったのかをお伺いいたしま

す。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、県道筑紫野・古賀線、五条交差点の改良工事についてご回答申し上げます。ご質問の五条交差点は県道筑紫野・古賀線と、市道五条・太宰府駅前線とが接する交差点でございますが、ご承知のように、この交差点は修学旅行等の観光バスや史跡探訪等の交差点で、車で正月はもとより年間を通じまして慢性的な渋滞を招いておったところでございます。市といたしましても、この交差点の改良につきましては、毎年福岡県議会の土木常任委員会に対しまして、管内視察の折に強く陳情をいたしてきたところでございます。平成11年に県那珂土木事務所におきまして基本調査が開始されました。平成11年の末から平成12年度に地元関係者への工事説明会がなされたところでございます。その後、平成13年度から平成14年度にかけ用地補償交渉が実施されております。この工事の事業年度は平成11年度から平成14年度でございましたけれども、用地補償交渉の遅れから平成15年度に工事が実施されて、本年の3月末に完成したところでございます。ご質問の市との協議内容につきましては、県事業でございますので、県が交差点の設計した内容について報告を受けたり、あるいは協議を幾度となく行っておりますが、特に交差点のところの警察協議につきましては、県那珂土木事務所がなされたところでございます。ご質問の趣旨につきましては、立派な交差点が現在完成しております。以前に比べ渋滞も解消されておりますことから、さらに今後先ほど申されました安全対策のため関係機関と協議してまいりたいと、そのように思っております。ありがとうございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今建設部長の方から渋滞が若干解消されて、安全性も少しは向上したというふうな内容だったと思うんですけれども、道路改良が3月末に終了いたしましたけれども、終了後既にもう1件交通事故があそこで起きております。道路拡幅を含めまして私がなぜ今回最初にこのような質問をしたかといいますと、私はまるごと博物館構想に従いまして、行政がまずまちづくりについて観光客の数と、それに伴う交通体系、駐車場整備などの全体像をまず考えて、これを市の行政全体に徹底しながら進めていくことが重要だと考えているからです。今回の道路拡幅で言えば、単に道幅を広げるということではなく、行政が将来的に太宰府全体でどれぐらいの交通量が増加し、それを試算し、同時にある程度の車の動線を検討し、それに対応するためにはどのような道路改良を行うべきかという市としての意見を持っておくべきだと考えているからです。そこで、交通アクセスと、それに伴うまちづくりを行政としてどのように具体的に考えておられるのか、これからお尋ねしてまいります。

以前、市として国立博物館開館後、現在年間650万人の観光客を850万人程度に増加するということを目標にされているというお話を聞きました。また、観光協会においては1,000万人を目標値にしているというお話もあります。その中には先ほど安部議員の質問の中にもございま

したけれども、これまで以上に修学旅行や社会科見学といった国立博物館見学と抱き合わせた教育的な要素を持つ児童・生徒や、海外からの団体の増加も考えられます。つまり、今よりさらに大型バスの利用客が増える可能性が非常に高いわけです。そこで、行政としては国立博物館開館以降、来訪客数について正月のピーク時と、年内を通しての人数、また大型バスと普通車の台数についても正月のピーク時と年間を通してのそれぞれの数をどのように試算しておられるのか、お尋ねいたします。

そして3番目に、これらの試算がなされているのならば、どのような期間でなされたのかをお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、国立博物館が開館後、どの程度の来館者を見込んでいるかということにつきましては、3年間程度は年間60万人程度が予測されております。

それから、交通量の問題でございますが、平成15年1月から12月までに大型バスが約2万3,000台、それから普通乗用車、大型車も含めまして約46万台の実績でございます。平成16年1月から3月までにつきましては、バスが約9,000台、それから乗用車が22万7,000台の実績でございます。正月三が日につきましては、200万人の約五、六割が車で来てあるというふうを考えております。そのようなことから、市といたしましても交通体系の計画につきましては、そのような実態を十分把握しながら、今後計画づくりに役立てていきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のお答えの中でちょっと回答ができなかったところがあると思うんですが、ぜひ国立博物館が開館した後、太宰府市全体にどれぐらいの観光客が来るだろうかという人数はぜひ市としても試算をしていただきたいと思っておりますし、その内訳として公共交通機関を使ってどれぐらい、大型バスを使ってどれぐらい、そして乗用車でどれぐらいという数はぜひ行政としては早急に試算を出していただきたいと思っております。

そして次にですね、本市では今後湯布院町のように基本理念として、団体客向けの観光地ではないというまちづくりをされるのか、それとも積極的に団体客を受け入れていくというお考えを持っておられるのかを確認したいと思います。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今年の10月にオープン予定の地域活性化複合施設、これにつきましてはも大型観光客の受け入れを視野に入れて建設しておりますので、ぜひ大型観光客の誘致に努めていきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 国立博物館では大型バスは駐車させずに客の乗降のみという形で検討されているというふうなお話をちょっとお伺いしたんですが、これは本当でしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 受け入れをしないということではございませんで、バスの駐車スペースとしては8台確保されることになっております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） いずれにいたしましても国立博物館が開館すれば、先に国立博物館を見学した後で車で天満宮へ回るといった観光路線も考えられ、それによって今よりも県道筑紫野・古賀線の石坂方面から太宰府天満宮の駐車場へ入ってくる車の数が増えることは間違いないと思います。また、小郡インターチェンジから県道筑紫野・古賀線までバイパスが完成すれば、そのルートで観光客が増大することも十分に考えられます。逆に天満宮の大駐車場で観光客を降ろして、国立博物館で観光客を乗せるという場合もあると思いますが、いずれにしてもさきに申し上げました五条の交差点、そして以前から懸案になっていると思いますが、梅大路の交差点の混雑はより一層激しいものになり、今後隣接する西鉄の踏切での事故の可能性も心配になります。先ほどちょっと試算はなされてなかったようですが、観光客が仮に今よりも200万人増加するという事は、一月当たり平均16万人以上の増加ということになります。もちろん観光シーズンによって偏りはあるでしょうけれども、それにしても現在の観光客に加えてさらに5,000名以上の観光客が日々太宰府を訪れるということになります。今現在でもお正月から3月までの週末は太宰府天満宮近辺の道路や駐車場は飽和状態です。ここにさらに毎日5,000名、恐らく観光シーズンはもっと多い数になるとと思いますが、それほど多くの観光客がさらに訪れるということについて、市としては大型バスの増加への対応や県道の整備を含め、どのような具体的な対策をお考えかをお示してください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、できるだけ太宰府市内に車を入れないという大原則を考慮しておりまして、パーク・アンド・ライドシステムを十分利用した観光体系をつくっていきたい。それから、道路づくりにつきましては、やはり石坂方面から西鉄、太宰府線の踏切、それから梅大路の交差点、渋滞がひどうございますので、その辺の道路改良は早急に計画を立てて、費用的には非常にかかるとは思いますが、つくり上げていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 梅大路の交差点から新町を抜けて大駐車場へ向かう道がありますが、現在でも抜け道としてあの道路規模では対応できないほどの車があそこを通っています。また、五条の交差点から大駐車場への道は太宰府小学校の通学路になっています。雨や雪の降った日は子どもたちの傘と大型バスの車体の間がわずかに五、六十cmしかすき間がないようなところもあります。今後車やバスの増加を予想されるのであれば、例えば通学路の変更や道路周辺の区画整理をして、大駐車場への十分な道路幅を確保するというようなお考えは現在おありでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、交差点の渋滞と梅大路交差点のところの交差点の渋滞ですけども、これは国立博物館が建設予定ということを契機に県の方に基本的に道路整備の要望書ということで、アクセス道路の整備促進ということで7項目にわたって要望しております。その中で筑紫野・太宰府線の整備、これは関屋交差点から五条交差点、あるいは梅大路交差点から筑紫野市の原交差点ですね、こういう部分での、西鉄太宰府駅の手前に踏切がありますけども、ここを何とか西鉄と連動するような通り抜けができるようなそういう要望書も県の方に出しておるところでございます。それから、先ほど言われました梅大路交差点から駐車場への通り抜けの道路ということで、これはまだ内部で今構想検討でございますけども、高雄、それから宰府をつなぐ道路としてそういう部分の検討をし、駐車場へのスムーズな運びができるように駐車場整備、それから道路整備、構想としては今持っておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） いずれにいたしましても、現在でも水城、観世、白川、五条、石坂、三条地区などの住民はお正月のピーク時を頂点に大変な苦痛を受けています。その上これからさらに日々5,000名近くの観光客の増加を考えておられるのなら、すぐに県、警察、市、天満宮、そして地元を入れた協議を行い、交通体系の整備をされ、必要な経費は地方特別交付税の申請などを急ぎ対応する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 基本的なお話としたいと思いますが、国立博物館が平成12年に太宰府に開館するというときに県の方と太宰府市の方で交通体系等の将来あるべき姿をつくっております。一番何がピークかといいますと、やはり観光客は約7割の方が車でおいでになっております。道路もですけども、駐車場が満杯で、道路に駐車をして、とめて駐車場の空きスペースを待つということでございまして、最終的には駐車場のキャパシティといいますか、容量が足りないのではないかとということで試算をいたしております。1日の回転数等も2回なり、3回なりと考えましても、約700台から800台の台数が不足ではないかとございまして、それを今回国立博物館の建設地にぜひともその程度の駐車場を整備してほしいということとで何度かお願いを強力にしたところがございますけども、いずれにしても4つの博物館の中で大きな駐車場を備えるということは非常に難しいということでございまして、現にそういう大きな駐車場は3つの国博にはございません。しかし、太宰府市の特性をいろいろお願いしまして、今のところ二百三、四十台ぐらいの駐車場の整備ができるようになっております。そういうことから若干の交通の渋滞が解消できるのではないかと考えてます。先ほど言われましたように、大型バスについても太宰府市のまちの振興ということからですね、例えば大型バスをあそこにとめて、あそこで帰るといふふうになりますと、ほとんど購買力がないようになりますので、できるだけ国博にお見えになる方は太宰府天満宮、あるいは参道を通って駐車場で帰っていただくと。で、その間のバスについても、交通渋滞が起きないように、高雄経由の方で3号線経由で市内の道路を通らないような方法で誘導すると、そういうことも考えておりま

す。また、この五条の交差点、あるいは高雄の交差点も改良が終わったと思います。それも国博ができるときにやはり重点的にはその交差点が非常に込むだろうということで、改良をお願いをしております。もう一つ、梅大路交差点もその中に入れておりましたけども、非常にあの辺の費用がかかるということで、今踏みとどまっておりますけども、まず建設部長が答えましたように、非常に西鉄の電車との信号の遮断のときに青になっても行けないというような状態がございます。大きなお金がかかりすぐできませんので、まずはそれとの連動をしまして、西鉄電車が通るときには、古賀線の方に優先的に青にして、電車が通ってないときには石坂の方の信号を長目にしようとかですね、そういうことは工夫でできるんじゃないかということで、今強力に県の方にそういう方式をお願いをします。いずれにしても、そういう形で大枠の体系、交通体系については決めておりますので、それを実現に向けて今後努力をしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今総務部長の回答の中で大型バスを高雄の方から回すというふうなお話ありましたけれども、ということは君畑の交差点の方から太宰府の方に入ってくるルートになると思うんですが、そういたしますと、先ほど冒頭に申し上げましたやはり五条の交差点というのがポイントになるんですが、君畑の交差点の方から大型バスがやってきたときに、あそこは先ほど言いましたような条件で今右折矢印の設置ができませんから、そういうことは大駐車場から出てきた大型バスがインターチェンジに行くためにあそこを右折しなければなりませんけれども、そういった部分でもやはり右折矢印の信号というのは、全体を考えた流れをもし本当に考えておられたのだったら、今回その拡幅をしたときにやはり必要だったのではないかなというふうに私は思っております。

そして、今駐車場の件について、やはり不足だということで、700台から800台不足をしているということをおっしゃっておられまして、一応対策として国博の方で大体200台から250台ぐらいまではということだったんですが、それ以外に市として、新しい試みとして先ほど地域振興部長おっしゃっておられましたが、平成12年から年末年始にパーク・アンド・ライドを実施されておられますけれども、この現在やっておられますパーク・アンド・ライドの稼働率、もしくは太宰府天満宮までまほろば号と西鉄電車を利用されている観光客の数を把握されておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） パーク・アンド・ライドの駐車場につきましては、68台のスペースがございますが、年始にどの程度駐車されたかの資料については把握しておりません。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） せっかく実施をされまして、約4年間経過しております施策ですから、やりっ放しではなく、成果がどのように上がっているのか、交通の全体像を知るためにもきちんと把握されておかれた方がよいと思います。

市民の中からは、余り駐車している車を見ないという声を聞きますが、この稼働率を上げるために、例えば西鉄や太宰府天満宮、国博と協議をして、現在年末年始無料開放をしているパーク・アンド・ライドの駐車料金を徴収し、その料金を西鉄の運賃を含ませ、国博の入場料金の家族割引をつけるなどの、観光客が利用しやすい方法をさらに検討してみたいと思います。

また、西鉄は現在年始に運行しておりますJR二日市駅から太宰府天満宮までの臨時直行バスや、西鉄、JRの運賃にも今申し上げたような料金面での優遇措置を行うと同時に、年末年始一方通行を実施している道において、片側車線を公共バスの優先道路にするなど、バスや公共交通機関を利用した方が得だと観光客に感じていただける具体的な対策を今よりさらに積極的に行った方がよいのではないのでしょうか。この点について、今後の計画があれば計画を、またお考えがあればそのお考えをできるだけ具体的にお示しください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今渡邊議員がおっしゃいましたこと等については、シャトルバスの社会実験、国土交通省の補助金をもらいまして実験をいたしております。

将来構想、将来像といたしましては、やはり市内に交通渋滞緩和をいかにかもしていくかというふうなことが私どもの最大の任務だろうというふうに思っております。そういった中で、一つにはシャトルバスを運行の中に入れていくというようなことが大事だろうというふうに思っております。そういった中で、今現在考えておるといようなことをお答え申し上げておきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほど申し上げましたが、市では年間650万人という観光客の数字を出されることが多いようですが、観光協会の調べでは、平成5、6年の790万人をピークに、若干の動向はあるものの、昨年は584万人という数字を出しています。観光客を増加させるために、散策路や複合総合施設などの整備をされ、屋根のない博物館という構想で観光客を周遊させる施策は実行されています。今後団体客を積極的に受け入れるというお考えを持っておられるのなら、今既に大きな問題になっている道路や駐車場の整備を行い、今後予想される大型バスなどの増加に対応できるまちづくりと、交通体系の施策をまず実行してから観光客の増加のための施策を行うべきだと私は考えます。

そこで、本日冒頭に申し上げましたが、観光客の動向を具体的に検討し、交通体系や駐車場整備などを含めた太宰府市内の観光地域における全体のまちづくりを、市民や関係団体も交えて検討し、早急に対策を立てていくべきだと私は考えておりますが、市としては、具体的にどのような取り組みを考えていかれるおつもりなのか、市長にお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま渡邊議員から国立博物館建設後の交通問題等々ご質問いただきましたが、ご承知のように慢性的な交通渋滞を来しており、ご承知のとおりでございます。いかにしてこの交通渋滞を解消するかと。まず非常に難しいのは、この交通渋滞が太宰府市を通る車

の通過交通の渋滞ではございません。言うなれば、国博、あるいは現在のところ太宰府天満宮へ来る参拝客の駐車場待ちの車、あるいは駐車場へ行く渋滞、いわゆる袋小路に入ったような状態が大きな原因の一つになっております。それをいかに散らすか、そしてまたそれを制限するために何があるか。これはパーク・アンド・ライド方式等々今検討しておるところでございます。そしてまた、一般のマイカーの抑制等もこれは呼びかけなくちゃならないところでございますし、大型観光バスについては、その通行経路等も十分検討しながら、いろいろな形での手法を考えていきたいと思っております。いずれにいたしましても、この観光客が増えることは市に対しても大変プラスになるわけでございますので、この車の交通渋滞を減らすためには、もうおっしゃるようにまず入らせないのが一番いいんでございますが、そうはいきませんので、パーク・アンド・ライド方式、あるいは公共交通機関の利用、あるいは車の交通の流れの検討修正等々たくさんあると思っておりますが、皆さん方、あるいは地元の皆さんのご意見等も拝聴しながら、また交通機関、旅行社等々もいろいろ協議しながら、その策を練っていききたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 観光地は、一度行ったらもう行きたくないと思われれば、必ず寂れてきます。ぜひもう一度行きたい、観光客にそう思ってもらえるにはいろいろな要因はありますけれども、大きな要素の一つに、地元の住民が温かく迎えてくれるということがあります。お手元に私のホームページの掲示板に書き込まれました住民の方々の声をお配りしております。今のままでは来年以降さらに観光客が増加した場合の市民感情について、私は大変懸念しております。地元の住民が観光客は迷惑だという印象をできるだけ持たずに迎えることができ、安全なまちであり続けるためにも、今回の質問で申し上げました件についてぜひご検討いただきますよう再度要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の第1項目は、健康で生きがいのある高齢社会についてお伺いをいたします。

本市を含め、日本は今超高齢社会への道を歩みつつあります。高齢者の急増を大変厄介なことと考える向きが多いですが、これからの太宰府は元気な高齢者が多い社会、健康寿命をより

延ばす社会、高齢者、私はこの高齢者の「高」の字を「幸」の字に置きかえたいと思っております。幸齢者生き生き太宰府市を目指していかなければならないと考えています。

市長は高齢者保健福祉計画で、高齢者が健康で生きがいを持ち、可能な限り住みなれた自宅で自立した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤の整備や介護予防の推進等、高齢者福祉の充実を図り、これからの高齢社会が単なる長寿社会ではなく、長寿を心から祝福できる文字どおり豊かな長寿社会づくりを行っていくと冒頭のあいさつで述べておられます。

どうしたら高齢者の方が健康で生きがいを持って生活できる社会を築くことができるのか、真剣に考えていかなければなりません。

その施策として、平成12年に介護保険がスタートをいたしました。しかし、その後軽度要介護者の認定数が急増し、しかも軽度要介護者の重度化が進んでおります。その原因として、高齢者の生活機能、身体機能の維持、改善が介護サービスの目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないと指摘をされています。もしこのことが事実とすれば、極めて憂慮すべきことであると思います。

本市の実態も同じような傾向があるのか、あるとすればその原因を掌握してるのかお尋ねをいたします。

実際、本市も介護保険導入時の月額保険料の基準額は2,770円でしたが、昨年4月から3,750円に上がり、35%もの負担増になっております。

その主な理由として、サービス業者の増加、介護サービス給付費の増加、平成12年度から平成14年度給付費の不足額の返済、65歳以上の負担割合の増加及び国庫負担割合の減少など4点挙げられております。これに伴い、当然市の財政負担も増加をしています。今後ますます高齢者が増加する中で、従来の施策のままでは保険料のさらなる負担増と、市の財政負担の増加は明らかであります。

さらに、介護保険だけでなく、老人医療費の増加も懸念をされています。

こうした中、国会においても自民・公明の与党は、国民一人ひとりが生涯にわたって元気に社会参加できる、明るく活力ある社会を目指し、具体的な施策として、生活習慣病と介護予防で健康寿命を延ばすことを基本目標に据えた健康フロンティア戦略を策定し、政府に対して実現を申し入れております。この戦略の特徴は、具体的な数値目標を設定しているところです。例えば、介護予防の推進で、高齢者の要介護者の割合を現在の7人から1人を、10人に1人へと減らすことを掲げております。

本市においても、介護予防と関連して、疾病予防、健康増進という視点からの取り組みも重要であります。中でも、生活習慣病は近年増加の一途をたどっており、それが脳卒中などを惹起し、要介護状態発生の起因ともなっています。さらに、女性の生涯を通じた健康増進を図ることも不可欠であります。

こうした観点から、介護予防、疾病予防、健康増進を一体的なものにとらえ、具体的にシテかつ総合的な施策を展開する必要があると考えます。

特に、介護予防サービスが受けられる拠点の整備、また各自治体に効果があると広がり始めている筋力トレーニングの実施、さらにリハビリプログラムの開発、現在も実施されていますが、市民プールを活用した水中運動の推進や、トレーニング機器等の整備、一人ひとりの高齢者の特性に合わせた介護予防の取り組みをサポートする人材、例えば健康スポーツ医とか健康運動士などの配置、さらには働き盛りの層には地域・職域を通じたがん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病対策を充実させ、疾病ごとの目標を定めて罹患率と死亡率の減少などに取り組むことも重要であります。

また、女性層には乳がんや子宮がんなど、女性特有のがんによる死亡を減らすため、検診体制の充実、女性の生涯を通じた健康支援を推進するための女性専門外来の設置促進などを含めた総合的な介護予防プランを策定し、健康で生きがいのある高齢社会を目指す必要があると考えておりますが、市長の所見を求めます。

次に、学校の図書司書についてお尋ねをいたします。

子どもには学校の勉強のために指定された教科書のほかに、自分で自由に選んだ本を読みたいだけ読ませる必要があるとインドのタゴールは訴えました。

読書は、生命を啓発し、豊かな感情をはぐくみ、良書に触れることで、知識の習得のみならず健全な思想、精神をつくることができ、まさに良書は心の栄養とされています。2001年には子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、自主的に読書ができるよう環境の整備を推進することを基本理念といたしております。このような背景の中、平成13年3月議会で読書運動の展開について質問をさせていただきました。教育長は、本を読むということは非常に大事である、いろんな機会を通じて本に親しむように推進していきたいと答弁をされました。その後、読書運動が活発になり、成果が上がっているとの報告を受けています。

そのような中、平成16年度から小・中学校において、図書司書と事務補助を1人が兼務をするようになりました。事務補助は日常茶飯の業務に追われる仕事であります。その結果、図書司書の業務はおろそかになるのは当然であります。

今、生命軽視の事件や事故が起こるたびに、日本中が大騒ぎになっております。まさに何が起こるか分からない社会になっております。日本国際児童図書評議会会長の亀田邦子さんは、「本が死ぬところ暴力が生まれる」という著書で、バリー・サンダースは「読み書きの能力が低下すると、自分自身を内省し批判的に考える心が育っていかないため、そこに暴力が生まれると警鐘を鳴らしている」と紹介をされております。

こうしたことから、読書運動に関して進むことはあっても、後退することは許されないと考えております。そういった意味で、学校における図書司書の役割は重いものがあります。兼務制度は見直すべきと考えておりますが、教育長の答弁を求めます。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 健康で生きがいのある高齢社会、介護予防等の施策についてご回答

申し上げます。

国の将来人口推計にもありますとおり、本市においても今後ますます高齢化が進行していく中、ご指摘の健康で生きがいある高齢社会について、いかに対応していくかが大きな課題であります。

介護保険につきましては、ご指摘のとおり、本市においても全国的な傾向と同様の状況であります。

本市では、高齢化の進展に伴う自然増として、毎年400人程度の高齢者が増えていることと、介護保険制度の浸透による制度の有効な利用が増えてきたのではないかと考えています。

そこで、長寿クラブ等での組織的なかわりや、地域での個人的な活動、事業への参加を通して、高齢者が自分の能力を生かし、地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。

介護予防という観点においても、現在の健康を持続できるよう保健センター等において基本健康診査をはじめ、各種検診等を通して食生活や運動習慣等について個別指導を行うなど、生活習慣病等の予防に努めているところでございます。

このように、本市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、それから高齢化対策長期行動計画、地域保健計画、それぞれの計画の趣旨を踏まえながら、整合性を図るとともに、現在実施中の事業、活動に加え、国、県等の高齢者施策も有効に活用しながら関係機関・団体等と連携をすることはもちろん、民生委員や地域の活動団体等のご協力を得ながら、高齢者の生きがいや健康づくりなどの活動を、地域全体の取り組みとして積極的に継続して行えるよう推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 続きまして、学校図書司書の役割についてご答弁を申し上げます。

市の嘱託職員として各学校に配置しておりました学校図書事務員の役割、業務につきましては、まず1点目として、児童・生徒、教師用指導書を含む教科書の無償給与事務、2点目が児童・生徒用図書の紹介や貸し出し及び返却事務、3点目が児童・生徒及び教師用図書の購入事務、4点目が新書の購入や図書の廃棄などに伴う図書台帳等の整理、さらには図書だよりの発刊、そのほか小学校では読み聞かせ、あるいは図書室の環境維持、整理などとしておりました。

しかしながら、平成16年度から学校図書事務員と学校事務補助員を兼務にしましたことから、司書業務のうち、教職員及び図書委員などで協力ができるものなどにつきまして見直しを行い、図書だよりの発刊や読み聞かせ、図書室の環境維持などにつきましては、教職員の協力や連携を図ることで、図書事務を兼務しております学校事務補助員の業務から外し、業務が過大にならないよう配慮したところでございます。

なお、現行の学校事務補助員制度につきましては、見直しを行ったばかりでございますの

で、このまま続けてまいりたいと考えております。清水議員が危惧されております読書運動、推進が後退することがないように、今後も努めてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 答弁いただきました。従来の方が行っている施策に準じた形で答弁をされたと思っております。これからいろいろ再質問をさせていただきますが、まずはこの健康で生きがいのある、要するに介護予防とは何かということから入るわけですが、要するに健康で生きがいのある高齢社会ってということで、厚生白書ですかね、国が出しております白書があるわけですが、その中に「健康と生きがいは重なり合う部分が非常に多く、特に高齢者では生きがいを持っていることが健康の維持増進につながっている」と、このようにあります。こういったことを前提に置き、さらに介護予防がなぜ必要かということは、実ははつらつとした生きがいのある人生を送ること、その目的のためにこの介護予防が必要であると最近言われております。私も全くそういうように考えておるわけでございます。

まず最初に、平成12年から介護保険がスタートされました。制度ができたということで、平成12年から4年間で認定者が72%急増したと言われてますね。本市のこの介護保険料という資料が窓口においてありますが、この資料によりますと、本市として平成12年度から平成14年度まで、認定者が2年間で32%増えてますね。さらに、この財政的な介護サービスの給付費、これが18億7,000万円から25億1,000万円と、2年間で35%の介護給付費が増えているわけですね。そういうことで、昨年35%の保険料の負担が上げられたわけですが、これから将来的にこのままのような形でいきますとね、うちの、先ほど部長が言いました、太宰府市の介護保険の事業計画書に沿ってやるということでしたが、平成11年度の推計として、介護保険事業費の見込みとして31億5,000万円が年間にかかると書いてあります。介護保険としては、平成12年はトータルで20億円だったわけですね。このままこの20億円が平成15年度で29億円、これは3年間で物すごいスピードで上がっておるわけですね。財政負担は増えておるわけですね、31億円。こういう形で見ていったときに、今のような形での施策でいくと、さらに保険料が上がるとことはもう火を見るよりも明らかでございますが、これはこのままいったときです、3年ごとの見直しが行われると書いてあるわけですが、平成17年度に見直しを行う予定でございますけれども、保険料として65歳以上の保険料の方の月額ですね、現在3,770円、これがこのままいった場合ですね、高齢化が毎年400人ずつ増えていくって形で言われておりますし、さらに認定者の推計も出ておりますね。平成14年度の14.42%が3年後の平成19年度には16.38%ということで増える推計がなされておりますが、保険料としてそういった試算等もされているのかどうかですね。

そういう形の中で、やはりそんなに負担をさせるわけにいかんわけですから、そういった形の中で逆算して、じゃあどうしたら介護の保険料を抑えることができるか、そのためには介護予防は必要という形の結論になるわけですが、まず最初にこの推計が、全体の推計は出てます

ね、31億5,000万円、そうすると65歳以上の方の月額の基本額ですけど、どの程度になりますかね。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまのご質問がっております介護予防というところで、当然介護保険料、平成15年度から値上げをしたわけですが、これから、先ほどの答弁の中にも申し上げたんですが、高齢化人口が増加していくということが当然出てきますし、団塊の世代というところも当然視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

それで、ご質問がっております介護予防というところが、これからどういう取り組みをしていかなければならないかということが必要かと思えます。それで、本市としても介護保険制度の中でやれる分というのは余り予防的なものは難しいことがあると思うんですが、その下の段階で支援、介護支援ですね。それから要介護1、その方たちが当然今の段階でも率的には大きく伸びておりますので、そういうものを今後どうしていかなければならないかということは考えていきたいと思えます。

それで、介護保険料につきましては、先ほど言いましたように、これからどういう形で料金を決めていくかというところで、現在のところは具体的にはやっておりませんが、推計をしていくというところの準備の段階には入っているというところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まだ計算してないっていうことでございます。それで、今年金の問題がありまして、これから年金制度の問題で非常に給付も下がっていくという時代に来ます。それで、合わせた形で社会保障の介護保険も増えていくと。

もう一つ忘れていけないのは、医療費の問題ですね。老人医療費も当然これから高齢者が増えていくと増えるような形になるわけですが、厚生労働省の試算ですが、これは5月30日の日経新聞ですけども、これによりますと、2025年度に今年度の2.1倍、69兆円に膨らむと、医療費がね、全体が。医療費のかさむ高齢者が増えるのが大きな理由ということで、老人医療費だけで3倍に増えると。医療費全体に占める割合もほぼ5割に達すると。今、去年からですが、70歳から75歳に順次年を置いて年齢を引き上げていくような形になるわけですが、そういった形の試算の中でもこれだけ老人医療費は増えると。そうすると、また将来的にはこの75歳を80歳に上げるとかですね、こんな形になっていくのかなと思うんですが、そういうことはもうしたくないと思っているわけですね。

そういうことで、私どもとしては何とかして、やはり健康で生きがいのある社会をつかっていくためにどうしたらいいか、私たちはやっぱりそういった、将来的にこのまいくとどうなるかっていうことを見越してやっぱり逆算していかないといけないと思うんですが、介護保険の方はまだ推計してないと、わからないと。老人医療費についてはそういう意味において、こういうような国のデータがあるわけですが、本市としてその辺の推計なされてますか。介護保険、老人保険全体はですね、太宰府市の負担としては全体で5%程度の負担でいいということ

で、余り真剣に考えてないかわかりませんが、全体的にはこれは全部、国も県も市の方も、それぞれの負担割合を決めてやってるわけでございますので、税金という一つのものから考えていったときにですね、これは考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますが、その辺の推計がわかれば教えていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 老人医療費につきましては、介護保険制度が平成12年にできまして、平成12年度と平成15年度と比較しますと、大体14%落ちてるという状況がございます。これは先ほど言われました年齢の引き上げ等が一つあるんじゃないかなと。それから負担割合ですが、所得が高い人については2割負担という制度上の問題もあったかと思えますが、医療費としては14%低くなっております。ただ、人数としては若干増えているという状況でございます。

それで、こういうものも考えながら、当然介護保険制度そのものも料金の設定、それから介護予防に取り組む一つの材料として取り組んでいきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 個人保険料が、介護保険と同時に下がったという話ですが、私ちょっと調べた限りにおいてはですね、決算書ですけどね、老人医療費の決算書で、平成12年度が56億円、平成13年度が57億円、平成14年度が若干下がりますけども同じように56億円で、平成15年度が約60億円、それから平成16年度が年齢が若干引き上げになったということで55億円に下がっておりますが、余り介護保険が使われたからといって、決算書見る限りにおいてはですね、そんなに効果があってないんじゃないかなと思うんですが、ちょっと今答弁が私の数字と違うような感じしますけど。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私が答弁したのは、平成15年度と平成12年度を比較した中で、平成15年度が60億円というところでお答えになったんですが、私どもの方でつかんでる数字としては54億9,270万円でございますので、そこで数字が若干低くなっておりますので、率的に変わってくるかと思えます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 本来の議論に入りたいと思えます。私が言ったのは、平成15年度はまだ決算見てませんので、予算書の中から数字を出させていただきました。

介護予防の方に、要するにこれから財政的な面においても保険料も上がる、医療費も上がる、そういう形の中で、特に介護保険の場合はですね、言われているのがまず廃用症候群というのがありますね。専門的な用語になるわけですが、これはどういうことかといいますと、要するに心身を使わないことによって心身の機能が低下する。言うなれば介護保険を使う。本来残存能力があるけども、ヘルパーさんが来ていただくと、在宅で、来ていただくと。本来自分が今までやってたものが、ヘルパーさんが来ることによってやらなくなってくる。もうそうす

ることによって、本来持っている機能が向上するのじゃなくて、便利は便利でありますけども、その機能が低下をしていくと。お年寄りですので、低下をするとこれを回復するのがなかなか難しい。ということで、要介護認定者の軽度の方の重度化が進んでると。こういう形で言われておるわけですね。だから、介護サービスってのは、今までは生活支援をしてあげるといいう形で来てましたけど、それはそれで私はいいいと思いますけど、そのとおりにやってくると、言うならば本来使わなくちゃいけないものが使わなくなってくる。そのことによって言うならば生活不活発病ということで言われているわけですね。そこのところの問題として一番言われているのは、そこのところの水際が一番大事だと言われてるんですね。私が介護予防ということで、そういったことをしっかり把握をされて、今言ったように数字としても上がってきてるわけね、どんどんどんどん。それは恐らくそういう形の部分があるのではないかとということで、国も検討し出してありますが、私はそういった面においての、本市としてですね、その水際作戦をどうするか。それは高齢者の方にとっても一面的にはいいような感じがしますが、しかし将来的にはそれが重度化することによって、言うならば、極端に言えば床がなかなか、ふとんをひいて上げるのが大変だと。ほんならじゃあベッドを出しましょうということで、ベッドをやる。あるいは歩行がなかなか行けなくなったということで、安易に車いすを出すと。今度はもう足も使えなくなってくると。こういったことが介護サービスを提供する中でですね、起きているのではないかとされているわけですが、こういったことの水際サイド、これは事業者がやるわけですので、市として非常に難しいことかなあと思ったりはするんですが、しかしここを何とかしないと将来的にもですね、なかなか解決できないという形になるわけですね。介護予防として、その辺の部分はどうするのか、水際作戦をどうとめるのか、その辺のところは今後大事。それは介護保険だけじゃないですよ。それは同時につながって医療費にもつながってくわけですからね。その辺のところをやっぱりきしっと、やはり4年間やってそういう結果が出てくるわけですので、やっぱりこのところの対策は私は必要じゃないかなと思うんですが、考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほどもちょっと話したんですが、介護保険で要支援が入り口ですので、その辺のところをどうするかということなんですけど、私どもで考えておりますのが、一つは介護保険制度でやることと、それから今でもやってるんですが、高齢者福祉というところなんですけど、ここの分については、人間が持つてる機能の維持ですね、それをどうするかということ、それからもう一つは進行をどう防止するかということなんですけど、その中でいるんな高齢福祉で介護保険に認定されてない方を対象としたですね、いろんな事業を考えております。それは何かから考えてるかといいますと、高齢者の保健福祉計画と、それから第2期になるんですが、介護保険事業計画というものをつくっておるわけでございます。その中で実際どういうことをやっていこうかということですね、今までやっている事業もあるんですが、新たに事業を立ち上げてやっていこうということを考えております。それが介護保険になる前

の高齢者福祉というところですね、例えばこの中でやりますと、プラチナパソコン教室っていうのを平成16年度、今年から立ち上げようと思うんですが、その中でお年寄りの方がパソコンを習ってあって、ほかの方に教えたいというところですね、申し出がありましたので、その方に講師になっていただいてですね、パソコンを習うことで手先、それから頭の方も、頭脳も使っていくということがありましょし、そういうふうな事業を幾つか立ち上げた中で、やっていくことも高齢者福祉の中で当然考えていかなければならないと思ってます。

それから、介護予防というところなんですが、元気な高齢者をつくろうというところですね、健康生きがいがづくり対策、これが年齢的にはそう高くななくてもですね、健康、それから生きがいをすることによって、当然予防対策ということもありましょし、もっと下に行きますと、健康づくり、それから疾病の早期発見とかですね、それから早期治療というのが当然出てくるわけなんです、この中では保健センターでいろいろ健診とかやっておりますし、その中で早期発見、早期治療ということにつながることは健康につながると思えますし、健康があって生きがいができてくるということが大体40歳ぐらいからそういうこともちょっと考えていかなければならないと思ってます。

それから、もう少し年齢が若くなりますと、正しい生活習慣の獲得という言い方をしてるんですが、その中で成人向けで、健康福祉部だけじゃなくて、社会教育とかですね、生涯学習もあるかと思うんですが、その中でいろんな活動されることも一つの生活習慣病を予防するということにも大きく、ちょっと広く言ったんですが、そういうこともこれから重要だろうというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 水際作戦がこれからどうするかということで、極めて大事じゃないかということで問題提起をさせていただきました。いろいろおやりになってらっしゃるということですが、きちとした形の答弁になってないのかなあと思っておりますので、今後研究をしていていただきたいと思えます。

いろいろ、高齢者の方が要介護状態になる様々な理由があります。その中の一つに、最近言われてます筋力低下による転倒や骨折と。こういう形の部分が多いと言われてます。これは本市の介護保険の中にも書いてありますね、転倒、骨折を予防しようということで、高齢者の転倒と寝たきりにはとても深い関係がありますと。65歳以上の人が寝たきりになる要因の約1割が転倒、骨折ってことで書いてあります。このことをどう防ぐかということが一つのこれからのキーポイントにもなってくると言われているわけですが、そういう中で様々な各自治体の取り組みがあります。

その一つに筋力トレーニングというのがあるわけですね。筋力トレーニングというたら、プロレスラーがやったりとかお相撲さんがやったりとかという形じゃなくて、高齢者用の方々の筋力トレーニングが最近開発をされてきているということが報告されています。茨城県の大洋村っていうところがございまして、ここは筑波大学のグループとですね、協力をして、要するに筋

カトレーニング、大腰筋っていうんですね。ここに何か大腰筋って筋があるらしいんですけども、これが衰えてくると転倒とか骨折が起きると。これはウォーキングではこの大腰筋は鍛えることはできないと言われていたわけですが、そういう、その大腰筋を鍛えるトレーニングをやったと。その効果を調べる研究を初めておやりになったわけですが、週に2回筋力トレーニングをおやりになったこの方々のデータと、やってない方々とのデータがあるわけですが、はっきりこの筋力トレーニングをやった方々の筋力がついたと。そして、医療費も増加率は不参加者の2分の1になっていると、そういう形でこのデータが大きな社会的な波紋というか、各自治体に興味を持ってき出したわけですね。これ久野さんという方、教授ですけども、調べてみましたら、この久野さんのやっている、いろんな形で新聞に載ってる自治体が2ページにわたって細かく紹介されてます。非常に効果があるということとされているわけですが、この大腰筋を鍛えるということ、これ東大の石井さんという教授も言われてます。

それから、最近のことですが、12日にですね、神奈川県で私どもの、公明党の議員が質問をしたわけです。神奈川県は川崎市というところでやはり筋力トレーニングをやっているわけですね。これがこういう報告ですが、リハビリで筋力トレーニングで8割の方が改善されたと。ほいで、介護費用は1人年間110万円の削減がされたってということがあるわけです。

こういったことも、これからの一つの大きな施策の一つとしてですね、取り入れていかなくちゃいけないんじゃないかと思えますし、私もこれ最近知ったこととございますので、こういうようなことをご存じなのかどうかですね。それで、何か少しは検討されているのかどうか、そのマシンをかうとなればお金がかかる話にもなるんでしょうが、そういったことも検討されているのかどうかですね。その辺のところもちょっと考えを聞かせていただければと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 筋力トレーニングの分につきましては、市内の医療機関の中でも取り入れられてやってあるところはございます。私も先日見させていただいてですね、無理なことではできないと思うんですが、コーディネートの方ですかね、そういう方がつかれてやりましたから、その方に応じたトレーニングだろうと思います。そういうものについては、当然ご質問がっておりますように、医療費とか介護予防とかですね、そういうものにつながるということで、当然私どももいろんな手法があるとすれば、そういうものはですね、検討させていただく必要があるかなというふうには思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） マシンを使うとなったらなかなか抵抗ある方もあるかと思えますけど、テレビ等でもいろいろ簡単にできる体操等もありますね、ストレッチっていうか、筋力トレーニングの体操なんかもやっております。階段を上るといってということも書いてありますので、私は行政というのは、これから大事なことは、本当は、本来この介護予防というのでも行政がするものじゃなくて、やはり一人ひとりが自覚をして、自分自身がやはりその介護予防に

取り組まなくちゃいけないというのがこれは原点にあると思うんですね。そのためにどう情報を伝えていくかっていうことが大事だと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それで、この介護予防を調べていく中でですね、長野県がありますね。長野県が、ご存じのように老人医療費が全国で最低って言われていますね。そして、平均寿命は男性が全国で第1位、女性が第4位という、長野県は教育県でも有名ですが、こういった形で医療費が非常に低い、県全体で医療費が低いと。高齢化率は全国10位という、そういう高齢県でありますけども、高齢者がたくさんおるけども医療費が少ないと。そして、健康寿命もあると、こういうことで前から言われているわけですが、この長野県のそういった、高齢者がなぜ健康が多いのかと。そらいろいろデータとか報告があると思いますが、何かやっぱりそういうような形の中で、調査とか研究とか参考になるようなことをされてるのかどうか。

それともう一つですね、その中で言われていることはですね、保健指導員制度、これが非常にこの長野県の健康長寿の一つの大きな源になってるんじゃないかとか言われてるんですが、そういうようなことは何か参考にされたことがありますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 調査されたことがあるかっていうことなんです、その分につきましては、私どもいろんな、インターネットとかいろんな情報がありますので、そういうのと、それから必要な分がありましたら問い合わせとかですね、そういうのではやっております。

それから、健康指導員制度というのは私どもの方は今のところありませんので、今のところ検討はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 大事なことは、先ほど言いましたように一人ひとりがどう自分自身のことに行くかということで、長野県はこの保健指導員の方が全部で県で1万5,000名いらっしゃるそうです。それで、この博士論文ってのがありましてね、この方が保健指導員制度っていうものをずっと調査されているわけですね。その中で、どうしたら健康でいくのか、そしてさらには生きがいを持つことができるのかっていうことをずっとデータを調べられて、発表されて、そして博士号を取られておるわけですが、この保健指導員って方は主婦の方々が中心だという形で、長野県の須坂市というところが一番最初にできたと言われているわけですね。

それで、これ全部ボランティアなんです。ボランティアで、保健指導員の方々が高齢者の方々の健康づくりをどうするかという形ですね、ずっと取り組みをされるらしい、2年間。そうすることによってですね、それは高齢者の人たちとか、そういう方々のためにもなるけども、そのボランティアをやってきた人そのもの自体が大きな学習ができたと言われてるんですね。これはね、一長一短にできるもんじゃないんです。今言われているのがね、長野県須坂市ですけども、そういった経験をされてきた方が、女性の全人口の成人女性の3分の1とかです、ね4分の1とも言われておるわけですね。そういった形の中で、ボランティア活動でずっと

社会参加とか、いろんな形で進んでいく中で、健康に対する意識を持ち、そして高齢者のためにもいろんな形で、ボランティアで支え合っていく、これが本来健康で生きがいという形じゃないかということで、この博士論文に書かれているわけですが、これからの時代というのは、私はそういったこともですね、大事じゃないかと思ってます。今まで見たこともない、したこともない、わかりません、やりませんという話ですけど、やはりそういった形でこれから地域コミュニティづくりを本市もやろうとしてるわけですので、こういった参考になるものがありますので、これはもう金かからなくていいわけですよ。

それで、その言われた、実際に実践してされてきた方々自体がおっしゃってる言葉は、楽しかった、よかったということです。それ以上に自分自身が多くを学ばさせていただくことができたと言われておるわけですので、何も金のかかる話じゃない。これは真剣になればできることだと思いますが、しかしこれは行政がやってもなかなかできるもんじゃありません。これはもう地域の人たちがそういう形で取り組んでいけなくちゃいけないと思いますが、そういったデータとか情報をですね、これは行政側は公開していくとかというようなこともこれからは大事じゃないかなと思うんですが、考えてませんということですが、これから地域コミュニティづくりやっていくわけですが、そういった制度も参考になるんじゃないかと思いますが、いかがですかね。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今お話しいただきましたことにつきましては、私どもの方で、今福祉でまちづくりというところの取り組みの中で、地域に入っていきこうということも考えておりますので、その中で参考にさせていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 時間がありませんので、学校の図書司書について……。

（「議事運営について、休憩を求めます。休憩」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩に入りたいと思えます。

休憩 午後0時06分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今先ほど答弁ありましたので、後退してるのか前進してるのかちょっとよくわからない部分があったんですが、役割分担をいろいろと決めたという形でお話があります。

それで、冒頭、本会議でも紹介させていただきましたが、非常に読書運動というのは、読書というのは大事であると。これが当てはまるかどうかあれですが、この機会にですね、教育長のご意見等も聞かせていただければありがたいかなと思っております。佐世保で小学生の女

の子が刃物で切って亡くなるという事件がありまして、今いるんな形で、ホームページだとかインターネットだとかという形が言われておるわけですが、このバリー・サンダースって方が、先ほど紹介しましたけども、なぜ本が死ぬところ暴力が生まれるかという形の中で、その原因として長時間のテレビの視聴がある。もう一つは、インターネット、通信やテレビゲームへの熱中、そういうことで青少年を読書から遠ざけようとしている要因が多過ぎるということで、先ほど申しましたように、本が死ぬところ暴力が生まれてくるという著書をあらわされてくるわけですね。それが直接佐世保の事件とつながるかどうかということは私もわかりませんが、そういう意味において今そういうテレビの時代、あるいはインターネットの時代という中で、私はこの読書活動の推進というのは極めて重要じゃないかなと思うんですが、この辺のところは教育長はどう考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 清水議員ご指摘のように、また私も学校の教員をしておりまして、やっぱり本を読んでおくことの重要性と申しますか、その認識は前に答弁したとおりと、全然変わったもんではございません。各小・中学校におけるですね読書活動というのは、以前お答えしましたときよりも、私は充実してるというふうにとらえております。

その要因として考えられることの一つにはですね、司書教諭がきちっと位置づけられまして、学校の組織体制、それから役割というものが明確になってきたこと、また一つにはボランティアと、そういう方のご協力をいただきながら読書活動が進められているようなこと。もう一つは、数年たちますので、どういう方法でやっていくかということが、教員も子どもの方もそういう活動のシステムと申しましょうか、方法等が理解できて、次は何するかということがよくとらえられてるといふようなことがあるんじゃないかともとらえてるわけですが、そういうふうなこともございまして、読書活動については充実してきているというふうにとらえてるところでございます。

清水議員ご指摘のように、最初に申し上げましたように、やはり本を読むというのは非常に大切なことだということについては、もうご指摘のとおりでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、そのためにですね、国もですね子ども読書活動推進法を平成13年12月、そしてこれは推進法ができて、国が子ども読書活動推進基本計画を平成14年8月につくられましたね。その中に、やはり子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実を図っていきなさいということで、今の教育長の答弁ですと、司書教諭を充実させたということございまして、言うならば、今まで図書司書っていう形が一人で仕事をされていた。そういうことで、司書教諭を充実させたために事務補助も一緒に兼務させるようにしたという形になるのか、この辺のところは今ひとつ見えないんですけど、私から言わせると、今までは学校図書は学校図書として、一人でその仕事をされていたと。それが、今度は平成16年度

からですね図書司書の方も事務の補助をするようになったと。そうすると、学校の図書の方の司書の仕事がおろそかになるんじゃないかという懸念を持って質問してるんですけど、今の教育長の答弁ですと、いや、そうじゃなくて、別に新たに司書教諭を配置したっていうんですか、充実させたというご答弁でしたが、そういう形で充実されたという形なのか、この辺のところをちょっともう一回きちっとお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初にですね、今まで配置しておりました方につきましては、これは図書司書ではなくて、図書の事務を補助する方でございますので、そういう役割について少し違うと思います。

それから、先ほど申しましたようなことですね、学校におきましては、さきに部長が答えましたように、事務補助として配置された方の役割というものが、またお仕事が少し軽減されたということでございまして、司書教諭というのは教諭をもって充てるようになっておりますので、市が配当したものではございません。

それから、もう少し読書活動ができるようにというようなことで、例えば市民図書館から出ておりますすすく号のステーションといいましょうか、そういうところの回数を増やすとか、また学校の時勢に合わせながら利用しやすいようにするとか、また図書館自体も広域化するとか、土曜、日曜等の祭日とか、夜間の開館とかというような、単に学校だけじゃなくて家庭に呼びかけるとか、また保護者の方がそういう図書館を利用できるような、そういうふうなことを踏まえながらですね、全体的に図書活動が、読書活動が充実しているように進んでいるということを申し上げたわけでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 図書事務ということですね、仕事、図書司書じゃないということで、事務員という形で。これはこの方々は嘱託になって今までおやりになってらっしゃったんですが、これ司書の資格はあるなし関係なしに、事務員として嘱託で置いとくという形ですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 事務補助員として嘱託契約をいたしております図書事務職員につきましては、司書の資格を有しております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ということは、その位置づけとしては図書の事務員という形でありませうけども、やはり勤務されている方は学校司書という形で、学校の図書司書という形で当然認識されてその仕事をされてるという形だと思っただけですね。今一人でされてた方、要するにいろんな形で充実させていくという部分はありますけど、私は学校の図書司書に限ってちょっと質問を、限られて質問させていただきたいと思うんですが、要するに昨年度までは学校の図書司書として、言うならば、それ専属でかかっておらっしゃったと。それが今年度事務の新たに図書とは違う事務の補助の仕事をするようになったと。それで、これは司書の方が同じような仕

事をされるわけですが、そうなってくると、だれがどう考えても、これは充実したという形で私は思えないんですね。要するに今まで専門でその図書事務員ではありますけども、あくまでも市としては司書の資格を持っておられる方を嘱託職員としてお雇いになってらっしゃったと。これは当然図書の仕事をやんなさいという形だろうと思うんですね。その方が今回なったのかどうか知りませんが、言うなれば、新たにこの学校事務の補助をするようになったと。そうすると、先ほどと同じような形の繰り返しになりますけども、やはり後退した形になるのではないかなと思うわけですが、学校の事務補助の仕事というのも、結構事務職員の仕事というのも結構大変な仕事らしいですね。わしも実際学校現場におったことはないからわかりませんが、どちらかという、お一人で仕事をされてらっしゃると。これ日本教育新聞ですけども、静岡大学の教授が、学校の事務職員も仕事の実態についていろいろ実態調査されて、バーンアウト傾向というんですか、バーンアウト傾向ということで、非常に強い多忙感を持っていると。事務職員ですよ。このアンケートの中でした多忙感については、強く感じる40%、やや感じるが48%と、これは事務職員の部分でのことですけども、こういう仕事をしながらおかつ学校図書の仕事をやらないかんとすることは、やはり私はどうしてもやっぱりそちらの方、学校図書というのはなかなか目に見える仕事じゃありませんけど、事務というのは毎日日常茶飯の仕事ですので、やはりおろそかになってくるんじゃないかなと。そうすると、基本法とか、この推進法とか、基本的な計画というのは、この諸条件の整備充実をなさないと。今の学校図書に関する分に関しては、私はどう見ても充実しているとは思わないです、後退してると思うんですが、この辺のところは、もう一回1年間しかないということで検討するということですが、私はそういうふうに思うんですけどね。そこがちょっとまた意見が食い違ってるんですけどね。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 事務補助員として図書司書の業務についてですね、見直しを行ったということをごさいます、従来からしていただいております図書だよりの発行であるとか、図書室の環境整備、あるいは図書委員会の活動に関すること、あるいは読み聞かせなどについてはですね、ボランティアの方に協力をいただいておりますとかという形で補完をしております。それで、物理的には、おっしゃるように2人が1人になったということですね、これはもう認めざるを得ないところだと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 教育部長がおっしゃったように、物理的にはそうだと、要するに後退したんだということですよ。教育長がおっしゃいますように、やはりこれから読書活動は必要だと。この基本計画の中にもですね、学校図書館のあり方に関しては、司書教諭を中心としてそういった事務職員も含めて充実させていきなさいということが平成14年8月に閣議決定された子ども読書活動推進基本計画の中にも盛り込まれてるわけですね。そういう意味においてはですね、この1年間子どもたちのことを考えて、後退するようなことがないようにですね、私は

前向きに検討していただきたいという形の質問です。1年を見て、経過を見てということですが、これは生の声としてそういう声があるということをお伝えしとるわけですね。だから、今やりよう途中でそういう声が出てますので、教育長どうぞ。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 誤解のないようお願いしたいことはですね、確かに事務補助員の仕事の量としてトータルの先ほどのような話がありますけど、読書活動がですね、後退したのではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、市の職員を、嘱託職員でも派遣するにつまましてですね、おっしゃるように確かに図書という面から見たら、図書の司書も欲しいと同様にほかの部面でもやはりぜひ配置してほしいというような願いがあるのも事実でございます。そういうふうなことを考えながら、トータルの見ますと、市の職員の配置というのを増加させながら、教育全体の向上を図っているということもご理解いただけたらと思います。今後とも読書活動の充実を図ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、市民サービス向上のための職員意識と組織の活性化について、公共施設の現状と課題についての2項目質問させていただきます。

質問に先立ちまして今年度も大雨のシーズンを迎え、その対策について一言お願いをしたいと思います。太宰府市におきましても、昨年の教訓を生かし、大雨などの災害に対する防災対策、また災害が想定されるときの方策本部の設置の時期やその活動内容のあり方など、様々な角度から見直しがなされ、現時点でできる範囲で最大のご努力がなされていることと思います。既に今年は梅雨入りの前から大雨洪水警報がたびたび発令され、関係職員の皆様の深夜の参集も数度あったと聞いております。たび重なる深夜の出勤のご苦労はいかばかりかとお察しいたしますが、どうか市民の安全確保を第一としまして、今後ともご努力いただきますようこの場をおかりいたしましてお願いいたします。

さて、現在私たちを取り巻く社会状況は高度成長の時代から低成長の時代へと大きく変化し、大きな閉塞感、不安感に襲われ、またこれまでの価値観が全く通用しない混迷の時代だと言えます。自治体においても三位一体改革による地方交付税の削減と景気の低迷に伴う税の減収は厳しい行政運営を余儀なくされています。このような状況の中、自治体も企業同様、公共経営、すなわちパブリックマネジメントとして自治体の業務をとらえ、政策評価や事務事業評価などを積極的に取り入れていく自治体も増加しています。このことはこれまでの行政手法ではもはや対応できなくなっている。すなわち時代の変化に合わせ組織も大きな変革を求められていることだとも言えます。日常の業務の中で市の職員の皆様が既に感じられていますよ

うに、市民のニーズは複雑多岐にわたっています。さらに厳しい経済状況の中、市民生活も大きな犠牲や負担を強いられ、納税者である市民の行政を見る目は以前とは比較にならないくらい厳しくなってきました。このような現状に各地方自治体は少ない予算配分の中でそのニーズにどうこたえていくのか苦慮し、模索しているのが実情ではないかと思えます。しかし、その一方、これまでお役所仕事とやゆされて、冷たい、高慢、遅いと批判が多かった市役所の対応を改め、市民を顧客としてとらえ、行政はサービス業の精神で市民と接していこうと、土、日の窓口開設を開始するなど、積極的な取り組みがなされている自治体も増えてきています。

さて、市民がサービスの受け手側とすれば、そのサービスを提供する立場にあるのが市の職員ということになります。そこで見方を変え、その市役所の組織で仕事をしている職員が日ごろどのような意識で仕事をし、その組織の現状をどうとらえているのか、また行政サービスを上げるためどのような考えを持っているのか検証していくことは、市民満足度を高めていく上で意義あることだと思えます。事実太宰府市においてもこのような目的で定期的に職場活性化のための職員アンケート調査などが行われています。このアンケートは最近では平成14年7月に実施されています。この結果から市民が求めているサービスと市の職員が考えているサービスが一致し、市民のニーズを的確につかんでいること、また組織内の意思の伝達、すなわちコミュニケーションが余り図られていないのではないかとということが読み取れます。さらに、市役所内の組織を活性化するにはどうしたらいいかという職員の貴重な、また生の声が記入されていて、興味深いものがあります。ところで一方、市役所窓口などの対応に対する市民の要望や苦情などの声、また私自身が市役所内で感じることは、全体的に元気がない、活気がないということです。このことは職員一人ひとりの資質の問題と組織上のシステムの問題と、2つに分けて検証していく必要があります。優秀な市の職員の資質を伸ばし、やる気を出させ、人材の育成を図っていくのは市政のトップであります市長の役割であり、そのリーダーシップが大きく問われてきます。このことはアンケートの中でも指摘されております。

そこで、質問項目の第1点目、市民サービスの向上のための職員意識と組織の活性化についてであります。その目的のために実施されている職員アンケートなどの調査結果を中心として回答をお願いいたします。

まず、第1点として、その調査結果はどのような取り扱われるのか。その結果から見えてきた課題は何だととらえているのか。主なものについてお答えください。さらに、その課題に対し、どのような取り組みがなされたのか、そしてこれまで改善がなされた点があれば、お答えください。

次に、第2点目は、公共施設の現状と課題についてであります。この点について、建物などのハードの部分と窓口業務などのソフトの面に分け、お尋ねいたします。公共施設は市民が市役所よりもより多く利用し、市民により近いものと言え、そのあり方は市民の市に対するイメージを左右しかねない大きな判断材料であるとも言えます。この公共施設の現状を見た場合、

明らかな課題として駐車場の不足は女性センター、体育センター、市民プールでは特に顕著であります。また、老朽化の問題も今後見逃せない事実であります。この点について今後どのような対策を講じていくのか、また建てかえなど、長期的な財政計画を立て、対応していく必要があると思いますが、その点について市のお考えをお聞かせください。

また、この公共施設の運営を委託しているのが太宰府市文化スポーツ振興財団ですが、市民との窓口の対応や日ごろの業務などについて課題としてとらえていることがありましたら、その点もお答えください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 職員の問題についてお尋ねをいただきました。地方分権時代に入りまして本市においても様々な社会経済環境の変化に機敏に対応できる新しい職員像が求められておりまして、これまで以上にコスト意識、企画力、柔軟性、ITなどの情報処理の能力が必要になってまいりました。そういったことから、時代が求めます新たな人材の育成と、職員の意識を改革していくために平成13年度に職員人材育成基本方針を策定いたしました。その中で職員の能力開発、意欲向上を目指す研修のあり方、職場で仕事を通して職員を育てていく職場環境づくり、職員の意欲増進を図る人材制度の改善など、職員の意識、職場風土の変革を目指して現在取り組んでいるところでございます。

お尋ねの職員の意識調査につきましては、平成14年7月に、よりよい職場環境づくりや職員の能力開発の方向性を探り、これからの市民や社会とともにある市を目指していくことを目的に第2回目の職員アンケート調査を実施したところでございます。その結果につきましては、機構改革や組織再編、事務事業の点検、職員の研修、さらには人材育成基本方針への反映などの資料として活用をいたしておるところでございます。アンケートの中身で課題といたしまして、組織目標の明確化というのが出ております。また、職員の配置定数、機構の適正化、職員研修のあり方、業務の複雑多様化によるゆとりのないこと、あるいはコミュニケーションのあり方、さらには上司に対する管理能力等の様々な課題が出てまいっております。このためこのアンケート調査の結果をもとに、まずトップから変わろうということで、管理監督者研修を行いまして、管理監督者としての役割を中心に、このアンケートの中身をもとに研修を実施いたしております。

さらには、平成15年10月には行政機構改革を行い、適正な人員配置を行ったところでございます。

また、そのほかに、若い職員の課題研究の成果発表の場といたしまして、行政課題研究発表会やトータル・クオリティー・マネジメント、いわゆるTQM成果発表会を開催いたしまして、トップは助役をはじめ、部長、課長、新規職員まで出席をいたしまして、意見交換会を実施いたしております。今後も職場や職員の活性化につきましては、やはりそれぞれの部、課、係が目標を掲げておりまして、その目標に向かって職員と情報を共有化し、管理監督者が率先

垂範し、人材育成を行っていかねばならないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この調査であります、平成14年7月、394人の対象者につき318人、80.7%の回収率があります。その中でこのアンケートの取り扱い方なんですけども、これがやはりアンケートを書くというのは職員の皆様にとっても、職務中だったのかどうか分かりませんが、これだけ書くというのは大変なことになるわけなんですけども、このアンケートがですね、「どのように人事管理や政策に活用されているのか疑問である。しっかりとした分析と対策をしてほしい。」ということを書いているんですね。それと、「このアンケートは市民に見せるものではないのであれば無意味だと思う。公務員の事務を評価し、律するのは市民ではないか、アンケートをもとに評価するのはだれか、何のための評価か。」というのがこのアンケートの自由意見の中に書かれております。私もこれを全部読ませていただいたんですけども、本当に課題と分析というのはすばらしいのができているんですけども、ただこのアンケートについて、せっかくとったアンケートなんですけど、どこまで周知されているのか、また職場の中で、皆さんの中で共有されているのかどうかについてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） このアンケート調査だと思いますが、私どもこれをアンケート調査とるだけでなく、評価をして、今後どのようにこれを使っていこうかということも考えておまして、先ほど言いましたように、まずはトップからこのアンケートにおける問題点をやはり解決すべきであろうということで、先ほど管理監督者の研修を真っ先にやりましたと言いましたが、そのほか、これについてはもう各職員全員にですね、配付しておまして、そしてその中で先ほど言いましたように、各課、係、あるいはその中でこれの問題点について勉強していただくというふうな体制をつくっていこうということで、全職員に配付いたしております。また、部課長だけでなく、係長、あるいは主任主査ですかね、その辺までもこの中身の問題点について研修をしておまして、そういうことで活用をいたしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） このアンケートの中のいろいろな項目を見たんですが、職員の研修希望と、今やっている研修というのが、どうも職員のニーズを満たしていないような回答があるんですね。例えば職員は民間企業などで接遇の技術を学びたい、また経営などを学びたい、そういうふうな職員が実際の業務に見合った研修がしたいということ言っているんですけども、そういうことに関連して、これから研修のあり方を変えていくとかというようなことはあるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども研修についてはかなり深い研修をしているつもりでございます。おおむね近隣の市町村といったら語弊がありますが、我々の市ではですね、外部で例えば県の職員研修所に職員を送り込むということで大体終わっておりますけども、研修のしおりを

見ていただきますと、いろんな研修がございまして、内部研修は太宰府市がかなり私は充実していると思います。福岡県の研修所に職員を派遣をいたしておりましたけども、その職員が太宰府市に帰ってきました、太宰府市のいろんな内部研修を見たときに、県下でもこういうふうな研修をしているところは余りないですよというようなお褒めの言葉をいただいております。今言われましたように、ナビゲーションだけじゃなくて、県との交流研修、あるいは春日市、他市町村の研修交流等々をいたしておりました、かなりの交流研修をいたしております。また、民間の経営、あるいは民間のやっつてることについて学ぶということでございますけども、昨年度半年間余りですね、窓口の改善ということで、スマイル運動というのを行いました。これは民間のそれなりの会社の方に来ていただいて、6か月間実地で研修をしていただきました。そういう新しい研修もこのアンケート調査、あるいは職員の声からですね、できるだけ皆さんに研修をしていただくような仕組みづくりを行っております。また、自分で学ぶということが非常に大切でございます。自分を高めるといことですね。自己啓発が何よりも大切だと思っておりますので、そのために例えば通信教育ですね、いろんな自分でテーマを選べれるんですけども、通信教育を自分で申請をしていただければ、約半額ぐらいの補助金を出して、自由に自己啓発できるような仕組みもつくっております、学べるいろんな環境づくりを現在進めております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今企業においても人材育成ということにはかなり力を入れておられて、人材を育成して、やはり業績を回復していこうというのは、もうこれは企業であれ、自治体であれ、同じような状況だと思います。その中に今内部研修は充実しておりますということでお答えいただきましたけども、職員の皆さんは内部研修よりもですね、やっぱりこういう意見があるんですけども、「市役所という狭い枠の中だけで培った知識だけで業務を進めていくのではなく、他業種の人や市民とのかかわり合いを一人ひとりが深め、役所の常識のみにとらわれず、広い視野で取り組むことが大切」と書かれております。やはりこの研修、私、研修計画、このまたアンケート、いろんな、スマイル運動も全部見たんですけども、やはり市役所の皆さんが本当に研修したい、現状に合った場所に行きたいと言ってるんでありますら、内部研修だけにとどまらず、これからぜひホテル、デパート、そういうところの研修をしていただきたいと思うんですけども、その点についてお考えをもう一度お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 機会があれば民間の方にも職員を出したいというふうに思ってます。先ほど外部研修のお話が出ましたけども、私どもできるだけ自己啓発が大切というふうに、さっき言いましたが、自分から、自ら進んで研修をしたいという方を選ぼうということで、例えば県の研修、あるいは他市町村の研修、あるいはそのほかに課題研修というのがございまして、例えば今ですと、事務事業評価についての検証とかですね、そういうことについて半年間ぐら

いの研修の場がございます。そのときにもできるだけ皆さんからの応募をお待ちしまして、その方に研修をしていただくということで、意欲のある人については伸ばしていこうというふうに思っています。民間会社については、いろいろ制約もございますけども、やはり我々も経営ということからいけば、公共団体だけは別の分野よということにはまいらないと思っておりますので、何とか民間の方にも出したいというふうなことで、今いろんな法律的な問題がございますので、それをクリアした形でやろうということで、前向きでこれは進めている状況でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） これから前向きの研修を考えていただきたいと思います。

それで、また見方を変えまして、アンケートを読んで私が課題と感じました点を挙げさせていただきますと、まずストレス面について、1 位になりましたのが、業務に追われゆとりがない、これ48%になっております。それと、仕事への意欲について、職員の半数強に当たる55%の方が今の業務に対して無気力、無関心の状態。意欲をなくするのはどんなときか。これは上司や同僚との人間関係、幾ら努力しても評価されず、努力が報われない。業績に対して適正な評価がなされていない現状。それで、意見の中の主なものとして、役所の体質、理不尽なトップ判断がなされたとき、トップダウンを軽々しくされたとき、先の見通しが描けないときとなっております。このようなトップに対する意見もたくさん出ているんですけども、私この前読んでました本の中で経営評論家の話として、厳しい経営環境の中、企業では勝ち組、負け組と二分化されつつあります。それは自治体でも同じで、これから生き残れる自治体、これから負けていく自治体といいますが、その中で自治体にも通用する点があるんですけども、トップがリーダーシップを発揮している。わかりやすい言葉でメッセージを発し、自らのビジョンを明確化し、方向性を示しながら改革を進めていく。独自のビジネスモデル、マネジメントモデルを持っている。従業員を大切にしている。満足感を持って仕事のできる環境をつくっている会社、満足度が高いと、従業員は自主的に仕事をし、問題解決をしていく。次に、顧客満足が貫かれている。さらに、個人個人のモチベーションから組織の活性化を考えた場合、多重構造の組織ではなくフラットであること。役割の明示、役割分担、公平な評価と達成感、個人の意見がストレートに責任あるポジションに伝わる仕組み。このことはアンケートの中にも本当に一致しておりまして、市長と職員が対話できる場を設ける。市民と直接接することの多い職員や若手職員の声を反映させる組織、自由闊達に意見が言える雰囲気、人材育成のための研修のあり方を変えていく。こんな書いてますが、このことについて今のトップダウンのあり方、これは総合計画の位置づけの中でも意見があったんですけども、総合計画というのは市長の政策を実現するための計画でありまして、また市の長期的な財政計画をする上での基本でもあると思うんですが、その総合計画が変更されたり、また新しい新規事業が導入されてるとも書かれております。このように総合計画というのはそんなに安易に変更ができるのかどうか、職員からももちろん疑問の声が上がっておりますし、私も総合計画とはどういうものかなと思ってるん

ですけど、これについてのお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 総合計画につきましては、基本構想については議会の承認をいただきまして、10年間継続するというところでございます。それで、あくまでも行政運営につきましては、総合計画にのっとりまして実施計画をつくり、事業の推進をしていくということでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私も職員の皆様から直接聞いてもみたんですけども、やはり自分たちがやってることが途中で業務がなくなるというような事実もあるようです。本当に一生懸命忙しい中でその事業の実施に向けてやっている職員がやる気をなくすというのはそういうときじゃないかと思いますので、できるだけ係内だとか、課内、あるいはトップ四役とか、そういう人の意思の疎通がいくようにですね、会議ですかね、課内会議、係内会議、そういうことをぜひ設けていただきたいと思います。

これは市長にお尋ねしたいんですけども、このアンケートに記入された職員の意見を、まず市長はご存じだったのでしょうか。それと、市長はこの結果に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。市長、よろしくお願いいいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまこの実施いたしましたアンケート調査結果でございますが、私も目を通してありますし、初めの言葉にも述べておるところでございます。要するに我々は市民にサービス、福祉、事務サービス、市民へのサービス業務をできるだけ皆さんに、市民の皆さんに公平に行っていくということでございますが、問題は職員の資質を問われておると思います。これは職員の採用におきましては数十倍の競争を乗り越えてきた若い職員がたくさんあるわけでございますし、それなりに入ってから自己研さんということが、これは必要でございます。どこの職場でも同じだと思いますが、要するに自己研さんというのは、広い視野を持つこと、あるいは気力充実する自分の自己研さん等々いろいろあると思いますが、それは職員に一人ひとりの自覚を促したいと思っております。

なお、アンケート調査の結果、上下の主従関係、あるいは職場環境の問題等々、あるいは組織の問題等につきましては、その都度取り上げながら、ただいま総務部長がご答弁申し上げましたように、内部的な検討、あるいは研修の課題等は検討しておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市長にご答弁いただき、ありがとうございました。市長がおっしゃるように、個人の自己研さんというのは、これは市役所でも普通の企業でも全く同じで、上司のせいだとか、何かのせいにするというのは決してこれはいけないことでありまして、仕事をおもしろくするのも、しないのも、すべては自分次第の努力工夫であると思えます。しかし、この意見を見まして、トップダウンでの業務命令をなくすべき、今本当に市民が望んでいるもの

に予算を費やすべき、そのためには部下と協議しながら全体の意見、考えと事業などをつくり上げていける上司の質が必要、課内でゆっくり話し合いを持つ時間がとれない、できれば一人ひとりの意見を全員が聞き、改善していく点を明らかにして、改善に取り組むべき。トップと一般職員との距離がとても遠く感じる。余りに近づいてこない。このように書かれております。非常勤の特別職であります議員活動でも土、日の別なく、また昼夜の別なく本当に出かけることが多い毎日です。しかし、様々な立場の市民と数多く接していくことで、市民が抱える悩みや、市への不満、要望を知る大切な機会でもあります。市民の代表である以上、市民の目線で物事を見る目をなくしては議員の仕事はあり得ないと私は思っています。一方、常勤の特別職であります市長のご日常はどれほどの激務が想像にかたくありません。しかしながら、市長は6万6,000人弱の市民の代表であり、市役所職員のトップでもあります。市長の言葉、行動は大きな勇気、そして影響を与えます。市民との対話はもちろんであります。どうか職員の声を聞く機会を積極的に設けられ、またこれからの太宰府のビジョンなども伝えていただきたいと思っております。

これで1項目めの質問は終わらせていただきますので、2項目めのご回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 公共施設の駐車場不足及び老朽化への対策について回答申し上げます。

最初に、公共施設の駐車場不足についてお答えをいたします。女性センターミナス及び市体育センター周辺の駐車場につきましては、議員ご指摘のとおり十分な確保ができてないと認識いたしております。以前議会からも河川の利用や用地取得による駐車場の確保等のご提案をいただいておりますけれども、諸問題もありまして、駐車場不足の解消には至っておりません。このようなことから、今後におきましても土曜、日曜日に開催されます大会につきましては、市役所の駐車場を開放いたしまして利用していただくということにいたしております。あわせて、相乗りやまほろば号等、公共交通機関の利用につきましても、引き続き主催者側に協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、施設の老朽化についてお答えいたします。公共施設につきましては、築後約30年近く経過している施設が多く、大規模な改修が必要な施設というふうになってきておりますけれども、老朽化に伴います補修を現在のところ対処療法的な修繕で対応をし、施設の機能維持に努めているところでございます。今後におきましては、現在進めております大型事業が終了した段階で、これらの施設の大規模な改修等の検討をしたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府市文化スポーツ振興財団での窓口対応業務などについての課題ということですが、現在財団の受託施設として12施設を管理運営しております。利用者数は平成15年度で年間84万6,000人となっております。窓口対応につきましては、不特定多数の方が利用される中での窓口対応業務についていろいろな考えを持っておられる方もおられます。

職員にはサービス業であることを念頭に置き、窓口対応するよう財団でも指導され、市としても常日ごろから指導を心がけております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今年度太宰府市文化スポーツ振興財団に理事長として助役が就任なっておりますので、このことについて積極的に改革がなされていくのではないかと思います。が、駐車場の問題につきましては、これ現状を見ましても、なかなか駐車場を拡充するような位置ではないと思いますので、難しいと思いますけど、例えば土、日に市役所の駐車場を今開放させるということをお願いしたんですけども、ガードマンの方に徹底されてなくて、使えないことがあるようなんですよね。ですから、そこら辺をやはり使えるというか、きちんとした案内なりしていただいて、対応していただきたいと思いますが、そこら辺をもう一度確認していただきたいのと、それとちょっと話は全然変わりますが、公共施設のほとんどが文化スポーツ振興財団の管理になりまして、その文化スポーツ振興財団の給与の体系に基づいて支払いがなされておりますけども、市民プールで聞きましたところ、市民プールは特に7月、8月というのは、そうですね、2万人から、去年の8月は3万5,000人ぐらいで水泳ですかね、それに親しむんですけども、そのとき45人ほどの臨時の監視員が採用されます。この45人の臨時の採用に対しまして時間給が830円。それに対しまして常勤で監視されています監視員の給与が700円。これは5人おります。夏場は人が多いからその5人の常勤の監視員でも対応できますけども、冬場、屋内プールになりますけども、屋内プールというのは温水プールになりますので、25°前後に保たれていると思うんですけども、本当にその中でA、Bの2交代制で過酷な勤務状況にあると聞いております。それと、やはり当初6名おりました人数が現在5名になっていることは、やはりなおさら労働条件を悪くしていると思います。臨時の監視員が830円でありながら、常勤の監視員が、700円の常勤の監視員が臨時の監視員の指導をしないといけません。これはやはり給与体系としては少し逆転してるんじゃないかなと思いますが、臨時の監視員に830円の高い給料を出さなくても、人数は結構集まるんじゃないかと思うんですよね。ちなみに去年も20人ぐらい多い応募があったそうです。このあたりの事実については把握してたのかどうか、お尋ねしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 文化スポーツ振興財団につきましては、史跡水辺公園の委託を市が行ってるわけですが、その委託の内容について賃金がどうのこうのということについては触れておりません。これはあくまでも振興財団の管理運営上の中できちんと就業規則等を決められて行っておられますので、そのように理解していただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 管理運営は文化スポーツ振興財団の方で規約をつくってやっていると思いますけども、市出資の外郭団体でありますので、監視、指導、助言はなされるのはできるんじゃないかと思うので、現在の各施設のですね、いろんな状況をきちんと把握されて、

その状況に即した内容にしていきたいと思います。

それと、私、市民プールとか、いきいき情報センターとかで聞きましたけども、土、日になりましたら、現場の責任者がいない状況なんですよ。現場の責任者がいないということはどういうことかと言いますと、いきいき情報センターにしても、市民プールにしても、所長というのはいらんですけども、これが市の勤務体系になっておりますので、土、日はありません。市民プールでは、8時半から夜の22時までの勤務になるんですけども、現在1人の所長さんでこの時間をカバーするのは無理ですし、施設の整備に来られた方と、なかなか責任者がいなくて対応ができないということを言っておりました。いきいき情報センターでは、土、日になりますと、どうしてもトラブルが多くなりまして、学校体育館についてどうだった、こうだったというのがいきいき情報センターに電話があるそうです。だけど、そのときにいきいき情報センターには文化スポーツ振興財団の職員の方休みですし、市の職員の方も休みですし、それで責任が明確化されてない状況なんですよ。委託の嘱託の社員が対応してるようなんですけども、こちら辺のやはり土、日のトラブルの際の責任者を明確化しておくということと、特にプールにおきましては、人の命にかかわるところもありますので、この辺についても市の方からぜひ指導なり、調査していただいて、改善していただければありがたいと思います。これいきいき情報センターがどうしても業務が多いので、いきいき情報センターにかかってくるんですけども、いきいき情報センターというのは小学校の体育館までも、かぎとか使用料とかの管理、あれは業務としてやっておりますけども、管理者といきいき情報センターと、使っている人と、そこら辺の横の連絡うまくいってないようなんですよ。ですから、使用者の方の身になってきちんとした横の連絡が取れるようにやっていただけたらいいと思います。

それと、各公共施設の責任者における所長などの定期的な会合というのはなされているのかどうか、お尋ねしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 12施設を受託していただいているということは先ほど回答したとおりでございます。各施設に責任者が、もしくは施設長、館長が配置されておりまして、定期的に施設長会議が行われております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） はい、わかりました。公共施設というのは市民がいつも利用するところですので、市民にとっては委託かどうかということは関係ないことでありまして、市の公共施設ということになりますが、太宰府市というイメージで見ます。ですから、このことについてやはり市の方も文化スポーツ振興財団の方にできましたら改善指導をなさってほしいと思います。

それと、利用者の声を聞く必要性ということで、例えば各施設に利用者の声を聞くポストの設置などをやっていただけたらいいと思います。ずっと私聞いた中で思いましたのは、市民がいつも不満を抱えてあきらめている状況が多いんですよ。言ってもむだだからとかと言って、

でもこういうふうにしてもむだだからってあきらめる市民が多くいるということは市にとって大きなマイナスだと思います。どの公共施設を優先させ、整備ないし新設していくかは市の政策でもあります。ただ、だれのための公共施設かという視点がなければ、どのような施設であっても市民の足は遠のきます。スポーツに汗を流し、文化活動に参加する、このことは余暇を充実させ、生活の質を向上させます。ひいては市民の満足度を高めることになります。この観点からも公共施設などの新設などに当たっては、その要望を聞く場、十分市民と議論をする場が必要、長期的な視点に立ち、市民が利用しやすい施設のあり方を検証し、新設ないし改善を進めていく必要があると思いますけども、この点について何かお考えありましたら、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今文化スポーツ振興財団の今年の4月から理事長を務めておりますので、今片井議員のご質問に対して見解を述べておきたいと思います。今地域振興部長の方から述べましたように、12施設を所管いたしております、これはエージェンシーといいたしましうか、垂直的減量というふうなことで、民間にアウトソーシングするのではなくて、市が直接的に関与するに近い形で経営をしておるといふふうなことでございます。あくまでもご指摘が上がっておりますように、4月から私が申し上げておりますのは、市民の目線でやはり考えると。市民は何を望んでいるかと、あるいは市民の現状をどう評価しているかと、こういった顧客はやはり市民であるわけですから、やはり高い行政サービスを提供するというふうな基本に立つ必要があると、そういったことで職場の点検を今始めておるところでございます。ISOの9001の精神を学びながら、組織の質の向上を目指すことがそれぞれの顧客である市民、あるいは利用者に対するところの私どもが今以上にサービスを向上させることにつながるというふうにしております。今ご指摘がっております、なかなかそれぞれの職員が努力をいたしておりますけれども、まだ市民の、あるいは利用者の満足度まで至っていないというふうなことも多々かろうというふうにしております。ただ、目指すところは今言いますように、職員一丸となって、今財団の職員一丸となって今それぞれのサービス向上に努力、模索をいたしております。どこがまずいのかと、どこに原因があるのかというふうなことを率直に討議しながら、月に1回のそういった部長が報告しましたように、ミーティングといいたしましうか、経営者会議を開きながら、それぞれの情報交換等々を行っております。今から先期待をしていただきたいというふうに思います。絶えず私どもの中心はやはり利用者でありますから、その辺のところの声を聞きながら、今満たないところ等については改善をすべく努力していきたいというふうにしております。

それから、給与の処遇等々におきまして、それぞれの近隣、全国的な流れの同様の施設等々も比較検討しながら、今その辺のところ等の太宰府市がどうであるのか、文化スポーツ振興財団の職員、嘱託職員等々がどうであるのかというふうなことを含めて考えていきたいというふうにしております。

それから、それぞれの日曜、土、日間の管理者のあり方でございますけれども、それぞれ日曜であれ何であれ、今交代制で行っておるところです。行政職員をそこに派遣し、行っておる以上、二足のわらじを履いておる以上、民間になり切って、市民の立場の中で仕事をしていくのが、これは当然だというふうに思っております。今私が把握しておりますのは、日曜等にいろんな問題があったとしても、それぞれの中で今連絡調整、連絡緊急網の連絡網によって事の処理といたしましうか、そういったことは行っておるというふうに私は報告を受けておりますし、そういった状況で動いておるというふうな状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市の職員、出向の職員を含めまして131人の大所帯でありますので、また12の施設を抱えておりますので、できるだけトラブルなどに対しても迅速に対応できるような体制をとっていただきたいと思っております。

今議会は私議会として2巡目の議会となりました。議員としての初心を忘れず、声なき集団、サイレント・マジョリティーの声を聞くためにも、常に市民と接する現場主義を貫いて、議会質問もこれからやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時59分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず第1点目は、宰府商店街に昨年から地域活性化複合施設の建設も進み、7月末に竣工、10月にはオープンすると聞いております。昨年9月の一般質問で宰府商店街の活性化計画について質問をいたしました。そのときのご回答で、商店街が活性化するためにはたくさんの人をいかに呼び込むかが大切な要素であり、そのためにもまず散策したくなるような商店街づくりをハード、ソフトの両面から進める必要があります。そのことが最終的に既存の店舗の繁栄と、さらに空き店舗の解消につながると考えており、地域の方々と活性化の実現に向かって努力すると答えておられます。その後の推移を見てみますと、地域振興部の担当職員の方々と商工会、小鳥居小路商店街のがんばろう会のメンバーで定期的にまちづくり研修会を開かれ、恵比寿まつり、クリスマス、ひな祭り、五月人形祭り、七夕祭りなど、ソフト面のイベントで努力

をされております。この宰府商店街の活性化は福岡県でも注目されておりますし、また期待もされております。そこで、今回はハード面での宰府商店街周辺の活性化についてお尋ねいたします。

地域の産業・観光活性化プランが平成14年4月1日に策定されまして、この期間が平成19年3月31日までの5か年計画となっております。この地域の産業・観光活性化プランにおける宰府商店街周辺の活性化計画及び進捗状況についてであります。

まず初めに、小鳥居小路、溝尻通りは歴史生活の小道散策ラインとなっております。また、太宰府天満宮との回遊の重点地区としてこの小鳥居小路、溝尻通りの景観整備と回遊促進整備についてどのようにされるのかをお伺いします。

次に、地域活性化複合施設（仮称）を中心にした5ないし10分圏内の観光客の回遊を想定した県道筑紫野・古賀線の西鉄太宰府駅から三条区の宝満道入り口までの道路状況をどのように改善されるおつもりかをお伺いします。

次に、空き店舗対策としてブランド力のあるお土産品や食べ物を提供できる店舗の誘致などの進捗状況についてであります。

次に、地域活性化複合施設（仮称）の開館に伴い、駐車場の設置計画についてお伺いします。

2点目は、九州国立博物館（仮称）開館に向けた交通手段整備計画についてお伺いします。

九州国立博物館も先月5月9日に竣工式が行われました。来年の平成17年秋には開館の予定になっておりますことは皆様ご承知のことでございます。開館の暁には近隣はもちろん全国から、また外国からも多くの観光客がおいでになることとございましょう。しかしながら、我が太宰府市は正月から3月まで慢性的に車の渋滞する問題を抱えております。そこで、いろいろな交通手段でおいでになる観光客を想定した国立博物館までの交通案内ができる交通ルートの整備計画についてどのようにされておられるのか、お伺いします。

以上でございます。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1項目めの地域の産業・観光活性化プランにおける宰府商店街周辺の活性化計画及び進捗状況についてお答えいたします。

ご質問いただきました地域の産業・観光活性化プランでは、九州国立博物館の開設を観光資源ととらえ、にぎわいのある観光振興及び観光を軸とした地域産業の活性化を図ることを目標といたしております。地域活性化複合施設を核として、参道に集中している観光客が、小鳥居小路をはじめ、散策路から市内全域へ回遊し、結果的に地域が活性化するため、いろいろな取り組みを地域と一緒に進めているところでございます。

まず、1点目の小鳥居小路、溝尻通りの景観整備と回遊促進整備についてでございますが、これまで小鳥居小路などがにぎわうための方策を地域の方々が話し合いをされております。そ

の中で、まちの景観についてもいろいろ議論したり、また九州大学教授の協力を得まして、パソコンを利用した仮想景観の勉強会など行っており、今後は行政としても地域住民と一緒にになって、来訪者が訪れたいような景観の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域活性化複合施設を中心にした5から10分圏内の回遊を想定した道路状況についてですが、課題の一つに、小鳥居小路周辺につきましては道路が狭い上に通り抜けする車が多く、離合のときだけでなく、参道を横断する場合の混雑や危険性もございます。

また一方で、国立博物館や天満宮だけではなく、歴史の散歩道へとつなげる案内道しるべの設置などが課題であると考えております。

今後、地域活性化複合施設の開館や、宰府商店街などの空き店舗対策などの効果が出て、多くの人を呼び込めば、人と車の問題が深刻化すると想定されますので、サイン計画の策定など、地元と協議しながら交通問題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ブランド力のある店舗の誘致についてですが、市内の商店街における空き店舗対策が商工政策の大きな課題と考えております。例えば、現在の小鳥居小路を見ましても、空き地が駐車場になっているだけでなく、空き店舗もシャッターをおろしている現状があり、まだまだ来訪者が入り込む雰囲気を持った通りとは言えません。これは、ここに新たに出店するかどうか探るため視察に来た市外の経営者からも同じ意見が出されております。

このため、ご質問いただきましたようなブランド力を持った店舗の誘致も必要と考えておりますが、一つの店舗だけでなく、通りが一体となって、来訪者だけでなく、出店業者も歩きたくなるような雰囲気、景観づくりが重要と考えております。

このことから、空き店舗対策とあわせて、小鳥居小路と宰府商店街が一体となった様々な事業に取り組んでいくことといたしております。

次に、駐車場の設置についてですが、地域活性化複合施設を建設するに当たりましては、駐車場確保が地元から要望として上がっております。

駐車場につきましては、周辺の駐車場を利用するというで考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今地域の産業・観光活性化プランの私の質問に対しまして、部長さんからご回答がありましたけども、今の回答ではですね、課題とかこういうものが問題点とか、そういったものを感じているというふうなことをおっしゃったような気がいたします。私が質問しているのは、この地域の産業・観光活性化プランというのが、平成14年4月1日にですね、策定したと書いてありまして、この内容で、この進捗状況がどうなってるかというのを聞いております。

これに書いてあるのは、平成19年5月までにこういうものができ上がれば、本当に素晴らしいものになるのではないかなというふうに感じてはいるんですけども、これが机上のプランだけで終わってしまう懸念があるんじゃないかというふうに思いますので、これができましても

う2年たっております。あと3年ですけども、ただこれはプランだけで終わるのかどうかというのをまず懸念をしまして、具体的に項目について質問いたします。

まず、建物の景観ですけども、九州大学の先生からプランが出ております。これ私も見ましたけども、それをどのように実施されるのか、実施されるかどうかをまずお伺いします。

それからもう一つ、小鳥居小路の商店街の道路問題、道路はどういうふうにするか、今舗装してありまして、水路もあります。水路の上に石のブロックのようなものでふさいでありますけども、それをそのまま放置しておくのか、あるいはそこをもう少し何とかするか、あるいは水路を活用するような景観づくりをするのか、そういったことも具体的にですね、市としてプランがもうできているかどうかお伺いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域活性化複合施設につきましての設計につきましては、いろいろな方のご意見をいただきながら、門前町にふさわしい、太宰府らしい建物とするというコンセプトのもと設計をし、現在建築をしている状況でございます。

それから、小鳥居小路につきましては、空き店舗対策も含めまして、地元の商店街の皆さんとわいわいがやがや協議、論議をしながらどういうふうにするか、まとめ次第に基本構想、基本計画等をつくってまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 非常にお答えができない状況だと思います。それで、今地域のがんばろう会の方々と、観光課の担当の方とか商工会の方が月に1回研修会のようなことをやっていらっしゃるんですけども、そこの中に私も参画しましたことがあるんですけども、それはやはり一生懸命皆さん方やろうとしていらっしゃるんですけども、やはり市の財政的ないろんな面もありまして、あそこの通りをですね、今すぐすると非常に難しいのかもしれませんが、あそこの部分をですね、やはり歴史と生活の小道として、観光客が散策する場合にですね、あそこは景観のですね、ちょうどこれは8ページに書いてあるんですけども、「地域活性化複合施設を核とした南北のルートに散策ラインとし、本市の景観開発の礎、拠点づくりとして位置づけている」というふうに書いてあります。やはり、例えばですね、あそこの道路の舗装状態を、例えばカラー舗装にするとか、あるいは水路をどうするかとか、そういったプランというのは今のところないんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 観光地、観光振興、商業振興まで含めまして、前任部長からは井型観光の取り組みという形で、小鳥居小路から天満宮参道、錦町、それから天満宮の裏道を井型というような形で考えまして、そういう回遊性を持たせたまちづくりをしたいということは私も同様に考えております。

それから、10年ほど前に小鳥居小路をいかに活性化させるかということで、商工会、それから行政、それから地元の商店と一緒に考えてきました。立派な絵ができて、それで実行

していこうというような話にもなったんですけども、どうしても地域の店舗の方たちが財政力の問題もありまして、ついていけないということで、現在は白紙の状態になっておる。そういうことで、今地元と一緒に考えて、財力、財政力も考えながら、以前にかきました絵のようなまち、商店街にするべく検討を重ねてる状況でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 国立博物館が来年の秋に開館するのに伴いまして、西鉄の太宰府駅から博物館に向けて散策ラインが今整備されておりまして、非常に難しい中を立ち退きもさせながら、あそこの道が相当立派な道になると思います。

それからもう一つ、小鳥居小路商店街の鬼木商店の方から、天満宮の方に行く道がありまして、これ地元では合格ラインとおっしゃってるんですけども、あそこの道も立派な道でございます、それから比べますと小鳥居小路通り、あるいは溝尻通りの地面、あれが余りにも格差が大き過ぎるじゃないかというふうに私は感じております。ぜひともですね、そのところも含めて、これは商店街の責任じゃなくて市の方でぜひともですね、水路も含めまして検討していただきたいと思えます。

財政的には非常に苦しいとおっしゃってますけども、これは工夫をしてですね、いろんな面で、やはり取り組んでやっていくと、こういう問題がいろいろあるから進まないというたら、1年も2年も10年も20年もなってしまう。ですから、やはりこういう青写真だけはきちとつくって、そのためにやっていくようにぜひしていただきたいと思えます。

それから、2番目に筑紫野・古賀線の、西鉄太宰府の駅から三条までの道路ですけども、この道路も私が物心がついたときから、そのころはですね、リヤカーとか自転車とか、馬車とか牛車とか、たまにバスが通るぐらいのことがございました。そのときと全く道路の幅は一緒でございます。変わっているのは、あの道路を舗装がされていると。それから、車が非常に通るのが多くなって、それからまた観光客の方も増えてきているというふうな状況に変わってきております。

それで、この地域活性化複合施設、天満宮を中心にした5分ないし10分範囲内の回遊路というふうなことを想定いたしましてですね、その道路をどのように、回遊される場合にどういうふうな、道路マップの中でですね、利用されるようになってるのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 県道筑紫野・古賀線につきましては、以前は大型トレーラーとか大型トラックが頻繁に通ってたわけでございますので、それを解消すべく松川から筑紫野の原までの現在通行してますバイパスをつくったところであるというふうに考えております。

回遊につきましてはの県道部分につきましては、今のところ全く考えてはおりませんが、小鳥居小路、錦町通り、この整備に合わせまして県道の部分についても検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 昨年のですね12月に、このえびすまつりという道路マップに書いてあるのがありまして、これを見ますとですね、地元の人にはわかるかもしれませんが、知らない人はやっぱりこの県道筑紫野・古賀線ですかね、やはりこれを通るかもしれない。通るはずですよ。ですから、そういうふうなことで、じゃあこっちは勝手にそこは通らない道路ですよと言われても、この地域の産業・観光活性化プランにも、あそこの道路はやはり散策ラインの中にきちっと道路として入っております。

それで、今部長がおっしゃいましたように、トレーラーとか大型は通らないとおっしゃってますけども、当初は確かに減ったと思いますけども、今現状ではですね、やはりトレーラーでも通っております。地元ではですね、あそこの道は雨降りに傘をさしてはもう通れない、だから子どもはもうあそこの道通らないですよ。みんな裏道をですね通ってます。やはり地元の人にはそういうのはよく知ってますけども、今から観光客が、そういう方が一緒に出てきましてですね、小鳥居小路はあるんですけども、では観光客が西鉄電車とか、あるいはバスとかでおいでになったときに、ルートとしましてですね、参道を通られて、あとをどういうふうに回遊するように想定をしていらっしゃるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在は西鉄太宰府駅を降りられて、国立博物館に向かわれる方は、現在建設しております散策道から正面入り口の方に上がっていただく、それから国立博物館を見ておりられた方は、天満宮にお参りされて、できれば既に建設が終わっております小鳥居小路・天満宮線、小公園もつくっておりますので、そこに入ってこられて、それから小鳥居小路の商店街から西鉄太宰府駅の方に戻ってもらうという形で現在は考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今小鳥居小路商店街から天満宮へ行く道のことをおっしゃいましたけども、あの道はですね、天満宮の方からは全く見えません。天満宮に幼稚園がございまして、そこからは観光客の方はそこにそういう道があるということは知りません。もしそちらへ行くとしたら、北門を出ます、天満宮からですね。出たところが県道筑紫野・古賀線でございます。そちらがさっきおっしゃいました小道の方へ行くじゃ何もわかりません。ややもすると、その県道筑紫野・古賀線を通して小鳥居小路へ行く可能性はあるんですけど、とても車が多くて怖くて通れないと。あるいは観光客の方にですね、その道をもし通すとすればですね、一列縦隊で歩きなさいという考えなんではないでしょうか。観光客というのは一列縦隊じゃなくて、二、三人が横に並んで話をしながら通れるようなのが観光客の通る道じゃないかなと思っております。

これはですね、観光客もそうですけども、日常の生活でも、高齢者があそこを通るのは非常に危険でございまして、私が言いましたように、私が物心がついたときから全く同じなんです。それは、やはり時代の変化で非常に変わってきておりまして、やはりこれは今まではもう

今までとして、今後はやはり観光面も含めて、地域の生活も含めて、あの道をどうしようというふうなことをですね、やはり考えていただく必要があるじゃないか、非常に問題はたくさんあります。立ち退きの問題もありましょうし、費用の問題もあります。ですけども、問題があるからやらないであれば、もういつまでたっても解決しません。やはり、問題は問題として、プランはプランとしてきちっと前へ進むようなことがあっていいじゃないかというふうに感じております。この点について、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 道路づくりとの関係もございしますが、地域振興部としましては、今不老議員からご提案されるように、県道の整備は大変重要だと思います。しかしながら、今のところ手をつけた状態ではございませんので、今後十分建設部の方とも協議をしながら提言の実施、実行に向けて頑張りたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 県道筑紫野・古賀線のことについて、今後どういう計画かということでございます。今地域振興部長が申したとおりにはなるんですけども、私も県道筑紫野・古賀線沿いでずっと育ちまして、変化を目の当たりにしてまいっております。おっしゃるとおり、大きさとかはおもうそれこそ何十年と変わってないようでございます。今の、今度のまちづくりの中で地域活性化複合施設、それから小鳥居小路の道路、水路、そういうものが本当に今度地域活性化複合施設が開館して皆さん来られるようになると際立って悪さが目立ってくるかなということで、その小鳥居小路の地域活性化複合施設の接している石のところですね、ああいうところあたり、それから景観の色とかですね、そういう部分は考えていかないかなというふうに思っております。

基本的には今県道筑紫野・古賀線、バイパスに県の方が全力を挙げられておまして、既設の県道筑紫野・古賀線については今ちょっと手を入れる余裕がないというようなことだろうと思いますし、市の方としてはおっしゃるとおり本当に両歩道がない状態で、お年寄り、そういう方たちには危ない状況だなというふうに思っておりますので、県の方に県道筑紫野・古賀線の既存の整備、これについてもですね、那珂土木事務所に何とかならないかと、いろんなまちづくりの中での補助事業にならないかと、そういうところでの研究はし、お話しをしてみると、そういう状況でございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。非常にこれは難しいところだというのは私も認識はいたしております。ただ、これは県道でございますので、やはり県にですね、しっかり申し上げていかなければなかなか難しいんですけども、これしつこくですね、ぜひとも県の方にお願いをしていただいて、これはただ残念ながら、本当に観光の目玉のところですね、幹線道路が通っているという、非常にこれはもうどうしようもない、たださっきおっしゃいましたように、バイパスをつくっているということ事実なんですけども、そういう通過型の車はそち

らで行くと思います。それで、あとはやはりみんながそちらの方に通過していただくではございませんで、やはりどうしても通過の車もそこを通るじゃないかなというふうに思っております。

それで、やはり太宰府のあそここのとこの特異性ですね、観光客が、地元の人もうあそこ通りません。危なくて通れないです。観光客、あるいは外国から来る人もいますし、万が一そこで事故とかそういうことが起きると非常に、やはりイメージ的に悪くなると思いますので、やはりこれはあきらめずに県とか、あるいは国にですね、強く要望していただきたいと思っております。

続きまして、チャレンジショップの件ですけれども、今商工会の方ですね、チャレンジショップの募集というか、取り組みをやりようとしていらっしゃいますけれども、これは市の方で状況をつかんでいらっしゃいますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 商工会の方で県の方に補助金の要望をされまして、今年度240万円の県費補助がついたというお話を伺っております。その中でチャレンジショップについても計画がされており、市としても力を入れてるところでございますので、商工会と協力しながら活性化に努めたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今おっしゃいましたように、国から120万円、県から120万円ですね。それから、地元で商工会、あるいは商店街の方で120万円、それからあと時効財源で294万円ぐらいのもので、7月ぐらいから告示をしましてですね、半年ぐらいかそれ以上になるかもしれませんが、募集をしながら実施をしたいと。それで、幾つかプランを持っていらっしゃるようですが、市として今援助したいというふうにおっしゃってますけれども、費用的に補助とかそういうことは考えていらっしゃらないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在のところでは予算もございませんので、考えておりません。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり太宰府市内の中でも、特にこれはいわずに宰府商店街だけでなく、市内の別の商店街の中でもそういうことをやりようとしていらっしゃいますので、ぜひともですね、市の方でも何らかの形でやっていただきたいと、これは要望にとめておきます。

次に、この駐車場なんですけれども、もう10月1日から地域活性化複合施設がオープンしまして、この駐車場の問題がクローズアップしてくると思うんですけれども、前回建設経済委員会的时候に地域活性化複合施設の資料をいただきまして、かなりいろんなことに利用、市内の方にも利用していただくプランになっておりまして、駐車場を民間の駐車場を利用していただくというふうにおっしゃいましたけれども、この民間の駐車場っていうのは対象はどこにおられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 民間の駐車場といいますと、まず太宰府天満宮の第1駐車場、第2駐車場、それから小鳥居小路を外れたところには幾つかの個人の経営してある駐車場、錦町の方にもございます。天満宮の奥園駐車場がございます。そういう駐車場を活用しながら地域活性化複合施設を使用していただきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今おっしゃいました駐車場というのは、駐車料は恐らく歴史と文化の環境税も入れまして500円お取りになると思いますが、それは何らかの形で無料でさせていただくとか、何かそういう措置はされるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今のところ全くそのような考え方はございません。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 市のですねほかにある、例えば中央公民館とかいきいき情報センターとか文化ふれあい館とか、あるいはさっき駐車場が足りないとおっしゃっていましたように社会福祉協議会のあそこのとこですね、ほとんど無料でございまして、いきいき情報センター、長く置けば有料になりますけども、ほとんどあそこを利用する場合に、私も何回か利用したんですけども、駐車料は払ってはおりません。

それで、果たして500円のですね、駐車代を払ってまであそこの地域活性化複合施設を利用するということに對しまして、市民の皆さんが納得していただけるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 納得していただくようなイベントを行っていきいたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この問題につきましては、もう堂々めぐりですので、私は恐らく簡単にはそうはいかないというふうに感じております。

一つの問題点としましては、市民がそういうものに利用する場合にですね、やはり歴史と文化の環境税も払わなければいけないということも含めまして、ちょっと私はこの件は非常に納得難しいんじゃないかなというふうに感じております。

この問題につきましては終わりにしまして、第2点目についてお答えをお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 本市を訪れる観光客からの問い合わせといたしましては、自家用車利用による高速道路のインターから先の道順などについての問い合わせのほか、JR博多駅、西鉄天神、福岡空港からの鉄路、地下鉄などのルートに加えて、最近空港から直接レンタカーで行きたいなどの問い合わせも増えつつございます。このような状況の中、本市の持つ歴史的文化遺産や観光ルートをわかりやすく誘導するため、サイン整備計画を検討しており、具

体化していきたいと考えております。

また、いろいろなルートを利用される観光客への対応といたしまして、ルートだけではなく電車やバスの時刻表などの情報をわかりやすく図示したマップがあれば、これまで以上に交通至便の優位性がPRできるものと考えておりまして、早急に作成してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今おっしゃいましたように、旅行者、あるいはそういう方々に対する案内用の交通マップとか、市内のいろんな史跡位置のマップとかそういったもの、早急にとおっしゃいますけど、具体的にいつごろまでおつくりになる予定でございましょう。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今回の補正予算で歴史と文化の環境税を利用いたしまして、約1,000万円程度の予算を補正しておりますので、その予算を使いましてつくっていききたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひとも、できるだけ早くおつくりいただきたいと思います。これはもう観光協会の方に全国の旅行者の方からいろいろ問い合わせがありまして、自信持って答えができないというふうな話をお伺いいたしました。

もう一つ、正月から3月まで非常に渋滞をいたします。これはさっき市長のご答弁の中で、やはり通過型やなくて観光客がおいでになるときに、非常に渋滞をするというふうにおっしゃってまして、来年の秋に開館しましたら、すぐにもう正月、3月へ入っていくわけですけども、やはり一緒にですね、集中してさらに観光客が増えると思います。これの道路対策というか、そういったものはすぐにはできませんでしょうけども、やはり部長の答弁にもありましたように、駐車場が不足しているというふうなことをおっしゃっておりまして、それまでに駐車場をどのように設置をされるのか、計画がありましたらお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1年のうちで1月から3月までが非常に車の渋滞が、特に土曜日、日曜日については激しいわけですが、現在行ってます施策といたしましては市役所の職員駐車場から来客用の駐車場を開放いたしましてとめていただくという方策をとっております。早急に駐車場の整備というのが非常に財政的にも難しい状況にございますけども、歴史と文化の環境税運営協議会の中で、立体的駐車場の整備ということも提案いただいておりますので、その意向に沿って今後研究をしていきたいというふうと考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 市役所の駐車場を開放するとおっしゃいましたけども、そこからは例えばまほろば号を利用してくださいという意味なんですか。それとも、あるいはバスを別に、特別につくって利用していただくとか、そういうことはされる予定ですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府天満宮の駐車場までの道路が渋滞している状態でございます、特に正月についてはまほろば号も運行を休んでるという状況でございます、そのような誘導については今までいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 将来的には、例えば水城跡の周辺とか、あるいは西鉄都府楼駅周辺とか、それからさっきちょっと話されましたけども、太宰府天満宮第1駐車場を立体化するとか、そういう構想はありなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国土交通省が現在の事業として行っておりますまちづくり交付金制度という中で、地域再生計画というのがございます。その中で、現在考えておりますのは、太宰府市全域を地域再生計画を立てながら、例えば水城堤防周辺に大駐車場をつくったり、政庁前に大きなバスが入るような駐車場の整備をしたり、そういうふうな回遊性、それからストーリー性を持った太宰府市のまちづくりを現在模索しておりまして、そういう研究をしていながら、国の交付金も受けながら着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この国立博物館が開館いたしまして、もし福岡空港に1月にお客さんというか、観光客がおいでになった場合に、あなたはどのルートを通ってきてくださいと、行ってくださいというふうに答えられますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 非常に困った質問でございますけども、ただ言えるのは、都市高速道路に金隈から乗られて水城まで都市高速道路を走られておいでいただきたいと。例えばそういうふうな、例えですけどもそういうふうな返事をするしかない。

それと、やはり公共交通機関を利用することがまず渋滞に乗らないでいいということですので、公共交通機関を利用するのも一つの手ですというお話をしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 非常に難しいことばかりお尋ねいたしましてあれですけども、やはり太宰府市というのは何度も、皆さんご存じのとおり全国に知れ渡っておりまして、これ大宰府政庁から始まって、太宰府天満宮、それからさらに国立博物館ができるわけですけども、やはり非常に難しい状況ではございますけども、ぜひともですね、ここの観光を含めた景観整備とか、あるいは道路整備とかいろんな問題点はたくさんあると思うんですけども、ここら辺まではやらなきゃいけないというふうなですね、ぜひとも市長の下にプロジェクトチームのようなものをつくってですね、それは問題点は別に置いて、こういうふうにしたいというふうな理想をですね、プランをつくってもらって、それから各部署で問題点の解決、あるいはそういったことをやっていかなければ第四次総合計画とか地域の産業・観光活性化プランとか、いろ

んないいものがあります。ですけども、本当に市役所のメンバーの中でそういうプロジェクトチーム的なものをですね、真剣にやっていただきたいと、もうやっているんだとおっしゃるかもしれませんが、やっていくようなプロジェクトチームがあるのか、あるいはやっていただけるのか、市長に最後ですけどもお伺いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府のまちづくりでございますが、もう皆さんご承知のように、太宰府市の将来像は「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これを将来像につくって第四次総合計画をつくっております。3つの柱というのが国立博物館を核とした新しいまると博物館構想、コミュニティづくり、福祉でまちづくり、この3本の柱でございます。これはすべて各論があるわけでございますが、今ご指摘の交通渋滞の問題、それから国立博物館ができたまると博物館の構想の問題、それから幸府商店街の活性化の問題、それぞれプロジェクトチームはつくっております。それから、小鳥居小路の活性化の問題につきましても、1次、2次、もう10年前にあそこの再生計画等立派な図面ができておりました。等々ございまして、そういうストックされた問題を現実のこの車社会になった場合の、そして国立博物館ができた場合にさらにどう整合性を持ちながら、新しい取り組みをするかとのご指摘のように、その場その場でプロジェクトをつくっております。

例えば、部長が申しましたように地域活性化のための再生プランづくり等もっておりますし、高雄、あるいは大佐野の、あるいはJR太宰府駅の問題等々につきましては、それぞれ各セクションでプロジェクトをつくりながら、そしてより具現化した中で新しい外郭の協議会等が必要であれば設置してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。これで終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告書のとおりの3項目について質問させていただきます。

まず1番目に、通古賀・国分地区における区画整理事業についてでございますが、ここは西鉄電車と御笠川に挟まれた地域で、現在調整区域となっております。ここに区画整理事業の計画があると聞きますが、施行方法は組合方式でされるのか、市の事業としてやられるのか、またこの地域は調整区域であります。新しい建築基準法の施行により、調整区域でも建ぺい率・容積率の設定ができるようになり、建ぺい率60%、容積率200%と設定されております。高さ制限はかかっていません。

ここは立地といたしましても、西鉄都府楼前駅の隣接地で、近くには市民プールがあり、吉松、長浦台へ抜ける幹線道路もあり、利便性もよく、高層の建物の建築も可能であり、密度の

高い人口集積が望めるところです。本市のこれからのまちづくりにとって非常に重要な地域となりますが、この地域のまちづくりをどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2番目に、国民年金の未納対策についてお尋ねいたします。

今国会で国会議員の未納が問題となっておりますが、それについてどうこう言うものではありません。年金問題は社会保険庁の管轄で、本市とは関係ないかと思われませんが、市の業務として国民年金の届け出、給付、免除申請、年金相談等の業務がなされていると思いますのでお尋ねいたします。

現在、本市における国民年金納付義務者は何名くらいおられるのか。その中で届け出をしている方、それから未納者はどのくらいおられるのか。またその未納者に対する対策はどのようにされているのかお尋ねいたします。

3番目に、高雄公園の地元説明会の予定と、高雄中央通りの拡幅計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず高雄公園についてでございますが、約7億円からのプロジェクトで、このうち約半分の3億6,000万円が用地費で、用地の買い取りにつきましては環境美化センター建設時の約束もありましたので、買い取りがなされております。公園整備についても残りの半分が使われる予定であります。

このような大きなプロジェクトを推進するときに、市民、特に地元に対して何の説明もないというのはいかがなものかと思えます。地元への説明はされる予定はあるのでしょうか。

また、今市財政は非常に逼迫しているこのようなときに、このような大きな金をかけてやるべきか、もう少しお金のかからないようなプランに変更はできないのでしょうか。例えば森林公園とするなど、今地球上では環境破壊が問題になっております。この地球全体から見れば、この高雄公園は小さな小さな点、見えないかもしれませんが、ここをこのままの地形で残し、木々を植え、樹林地とすることで環境破壊の防止に少しでも役に立つのではないのでしょうか。そして、この上の方には環境破壊の残滓を処理する環境美化センターがあります。そういうことからしても、その意味は大きいと思えますが、いかがでしょうか。樹林地として森林公園として、その中に散策用の小道をつくり、小鳥のさえずりを聞きながら脇の小川には蜚が舞う、その中を散歩できるような施設とすれば、市民の憩いの場となりランニングコストも余りかからないのではないのでしょうか。このようなプランを考えてみられてはいかがでしょうか。

以上、地元への説明予定とプランの変更についてお尋ねいたします。

次に、高雄中央通りの拡幅計画の進捗状況ですが、この道路の重要性につきましては十分わかりいただいていると思えますが、高校の登下校時の混雑をご覧になったことがありますか。

太宰府高校には約1,100名の生徒がいます。このうち約8割の生徒が自転車で通学するそうです。この900台近くの自転車が通るのです。その横を小さな小学生が歩いています。事故も発生しています。これは少し前のデータですが、平成13年度には13人の事故者が出ております。

これはデータとしてある分で、平成13年度にこれだけのことがあったということは、毎年このくらい、あるいはそれ以上の事故が起きているのではないかと思います。一度でもいいですから、朝のこの状況をご覧になっていただきたいと思います。

また、あの狭い道へ大きなダンプやトラックが入ってきます。そうすると、もうどうすることもできません。あの道路はそのような車も入ってくるような重要な幹線道路なのです。

このように、この通りの周辺には高校、中学、小学校、幼稚園、保育園とあり、また地域住民の生活道路としてその交通量も多く、この現実を市長はどう思われますか。中央通りの拡幅については、太宰府高校ができてからでも毎年のように地元及び関係学校より要望書も出されており、太宰府高校ができて、来年でもう20年になります。

市長が申されますように、市民が真ん中の施策を行われるなら、15年も20年もたつて20%の進捗率ではその姿勢が問われますが、いかがなものでしょうか。市長は今年度の施政方針で最重点項目としてやると言われましたが、昨年の予算で測量設計を行うと計上されておりましたが、昨年7月19日の災害があり、繰り越しとなっております。そして、本年度予算に3,500万円がついておりますが、これではどこをどうしようかとされているのかわかりません。本当に重点項目として取り組みがなされているのか疑わざるを得ません。このままではいつ完成するのかわかりません。高雄中央通り線の全線の拡幅についてはいつごろに完成されるのかお伺いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時09分

~~~~~

再開 午後3時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ご質問の通古賀・国分地区の区画整理事業につきましては平成11年9月に設立準備委員会が設立され、本市に対して区域の市街化区域編入要望書と技術的援助申請書が提出され、さらには道路整備などに関する具体的な要望書が提出されております。この間、福岡県も含めまして組合と協議を進めておりましたが、市街化区域編入の問題や、御笠川改修計画等の理由で計画は進展をしておりませんでした。

その状況の中、昨年の大水害で国が緊急に御笠川改修計画を決定したことを受けまして、事業が進展し出した次第でございます。

その後の本市の取り組みとしましては、直ちに庁内にプロジェクトチームを設置し、福岡県の指導を仰ぎながら準備組合との協議を進めております。事業の概要としましては、区域の面積は約8.8ha、関係者は約35名でございます。

今後の予定につきましては、今年度中に組合認可・設立、平成17年度をめどに区域の市街化

区域編入、そして平成20年度までには事業完了を目指すものでございます。

次に、この地区のまちづくりの考えについてお答えします。

第四次総合計画にこの地域は組合施行で推進すると明記しております。したがって、組合施行で進めていただくよう市としては援助していく次第でございます。

この地区の周辺を含めました佐野東地区につきましては、約50haございますが、JR太宰府駅建設とあわせて、組合施行の区画整理事業等の手法を用いながら、西の新市街地としてのまちづくりを考慮してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 組合施行でやるということでございますけど、これについては組合の方で資本的な負担をされると思いますが、これ市の方では幾らか負担をされるあれがあるんですか。お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 負担と申しますか、事業を行うようにしております。例えば、下川原橋の建設、半田橋の建設、それから道路の新設等については市費をもって実施していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） わかりました。ここにつきましては、あと組合でやられるということでございますので、どういうふうな住宅地の張りつけとか、高層建築物ができるとかできないとかいろいろ出てくるかと思えますけども、できましたらあそこら辺は高層建築物を建てて、多くの新太宰府市民が誕生するような方向で指導させていただきたいと思えます。この1番の問題につきましては以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 次に、国民年金未納対策についてご回答申し上げます。

まず、本市における国民年金納付義務者数というご質問でございますが、本市において把握できる分についてお答えいたします。

第1号被保険者は平成16年3月末現在1万1,558人で、このうち2,677人が保険料の免除申請をされていますので、平成15年度の納付義務者は差し引き8,881人でございます。

次に、届け出をしている人でございますが、第1号被保険者の1万1,558人と第3号被保険者6,851人、合計1万8,409人でございます。

続きまして、未納者数とその対策についてでございますが、市町村の国民年金業務における国の機関委任事務が平成14年度から大きく変更になり、保険料の収納は直接国が行うようになりました。本市における平成14年度の納付率は62.5%という社会保険事務所からの報告を受けております。

未納者に対する対策は、社会保険事務所におきまして国民年金推進員による戸別訪問と文書や電話による納付督促がなされております。また、本年度からはコンビニエンスストアで納付

ができるようにされ、納めやすい環境の整備にも取り組まれているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） これ国の方で直接やってあるということですね、これ以上の質問はちょっとあれですけども、私が思いますのは、健康保険についてもですね、市の窓口で取り扱いをされておりまして、私も何回か転職しまして厚生年金、それから国民年金の切りかえやら保険の切りかえやらやりましたけども、これにつきまして、健康保険の切りかえにつきましてはですね、やはりこれ病院に関係、自分の健康に関係ありますので、大体まめにですねやりですけども、年金につきましてはほとんど関心がないというか、まだ若いころにはそういう関心もないし余り知識もないということで、ほとんどほったらかし状態で、健康保険の手続だけはするんですけども、健康保険の手続は大体100%近くされるんじゃないかと思っておりますので、この健康保険の手続の窓口に来られたときにですね、ここの窓口で国民年金についてのそういう指導とか説明とかですねしていただいて、そうすればですね、国民年金に対する無関心さとか、未納になるとか、まず未納をしようと思ってされる方はおられるかもしれませんが、余りおられなくて、手続を忘れられるということですので、健康保険の窓口でですね、年金についての説明をしていただいて、しっかり国民年金にも入って、切りかえてくださいよというような説明をしていただけたらどうだろうかと思っておりますけど、こちら辺についてお尋ねしたいです。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 議員さんがおっしゃるとおりでございます。国民健康保険の加入脱退等の手続にお見えになりましたときには、担当窓口の方で年金加入がどうなっているかということは今現在同じ課が担当いたしておりますので、そのチェックをいたしまして、未加入の方々にはご指導しているところです。今この未加入問題いろいろ出ております分は、かなり以前の分が特に大きな問題になっておりますので、今おっしゃっております窓口の手続の問題は国保の手続と一緒にずっと以前から私どもの方ではやっているところですが、今後もその分は漏れのないようにしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） わかりました。前からやってあるということで、私がちょっと勉強不足で申しわけございません。

先ほどご説明ありましたように、62.5%という収納率ということでございますので、これの向上のためにもやはり窓口でしっかりとですねご指導いただければ、その率も若干向上するんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、この2番目の問題は終わります。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、3点目の高雄公園、それから高雄中央通り線の拡幅進捗状況についてご回答申し上げます。

高雄公園、それから高雄中央通り線の整備につきましては、高雄、宰府のまちづくりの一環

として整備いたすものでございます。

まず、高雄公園について申し上げますと、平成15年度から5年間で都市公園事業の国庫補助を受けまして用地の取得を行います。工事につきましては、平成19年度から平成20年度の2か年間で予定をいたしております。

本年の3月議会においてご回答申し上げましたように、そういう地形でございますので、できる限り自然と地形を生かした公園を基本といたしまして実施設計を行いたいと思います。そして、その際には当公園を一番利用される近隣の住民の方には説明会を行いまして、意見・要望等を把握して反映してまいりたいと、そのように考えております。また、関係機関、関係課、そういうところとも協議しながら設計をしていきたいと、そういうふうに考えております。

続きまして、高雄中央通り線の拡幅計画の進捗状況でございます。

この高雄中央通り線につきましては、昨年の6月の一般質問でも回答しておりますとおり、現在の整備進捗状況は約20%でございます。平成15年度にこれからの全体的な用地買収に入るために、用地測量を計画しておりましたが、議員さんもおっしゃいましたように、7月の豪雨で災害を受けまして、災害復旧に全力を尽くしておりますので、やむなく繰り越して、平成16年度実施となっております。現在その準備中でございます。

当該道路は区民の主要な生活道路、通学道路でもありますし、また高雄公園の整備計画、高雄地区へのバスの路線計画もあることから、本当に早期に完成を目指したいと、そういうふうにと考えるとござります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 高雄公園についてでございますけども、まだきっちりしたプランができ上がってないというような状況であるかと思いますが、このまだプランがきっちりでき上がってない時期に一番利用するであろう地元の人の意見等を聞いてですね、その意見をですね、反映させていただいて、そのプランをですね、もう一遍作り直していただければと思います。

それから、その地元の意見を聞くということが非常に大事じゃないかと思っておりますので、行政の方はですね、なるべく自分たちがつくったプランでですね、すっといくようにしたいと思っておられるようでございますけども、やはり今のこの時代にですね、市民の声を聞くということが一番大事なことじゃないかと思っております。民主主義はですね、時間とお金がかかるとよく、これはもう昔から言われておりますけども、その時間とお金を惜しんでですね、初めにそこを手抜きしてですね、さっさとやるというようなことがあればですね、後でその倍、あるいはそれ以上のですね時間とお金がかかるような事態になると思います。現に、本市におきましてですね、この説明の不足とか形式だけの説明をしたとかということですね、課題として残っているのが歴史と文化の環境税の問題、それから都府楼保育所の民間委譲の問題、こういう点はですね、いわゆる事前の説明不足ということが非常に大きなことじゃないかと思っておりますので、

この高雄公園につきましてはですね、しっかりですね事前に住民の意見をお聞きいただいて、この意見の中でですね、言われた分を全部聞いてくれとは言いませんけども、それはできるものとできない分と、それははっきり言っていただいてよろしいかと思えますけども、そういうことで、この高雄公園につきましてもですね、早く地元へ説明を落としていただいて、そして地元の意見を十分聞いていただいて、余りお金のかからない、そして市民が本当に利用しやすいような公園をつくっていただきたいと思えます。

それから、高雄中央通り線につきましてでございますけども、この中央通り線につきましてもですね、もうそれこそ太宰府高校ができてからもう20年近くなりますけども、この間でですね、先ほども言いましたように地元からはですね、再三再四要望が出ております。これにつきましてですね、市長は今年度の予定で最重点項目としてやるということでございましたけれども、先ほど部長の方もやると言われましたけども、これは昔からやるということは聞いてるんですけども、いつまでやるのか、その最終期限を教えてくださいたいと思えます。この高雄公園についてはですね、平成20年度に完成するというははっきりおっしゃっておりますけども、市民はですね、どちらを多く望んでいるかといいますと、高雄中央通り線を先にやっていただきたいと。とにかく、これはもう生活に直結しとる問題でございますので、高雄中央通り線をいつまでにやるのか、バスが通ると、バスも来年、平成17年の国立博物館の開館に合わせるということでございますので、来年の国立博物館の開館までにですね、この中央通り線も完成させていただけるのかどうか、そこら辺で具体的にですね、やるというだけじゃなくて、いつまでにやっていただけるのかちょっとお答えをお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 本当にこの要望書、太宰府高校ができたときからの約束といいますか、そういう地元の意見という事で重宝されつつも、今まで来ております。しかしながら、今までもできる限り部分買いとかそういう方法で、危険なところは広くするというようなところ、それから建物の建ってるところは先にそういうところを調査して買い上げていくというようなことで、今年度も一部ではございますけども、用地買収、補償、そういうことをしていくということでございますが。

今回、改めて高雄、宰府のまちづくりということでございますので、先ほど言いましたように、まだ未確定の測量用地がございますので、今年の後半にはある程度の、あと買わなければいけない面積、そういうふうなのが出てくるかと思えますので、そういう部分が確定した折にはある程度早い時期に工事をして完成をしたいと、そういうふうになっております。極力早くする予定でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 昨年度の予算でですね、測量設計の分が繰り越しになっておりますけども、これは大体いつごろまでに終わられる予定ですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 予定では11月末を予定しております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 11月末ということでございますので、何とか来年度予算の編成には間に合うことですね。来年度予算にはしっかりつけていただいて、早期に完成ができるようにですね、努力していただきたいと思っておりますけど、この点についてお答えいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま建設部長の方からこの中林議員がご指摘されております高雄中央通り線でございます。この線につきましては、私ども国博、九州国立博物館の南側アクセスというような形の中においても位置づけを行っております。

現在、高雄中央通り線、高雄・宰府のまちづくりプロジェクトを発足させまして、あそ一帯の路線、交通渋滞緩和策もございまして、構想を練っておるところでございます。

特に、その中でも急ぎますのが高雄中央通り線の高雄交差点から、それから太宰府高校までの間でございます。これを急いで、まず今指示をしておりますのが全体構想をまずもって確立させるというふうなことが第1点でございました。その上に立って、まず優先すべき箇所を執行していくと。その手法といたしましては、まず幅員でありますとか延長でありますとか、それが確定しました段階で地権者が確定いたします。その中で、土地開発公社で先行取得をし、そして地方交付金でありますとか、国の制度を何を利用したらいいのかというふうな形の中で、そのときに買い戻しをし、一般財源が少なくなるような手法をとっていくように今指示をしておるところでございます。

そういった中で、今11月以降の中でより鮮明に見えてくるというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 先ほどから申してまいりましたように、高雄中央通り線につきましては、地域住民の皆さんをですね、一日も早く安心して通れる道路にしていきたいということでございますので、いろいろ手続もございましょうけども、そこら辺はですね、なるべく簡略にしてですね、スムーズに、早期に完成できるようにご努力をお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけども、高雄地区の公園や道路の整備問題にかかわらず言えることではございますが、先ほど申しましたように、地域住民への説明ということですね。行政の都合がどうであれ、地域住民の意向や希望が十分に聞き入れられる形で進めていただきたいと思っております。そして、より望ましい方策であることは言うまでもありませんが、昨年1月に施行されました自然再生推進法は、開発などで損なわれた自然の再生について、自治体、住民、NPOが事業実施計画の段階から参加することを可能にするというものでございます。少なくとも、今後の行政的諸施策は住民参加型、かつ自然環境重視が前提となるべきであると思っておりますので、説明責任をですね十分果たしていただいて、後顧の憂いがないように期していただきま

して、執行部におかれましては市民が真ん中ということで自治を進めていかれますでしょうか、十分に説明責任を果たしていただきますようお願い申し上げまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、6 番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6 番 門田直樹議員 登壇〕

6 番（門田直樹議員） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

まず最初に、私は男女がともに助け合い、また機会の平等を与えられることには賛成をしており、また男女共同参画社会基本法のすべてを否定するものではないということを明言いたしまして、質問に入らせていただきます。

さて、国では昭和60年の男女差別撤廃条約批准、平成7年の北京宣言及び行動綱領の採択に続き、平成11年、第45回通常国会で男女共同参画社会基本法が成立いたしました。さらに平成12年、男女共同参画基本計画が策定され、全国の自治体で条例の制定が進められています。

太宰府市においても、平成元年に婦人問題懇話会の設置、平成3年に女性行動計画策定、平成13年に懇話会を男女共同参画審議会へ変更、そして平成15年に同審議会の答申により、男女共同参画プランを策定しました。

さらに、市の広報にも載りましたように、本年3月に市長は同審議会に対し、基本法の理念をもとに本市の状況に合った条例の制定基本項目について諮問しました。

8月の中間答申の後、12月を目途に答申を行うとのことですが、その前にこの条例の基本的な考え方について、ジェンダーフリーを問題とする観点からお伺いしたいと思います。

1点目に、ジェンダーフリーについてお尋ねします。これは和製英語ですが、意味はおおむね生物学上の性差以外はすべて慣習に基づく偏見として排除しようという考え方です。

平成7年ごろから学校現場に登場し、ジェンダー度チェックとかジェンダーフリーにしましょうなどという運動が開始され、さらにはランドセルを男女とも同じ色にするとか、混合名簿にするとか、体育の授業で男女を分けないなど、今までの教育現場の伝統的慣習も現実的知恵も崩す試みが次々に導入されてきました。

そのうち、過激な性教育をはじめとして、掃除の際に女の子に机を運ばせて男の子にはぞうきんがけをさせるとか、学芸会で男と女の役を全部入れかえるとか、あるいは女の子に騎馬戦をさせたり、男の子に料理や裁縫をさせるなど、子どもたちや保護者の希望や気持ちを無視して一般社会の健全な常識にも反することが行われるようになりました。

そもそも社会の慣習や伝統、あるいは出産や子育てといった家族の営みは、基本的に性別秩序によって支えられていますから、これが崩れば家族は当然崩壊しますし、社会も崩れてしまいます。私は、このジェンダーフリー運動というものは危険きわまりないものと考えておりますが、市長の考えをお聞かせください。

2点目は、条例の制定をめくり、全国至るところで紛糾があり、自治体によっては私たちが通常持っております社会常識からはるかにかけ離れた条例案が上程されたため大混乱に陥っているところもあります。このことはご存じでしょうか。

3点目に、審議会のメンバー構成についてですが、審議会規則では第3条に定めてありますが、公募以外の人選はどのような基準で、だれによって行われたのか、なるべく詳しくお聞かせください。

次に、平成15年3月に策定されました太宰府市男女共同参画プランについて3点お尋ねします。

このプランにつきましては冊子が策定され、また概要版が市の窓口に「自由におとりください」ということで置いてあります。

内容を見ていきますと、第1章、基本的な考え方の6、本プランの体系というところに体系表がまとめてあり、考え方がよくわかります。

そこで、まず1点目に目標1、男女平等のための意識の改革のア、ジェンダーフリーへの意識の改革とありますが、ジェンダーフリーについては平成14年11月12日に福田内閣官房長官と板東男女共同参画局長が、「男女共同参画社会はジェンダーフリーを目指していない」と国会で答弁しています。また、本年1月に内閣府が政策研修会で提示した男女共同参画に関する基本的な考え方には、次のように明記されています。

「ジェンダーフリーという用語は、法令等において使用されてはいない。

男女共同参画社会は、男女の差の機械的・画一的な解消を求めているものではない。

男女の性的特徴と言われるのは、生殖機能や内分泌調整機能の相違としてあらわれる。この相違の背景には脳の構造と機能の相違があることが動物実験からも認められている。

男女共同参画は、男女の逆転や中性化を描くことを求めるものではない。

男女共同参画は、個人の内面にかかわる男らしさ、女らしさや伝統文化などを否定しようとするものではない。

男女共同参画社会は、長い伝統や文化などを失うことなく大切にしながら、男女の人権が侵される部分を改善すること。個性・能力を発揮する上での阻害要因を是正することなどにより実現するものである。

男女共同参画社会は、安易な離婚を奨励するものではなく、家族のきずなを深めることを目指している。」

以上のように、国が公式に否定しているジェンダーフリーを施策の方向として盛り込んだことについて、理由をお聞かせください。

2点目に、目標1のイ、学校等における男女平等教育の推進の に性教育の充実とありますが、この件につきお尋ねします。

各地でジェンダーフリーによる過激な性教育が問題になっています。性教育は家庭が基本で、学校での性教育はそれを補完するものであると思いますが、太宰府市の実態はどうか

お聞かせください。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、いわゆるリプロ、性の自己決定権は多くの問題が指摘されており、学校で扱うようなものではないと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、審議会で議論されている内容、文言について感じたことを述べたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。なお、これは決して審議会の議論に干渉するものではないことを申し添えておきます。

1点目に、性的少数者の保護の件ですが、性同一性障害と同性愛を同列に考えていることは問題があると思います。性同一性障害はそのとおり障害ですが、同性愛は先天性ではないとの見解もあり、米国では戻った例が報告されています。議論の分かれていることを同一に扱うべきではないし、性的志向を特性とすることには問題があり、何人も性別により差別されないということで十分保障されると考えますが、どうお考えでしょうか。

2点目に、事業者の責務規程ですが、経営権の侵害に当たるのではないのでしょうか。男女の雇用の状況によって入札の制限が行われる条例などがそれです。大企業はともかく、中小企業には無理があります。

3点目に、クオータ制についてお尋ねします。これはあくまでも結果の平等ではなく機会の平等であると考えますが、いかがでしょうか。国の基本法の趣旨は機会の平等であると平成14年11月12日に福田内閣官房長官が答弁しています。

4点目に、苦情処理機関ですが、これは基本法第17条を根拠としているようですが、拡大解釈ではないのでしょうか。太宰府市の審議会はこれを設置するということで進めています。そのモデルとなるものが埼玉県条例ではないかと思われます。男子校・女子校を強制的に共学にするという暴挙を試み、保護者、生徒をはじめ市民の猛反発を受けて、処理機関としての存在を疑問視されています。

そもそも、行政から独立した機関として是正措置という強権を持つという点が問題であり、そういった強権を持ち、議会の承認も受けないという機関があってはならないと思います。また、オンブズパーソンという言葉は審議会では使っていますが、その人選をだれがどのような基準で行うのでしょうか。市民の苦情を受け付ける機関は必要ですが、これは議会で審議して決定されるべき問題であり、審議会での検討事項からは除外されるべきであると考えます。苦情処理機関について市のお考えをお聞かせください。

最後に、条例について、私が理想と考えるところのポイントを述べさせてください。それは、1、男らしさ・女らしさを否定せず、日本のよき伝統や文化を大切に、社会の制度や慣行を尊重する。

- 2、行政が思想、良心や表現の自由など基本的人権を侵害しない。
- 3、ジェンダーフリー思想を教育に持ち込まない。
- 4、家族を社会の基本的・基礎的単位と考え、専業主婦を否定しない。
- 5、リプロ、性の自己決定権のような性道徳の退廃をもたらす内容を盛り込まない。

6、私的な問題に行政が不当に介入しない、であります。

以上、答弁は一括してお願いします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ジェンダーフリーの問題点について、市では男女共同参画社会の実現に向け、新たに条例の制定を検討しているということだが、ジェンダーフリーなどの過激な主張の影響により、日本の文化や伝統、生活習慣を否定するものになるおそれはないかについてご答弁申し上げます。

本市男女共同参画プランは、男女共同参画推進のための基本的計画であり、市民対象の意識調査やワークショップ、庁内の男女共同参画推進本部体制において論議し策定したものでございます。現在はこれをもとに具体的な施策の推進を図っているところでございます。

このプランの中で、目標として男女平等のための意識改革、その施策の方向としてジェンダーフリーへの意識の改革を置いています。このジェンダーフリーという用語、一部に画一的に男女の違いをなくし、人間の中性化を目指すという意味で使用している人がおられ、また政府の公的文書にこの用語が使用されていないことから、国の男女共同参画の取り組みから逸脱しているのではないかと誤解が生じているものと思います。国会での政府見解と同じく、本市における男女共同参画もこのようなことを目指しているものではございません。

本市プランは、女性と男性が社会的・文化的に形成された性別、ジェンダーにとらわれずに、各人の個性と能力を十分発揮できる家庭、地域社会が形成されるように意識を変えていこうという取り組みを示したものでございます。これは男女共同参画社会実現の障壁の一つとして人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別役割分業意識があることを踏まえて、男性向き・女性向きという性別による固定的な意識や行動、あるいは役割観に限定されるのではなく、自らの意思によって多様な生き方の選択ができるような社会を目指しているものでございます。このことは基本法に示されている男女共同参画社会の定義にも沿うものと解釈しており、市民の方へ理解を広める取り組みを進めているところでございます。

文化、伝統、生活習慣については、長い歴史の中で人々の生活の知恵からはぐくまれ、多様な変化を経て今日に至っていることから、今後も男女の人権尊重など普遍的価値をもとに取捨され、その時代の社会状況に即した変容をしつつ受け継がれていくものと思います。

次に、男女共同参画社会実現のための条例の制定でございますが、諮問しています本市男女共同参画審議会において、実効性ある条例となるよう盛り込む基本的項目について、審議していただいているところでございます。この間の諸論議につきましては答申まで見守っていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

この審議会は、太宰府市男女共同参画審議会規則により、男女共同参画の諸問題や人権問題に識見がある方を選任あるいは公募により、大学教授、弁護士、人権擁護委員、団体関係者、市民など13人を委嘱しています。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校における性教育についてご答弁申し上げます。

平成11年3月に当時の文部省が発行しました学校における性教育の考え方・進め方によりますと、学校における性教育の基本的な目標は、男性または女性としての自己の認識を確かにさせる、人間尊重の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにするなど3点が述べられております。

学校での教育課程の位置づけ、指導といたしましては、例えば小学校体育の保健領域や理科での学習、また中学校における学級活動での性的な発達への適応に関する学習などが挙げられます。いずれも学習指導要領に定められた指導内容に基づいて指導計画が作成されております。適切な内容ではないかととらえております。

また、ご質問にございましたリプロダクティブ・ヘルス・アンド/ライツ、いわゆる性と生殖に関する健康と権利につきましては、学習指導要領が定める指導内容には含まれておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 初めに、なぜこのような問題を取り上げるようなことになったかと申しますと、文部科学省の委嘱状でつくられました「新子育て支援 未来を育てる基本のき」を取り上げたこれは冊子なのですが、そういうものがあります。これの内容を見たんですが、女の子に優しい名前、男の子に強そうな名前をつけてはいけないそうです。また、ひな祭りやこいのぼりも否定しています。他のページではですね、母性を否定したり、乳幼児保育の大切さを3歳児神話と、そんなものは神話であるというふうに否定しています。また、同性愛も当たり前と説明しています。こういうものが実際に刊行されたということですね。

こういうものを見まして、うそだろうという感じだったんですが、ところが調べてみますと、いわゆるジェンダーフリーといわゆるセクシュアリティという考え方のもとに、全国で信じられないような事件が次々と起こっているということを知りました。また、多くの自治体でこれらの考えをもとに条例を制定しようと、あるいは制定したようなことを知りました。

住民の多くはですね、男女共同参画というものは男女平等、女性の社会進出ぐらいにしか普通は理解しておりません。ところが、これにこういうふうな正の面といいですか、いい面といいですか、それと隠れるように違う部分があるんだなあということを私は感じました。そういうことで、私不明を恥じましたけども、この動きに対して何とかちょっと、まずお聞きしないかなと思ひまして質問に取り上げたわけでありませう。

そこでまず、ジェンダーフリーについて部長の方からお答えありましたが、ちょっとかなり考えてたのと違ったんですが、まずプランのところでも申しましたけど、平成14年11月に参議院内閣委員会において当時の福田内閣官房長官は男女共同参画条例とジェンダーフリーとの関

係についての質問に対し、男らしさとか女らしさは男女という性別がある限りあるのではないか、男女共同参画社会というのは男らしさとか女らしさを否定しているものではない。しかし、これを強調し過ぎるとということについては問題があると答弁されています。また、板東真理子内閣府男女共同参画局長は、ジェンダーフリーという用語はアメリカでも使われていないし、北京宣言や行動綱領や、最近の国連婦人の地位委員会の報告書などでも使われていない。もちろん日本の男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画等の法令においても使用していない。したがって、現在一部に男性と女性の区別をなくし、画一的に男性と女性の違いを一切排除しようという意味でのジェンダーフリーを目指していないと答弁されています。

今部長の答弁ですと、何かいま一つわからなかったのですが、要はこれらの政府の見解に沿うものと考えてよろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今門田議員さんから言われました分については、私も承知をしております。ただ、その理解の仕方が先ほど門田議員の方からジェンダーフリーという言葉で「生物学上の性差以外はすべて慣習に基づく偏見として排除しようという考え方」という意味で使われましたですね、今、そういう意味で使われるのであれば、内閣府が進めております男女共同参画社会の基本的考え方にはそぐわないではないかというふうに理解をしております。

と申しますのは、本市のプランでは、男女に平等な社会を実現するため、社会的・文化的に形成された性別をジェンダー、に基づいて固定的役割分担意識を変えて、個人の個性に基づいて共同参画ということを目指すためにジェンダーフリーという意識の改革をこのプランの中に織り込んだものでございます。そして、そうしたジェンダーフリーに対します誤解を防ぐ意味からしましても、この男女共同参画プランの中の用語の解説の中に、その我々が使っておりますジェンダーフリーというのはこういうことですよということで使用をさせていただいております。

ちなみに、51ページでございます。一番下の段にジェンダーというところでございまして、ジェンダーフリーというのはそういうものにとらわれないことを指しますよということで、私どもがつくっております男女共同参画プランの中ではジェンダーフリーをそういう形で位置づけをしまして進めておりまして、先ほどご説明しましたように国が進めております基本法に沿ったところでこの計画プランはされておるというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ちょっとかなり失望しております。ジェンダーというですね、はっきり言ってほとんどの方は知られてない方の方が多いかと思えますけども、いわゆる性、男・女という性ですね、ごく当たり前のような、電池のプラスとマイナスのような、そういうものがある。電池をプラス、両方プラス、両方マイナスにできるわけないんですよ。それで、このジェンダーというものが非常に学問的に、ある思想的につくられたということは明らかだと思

ますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男女共同参画プランの中の基本法には、直接このジェンダーという言葉は入っておりません。ただ、国の方の説明によりますと、この基本法の理念に流れております部分は一貫してジェンダーと、先ほど私が申し上げましたような部分で、社会的・文化的に形成された性別ということで、ジェンダーという形をずっと言うておりまして、例えば第1条の男女の人権が尊重されることの緊急性が規定され、第3条から第6条にジェンダーの問題意識が込められているということを国会の中でも答弁をされておるところでございます、私どもそういう精神を受けまして、それをなくしていこうというのをフリーという形で使用させていただきます、ジェンダーフリーという形を使わせていただきました。

それからもう一点、国の方にジェンダーフリーという用語について国がどういうふうな見解をしているかといいますと、内閣府はどのような用語を使うかは地方公共団体が判断すべき問題であると。地方公共団体において差別、男女の差別、差別をなくすという意味で定義を明らかにして使用しているものについては問題ないというふうに見解が示されておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 社会的、歴史的に定義されたような性と言われましたけども、まさにその社会とか歴史という、非常にアバウトで、また厚みがある言葉です。その中には多くのまさに歴史、まさにいろんな思想、いろんな考え方が入ってきます。それらを反映しているということをお私には言うておるのですが、まだまだちょっと質問続けなければいけませんから、先に進みます。

次に、条例の制定をめぐる紛糾についてですが、全国では多くの市町村でこういうふうな条例が制定、または制定されようとしています。しかし、その中には今ちょっと答弁ありましたけど、ジェンダーという文言を盛り込んだり、男女の固定的役割を連想させる表現さえも問題として規定していると。例えば、エプロンつけたお母さんがいたら、これはだめだというふうな考え方ですね。中絶容認になりかねない性の自己決定権の内容が入っている。企業活動を制約するおそれがある内容を規定している。条例違反に対する苦情処理機関などを設けて勧告指導することを規定している。これには指導、それから公表権まで認めるとかですね、5つの権利、大変重たいものです。これらを行政から独立して設けるとか、そういうふうな考え方もあるみたいですね。あるいは、そうするとともあるみたいですね。結果の平等を進めていると思われる内容を規定している。ご存じのように、結果の平等なのか機会の平等なのかということですね。

男女を区別すること自体が最初から差別だと言ったら、もう議論は進まないんですね。そうではないと。男女は大昔から助け合って生きてきたんですね。その辺のところをどう取り

込んでいくかと。答申はまだですが、これらは極端な男女平等主義を実現することだけを至上の目的としていると思います。また、子どもの健全育成などですね、こういったことはビジョンとして私は見られません。当然市民や議会の猛反発を受けて、多くは常識的な内容に是正されていますが、私は太宰府市ではこのような混乱がないように願っております。

次、ちょっと続きますけど、ジェンダーフリーを施策に盛り込んだ理由ですけど、この参画プランですね、これですが、こっちの概要版の方が窓口に置いてあるんですけども、これにつきまして、まず申し上げたいのは、先ほども申しましたけども、政府が明確に否定、どうも否定の解釈が少し違うみたいですけども、基本法の中にも今部長おっしゃいましたけども、一言たりとも登場しません。このジェンダーなる言葉がこの冊子、これですね、これ半分が資料編ですけど、資料編のけて50ページの中に27か所も出てきます。私びっくりしたんですけど、暇じゃないんですけど、気になるんで数えてみたんですけど、ジェンダーのオンパレードですね。そもそも去年の3月に出された審議会の答申書が58ページにありますが、ジェンダーという文言は一字もありません、一言もですね。

7ページですね、多分お持ちでないと思ってこの資料を出しておるんですけど、この参画プランの7ページをコピーして、資料としてお配りしたんですけど、これ見ていただきますとはっきりしますけど、まず7ページの施策の方向。ア、ジェンダーフリーへの意識の改革というふうに、もうどんと出てるわけですね。ジェンダーフリーを最初に持っている。どういう理由、考え方でこういうプランになったのかお聞きしたいと思うんですが、もう少しジェンダーフリー、わかりますよ、ジェンダーフリーは社会的・歴史的につくられた性であると。ほいで、その性差を云々ということが多分言われてあると思いますが、そもそもそのつくられてきたというのは何なんですか。非常にアバウトです。その辺について、この中にですね、もうジェンダーをどんと正面の柱に持ってきたということをちょっとご説明ください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げておりますように、男女共同参画を進めております国の基本法の根底に流れておりますのがジェンダー、先ほど申し上げました社会的・文化的に形成された性別をジェンダーというということで、そういう部分がありますと、いわゆる男女が共同して参画をしていくためには、それが一つの弊害になって、いわゆる先ほどから議員さんおっしゃっておりますが、男らしさ・女らしさを否定するものではございません。ただ、それが先ほど福田内閣官房長官の答えにありましたように、一方的に男だからこうなれないかんとというような部分はいかななものかというような回答文も引用されましたが、そういうことをございまして、ただ男であれ女であれ、女であれ男であれ、その人の個性に沿ったような社会、その人の個性が生かされるような社会はどのような社会なのかと、それは太宰府市が進めております人権を尊重するという大きなまちづくりにも、この男女が共同参画なくしてはこのまちづくりもできないというようなことから、男女共同参画プランをジェンダーフリーという言葉を通してこの中でいわゆる意識の改革、そういう意識を目指していく部分が今求められてる

ことではないかということで、男女平等のための意識の改革の大きな柱にジェンダーフリーへの意識の改革ということで掲げておるわけございまして、そのジェンダーフリーの用語自体を先ほど言われているような用語に理解されますと非常に誤解を招きますので、私どもが使っているジェンダーフリーというのはこういう用語なんですよということを、あえて用語解説の中で注釈を入れさせていただいて、そしてこの男女共同参画プランを今進めているところでございますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私どものというふうなことをおっしゃいましたけれども、要は太宰府で使うところのジェンダーフリーという語意ですね、言葉。ここに使ってるジェンダーフリーという言葉は、一般的にこの日本じゅうで言われているところのジェンダーフリーとは違うんだということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私は一般的に言われておりますジェンダーフリーが社会的・文化的に形成された性別ということの理解であれば、同一であるというふうに思っております。先ほど出ておりますように、男女の差を機械的に、画一的に直して人間の中性化を目指すという意味でジェンダーフリーを使ってある方がありましたら、それとは違いますよということでございますので、基本的な考え方、社会的・文化的に形成された性別という部分では同一ではないかというふうに思っておりますし、基本法の精神に沿って私どものプランは進められてるといふふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 先へ進みます。

もう一点、ここに今年の広報「ださいふ」5月15日号があるんですが、皆様お持ちの、ここにまさに1ページ、見開きですね、ここに今回のこと載ってるんですが、その一番後ろですね、「梵鐘」という記事があります。これ見ますと、ちょっとざっと読みますね。

『最近結婚した。「苗字は何になったの？」友人たちの第一声に驚いた。姓が変わるとは一言も言っていないのに……。『旧姓で年賀状を出したらご主人に悪いから』ん？私には夫はいるが、お仕えする「主人」はいない。男女共同参画と言われて久しい世の中だが、「結婚」というフィルターを通すと、まだまだ「男性優位」「イエ制度」があたりと見えてくる。話は変わるが、イスラム教徒と結婚した友人が、「イスラム教が現代も影響力があるのは、日々の教育と環境と世論のたまものだ」と話していた。長年私たちの生活にしみついてきた「ご主人」「奥さん」エトセトラ。いつになったら性別にとらわれず、「自分らしく」生きられる社会ができるのか……。次の世代の子どもたちにはどんな教育と環境と世論を残せるのだろうか』というものがあります。それで、普通こういう場所というのは編集後記ですね。いわゆる

議会だよりなんかにもあるんですが、全体の感想とか、この場合は市としてのリーダー的なですね、全体的な気持ちを代弁するような、そういう場所じゃあないでしょうか。こういう場所にですね、ここに載ってるように夫婦とか男女の関係を対立したものとして、これ明らかだと思いますよ、そういうふうに表現していますけど、太宰府市としてはこんなふうなですね、こんなもの、そう考えてるんでしょうか。男性優位とか、あるいは家制度がありありと見え、あるいは夫婦別姓を支持されてるんでしょうか。お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今ご質問されました、その部分につきましては、いわゆるそれぞれの広報委員の方でその部分についてのコメントを入れておるような形になっておりますが、基本的には我々も結婚しましたら男の姓を名乗るとというのが当たり前というような部分で、それは男性がそう、女性がそう、それは両姓のどちらの姓を名乗ってもよろしい問題であって、それをそういうふうな社会が、もう結婚したらすぐ男の姓だという社会がいかげなものかということでございます。そういうふうな部分を、その中では筆者は言いたかったのかなというふうに思いますが、いずれにしても、男性だからこういうふうだという、長い間、何ていいますかね、イメージといいますか、そういうのをずっと、まさにそれは固定的な部分で、そういうふうな部分をずっと、そういうことがある中では、太宰府のいわゆる男女共同参画という視点から見ても、あるいは人権の尊重という視点から見ても、男女参画なしにはやっぱり人権尊重のいわゆるまちづくりもできないのではないかなというふうに思いますので、そういうふうな部分があるところで、今門田議員さんおっしゃっているような部分で議論が広まり、そして高まっていく中で、結果として男女共同参画社会が進んでいけばいいことではないかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 大分お答えとちょっと議論がかみ合っていないんですが、要はこういうふうな内容、こういう空気というものがどうなのかと、この太宰府の顔ですよ、一番の情報を発信している。この中にこういうふうなオピニオン、意見としてですね出てる。普通見たら、へえって、太宰府とはそういうふうな考え方なんだなと私は思います。

それとまた、今の中でもですね、ご答弁の中にも、すぐにとすると失礼ですけども、人権という言葉がよく出ます。こうこうこれすることは人権をと。しかし、通常ですね、結婚したら、うちなんかもそうですけど、じゃあ私はうちのと言ったらいかんかもしれんですけど、人権侵害をしたのかなとどきとしたりするんですが、私なんかでは家制度なのかなとかですね、少しこれはやっぱり、校正もされると思うんですよね。この件はこれぐらいにしますけど、もう一点ですね、こういうふうな、「はい、チェック！」というもの、この中にも紹介出てましたが、こういうものがあります。これは職員の中に配られて、いろんな情報発信したりするときに気をつけようよということが多分配られてあると思いますが、やはりこの中にもジ

エンダーの刷り込みや性別による云々と、そういうふうな文言も入っております。これについてはくどくど申しませんが、1つだけ。これは市で何かを作成する、いろんなですね、チラシつくったりホームページつくったり、そういうときに何かの強制をするものではない、それらしいことは書いてますが、そういうことをちょっと1つ確認したいんですが、お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今お手元にお持ちのその冊子につきましては、今後市の方がいろんな印刷物をつくっていく段階においては、そういう視点に沿って印刷物をつくっていくようにという形で作成したものでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 続きます。

太宰府市における性教育の実態ですが、昨年5月に中央公民館で男女共同参画市民フォーラムが開かれました。ここにチラシがあるんですが、皆さんご存じと思いますが、太宰府市と太宰府市教育委員会が後援、主催は市民フォーラム実行委員会と女性センタールミナスとなっております。ちょっとだけ、見出しを読みます。

「夫の役割、妻の役割、親の役割を超えて、一人の人間として自分らしく楽しく生きていきたいものです。人間の性を、性と同じように人権として尊重する性教育に長く携わってこられた村瀬さんからジェンダーにとらわれない性とコミュニケーションの大切さについてお話しいただきます」ということで、基調講演をされてます。

それで、この方ですね、ここの講師の紹介のここにもありますが、“人間と性”教育研究協議会の代表幹事ですね。それで、このとき、村瀬さんがされたの私見に行っとらんのですが、このホームページも見てみたわけですが、どういう方ですね。性教協といわれるものが一体どういうふうな団体かということで、見たら、一言で言いますといわゆるジェンダーとセクシュアリティで大体色づけされたようなとこなんですが、参考までにですね、会員書籍ってありまして、書籍の、この方が書かれたものも含めて書籍の紹介コーナーというのありまして、そこからですね、ちょっと拾ってみました。もちろんこれらが性教協の方針としているわけではありませんと一応の断りはあるんですが、幾つかちょっと拾いましたんで読み上げてみます。

「ジェンダーフリーの絵本」どこで使うんでしょうかね。「ある性転換者の幸福論」「同性愛・多様なセクシュアリティ」「ぼくの彼氏はどこにいる？」どこにいるのかな。「同性愛がわかる本」「自分らしく生きる 同性愛とフェミニズム」「女から男になったワタシ」「実践するセクシュアリティ 同性愛/異性愛の政治学」これは動くゲイとレズビアンのお話という事です。ほかにもあるんですけど、こういった感じです。

ということで、この性教協の代表である村瀬氏の講演が、ジェンダーフリーとセクシュアリティに基づいているのはもう明らかだと思いますが、このようなイベントを市の機関である女性センタールミナス、また太宰府市、これはルミナスが主催してですね、市と教育委員会が

後援をするような必要があったのか大変疑問ですが、もうお答えは結構です。

ところで、市内のある小学校でですね、この村瀬氏監修の本がだれでもいつでも見られるように置いてあるとPTA関係者から聞いとるんですが、この点についてご存じでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 承知しておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ここまで出てますが、校名は申しません。聞いてみてください。一応高学年を対象にしてるのかもしれませんが、低学年でもだれでも自由にあって、我々と、私ぐらいにとっては非常に、ちょっとショッキングな内容みたいです。

ということで、もう一つ、中学生向けの性教育の本では、平成14年に厚生省所管の財団がつくった「思春期のためのラブ&ボディBOOK」という、結構有名な本がありまして、これは表現が興味本位で不適切と問題になって絶版になったそうです。トラック7台分が焼却処分になったそうです。これの内容も見ましたが、大変びっくりします。

それで、文部科学省は4月に、今年の、外性器や性交に関する指導などは原則小・中学校では不要の方針を表明し、性教育正常化への取り組みを始めたばかりですが、最近性教育に当たって過激な表現のある本を、同省所管の財団法人日本学校保健会が全国の中学校へ送付していたことがわかりました。市内の中学校にこういったものが送られてきたような話はありませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） その件に関しましても、承知いたしておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 安心しました。この件で、東京都教育委員会は学習指導要領を逸脱しているとして校長預かりにするように通達をしているということです。市においても善処されるように希望します。

続きまして、リプロですね。さっきのリプロダクティブ・ヘルス/ライツですね。日本語では性と生殖に関する女性への権利、健康と訳されています。もともとは2つ、女性の健康と女性の権利、この2つの部分だったんですね。

この中で、妊娠、出産など、女性の生涯を通じての健康を守るヘルスはもちろん大事なことです。しかし、人工妊娠中絶など、産む産まないを女性だけの考えで決定することを権利として認めようと、そういうふうな、ここはライツのことですね。これはもちろんいろんな現行法にも違反すると思いますが、こういったことを審議会ではいろいろ審議されてるみたいですが、私は条例に盛り込むべきではないと考えます。

この件、やっぱりお伺いします。どういうふうにお考えか。済みません。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま出ております、いわゆるリプロという部分は、2002年12月

にバンコクで行われました第5回アジア太平洋人口会議で、性の自己決定権はという形になりまして、31か国賛成で、2か国が棄権をされて、1か国が反対をされたという部分のものでございます。

これで、このいわゆる今門田議員おっしゃってるように、なかなかそういうふうな部分については、デリケートな問題を含んでおりますので、先ほど申し上げておりますように、男女共同参画審議会での審議の結果を見せていただきまして、そして私どもの方でその結果を受けて、十分内部で議論をした上で、条例の中にどう位置づけるのかという部分は再度検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） はい、よろしく願いします。

加えて言うならば、もともとこれはアフリカ等で、非常に悲惨な状態にあるような女性をまずやっぱり保護せなきゃいかんというふうなことからこういうふうな話になったわけですよ。先進国、日本もそうだと思います、その中で単純に当てはめるようなのはどうかと思っております。

次に、性的少数者の保護の件ですが、いわゆる性的志向に対してどうこう言うわけではありませんけども、同性愛を保護するという条例を制定した、ご存じと思いますがカリフォルニア州、ここには同性愛者が大挙して押しかけて、たまり場になっているという現実があるということだけちょっと申し述べておきます。

また、次に事業者の責務規程ですが、先ほどちょっとお答えあったのですかね、これ不況で地場産業大変苦しい中ですね、新たに義務を課して経営を縛っていくのは適当じゃないんじゃないかと。また、審議会ではですね、各行政区の区長以下、役員の男女比、区長は男ばかりでいかんとかですね、役員のうち何人はとかですね、また隣組長の男女比まで非常に問題にされてるみたいですが、ここ辺まで大体言うものかなと、私自身は思います。非常にいろいろ、隣組長さんでも名前は世帯主、これも言ったらいかんのですかね、男性で、実際いろんなとこ出ていくのはその奥さんという形になると思うんですけど、こういうふうな社会的な慣習、歴史があって、今までいろんなことで納得の上ででき上がったようなものに対して、こういうところでこうしてまだこんなのを答申してというて、議論してということなのかなというふうな疑問を持っております。

次ですね、これちょっとお答えをいただきたいんですが、クオータ制のことですね。平成14年11月12日の参議院内閣委員会で、当時の福田内閣官房長官は、男女共同参画社会基本法は、結果の平等を求めているのか、条件の平等を求めているかとの問いに対し、男女が均等に政治的、文化的、また社会的な利益を享受することができ、そして男女ともに責任を負うべき社会を形成することが男女共同参画社会基本法の目的である。その目標を達成するために、いろいろな機会を確保することによって、男女が参画しやすい環境を整備することが大事だと考えていると答えられています。まさにもう、これは機会の平等だということを言っております

ね。この辺は確認したいんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まずクオータっていう部分は、これは分割というかですね、分けるという意味で、審議会の委員がどちらかの性に偏らないように、あらかじめ割合を割りつけておくということで、先ほど説明しておりました本市の男女共同参画審議会では、片方の性が40%未満であってはならないというふうに規定してるわけですね。それで、男性が7、女性が6の審議会構成になっております。

それで、今そうした部分で審議会等の委員における女性の割合が非常に、太宰府市全体を見ても低うございますので、35%を目標にしてるわけでございます。市の方針としましてはですね。男女の社会的格差が現実として、この機会を平等に利用することが困難であれば、一定数を割りつけて、実質上のおっしゃってるような機会の平等を達成する方法を論議されているというふうに私どもは理解をしております。その結果等につきましては、また出てまいりました答申を十分に参酌しまして、どういう形がいいのかという部分についてはまた再度内部で詰めたというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 心配しておりますのは、いわゆるアクティブアクションですね、強制措置などこういうものが組み合わされたりしてですね、助成金もらいようところはこだけちゃんを選出しろ、そうじゃないと助成金やらんぞとかですね、先ほども言いましたけども、社員の何%がどうじゃなかったら入札入れさせんぞ、指名業者外すぞとかですね、いろんなこと考えられるわけです。その辺は慎重に議論していくべきだと考えております。

続きまして、苦情処理機関のことですが、これはもう私がもう審議会に出て直接聞いたことですが、ルミナスですね、女性センタールミナス、あそこは去年名称変更したばかりですよ。ややこしい手続をして条例改正したばかりですが、さらに条例をつくって名称を変更し、市とは独立した第三者機関として苦情処理機関にするという議論をされてるんです。だから、そのことが、議論がいかんというわけじゃないですけども、この中には議会も執行部も全然見えてこないわけです。ええって。極端な話、自分たちでこんな条例つくって議会にかけていかんのかとか、そこまで話をされてるわけですよ。

それで、こういうふうな議論の進め方でいいのかなあというふうに強く思うわけです。ぜひその辺はですね、適正な指導を期待したいと思っております。

最後に市長にお聞きしたいんですが、もう簡単に結構でございます。この男女共同参画ということですね。いいことだと思います。こことジェンダーフリー、ジェンダーについてお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） この男女共同参画プラン、また条例の制定等ございますが、男女平等のため

の意識の改革、それが大きな目標でございまして、今言われたジェンダーフリーの用語の解釈等につきましては、ただいま部長が申したとおりの解釈で今後進めておるところでございまして、要するにこれは男女共同、また市民の共通理解に立った男女共同プランを市民の皆さんが理解していただく、そういう意味でのPR等については十分意を用いていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私もですね、8月に中間答申、12月に答申出まして、来年の3月ぐらいに条例案提出というふうなことから、今ここですべてをですね、追及したり回答を求めるといような気持ちはございません。今から我々もともに考えながらですね、進めていくべきだと思っております。

最後にですね、市が去年の3月に男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査を行われました。ここからアンケートの自由意見、たくさんあるんですが、その中1つだけ紹介して終わりたいと思います。

「男女平等は社会の中で当然のことだと思います。そのために市がいろいろなところで援助したりすることは望ましいと思います。ただ、身体的にやはり性差はあると思うのです。すべてが男女平等とは思ってはいません。女は子どもを産むという身体の仕組みになっているし、子育てをすべて父親に任せられるものではないと思います。男らしさ、女らしさという言葉は余りよくないとされていますが、私は今の世の中それが必要ではないかと思います。若い女の子の立ち居振る舞い、言葉を聞くと驚かされるばかりです。男女の身体の違いがある限り、すべてがすべて平等になるというのは違うような気がするのです。」40代の女性の方です。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで16時50分まで休憩いたします。

休憩 午後4時35分

~~~~~

再開 午後4時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで延長します。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 長時間にわたり熱心に一般質問が行われておりますが、最後になりま

したので、もう少し時間をいただきたいと思います。

初めに、中学校給食について、今日まで私は再三質問をいたしてきました。現在では議会に太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会が設置され、熱心かつ慎重に審査と調査をいただいております。中間報告では、中学校給食を市民要望で実施した春日市や、神奈川県相模原市まで先進地の調査をいただいております。

また、財政問題もありますが、教育環境改善の立場でどのように太宰府市に中学校給食を導入するのが適当なのか、保護者や生徒の要望、費用負担の問題、給食メニューや今後の施設などあり、特別委員会は市民の意見やニーズを広く聞きたいと、中学生が健康で充実した学校生活を送るために、早期導入に向けてのアンケート実施を教育委員会や行政をお願いをしたと聞いております。教育長や市長は中学校給食実施について特別委員会の考え方もありますが、どのような考え、方針を持っているか回答をいただきたいと思います。

また、特別委員会から要望がっておりますアンケート実施に対し、行う場合の対象や項目は事前に特別委員会、議会と協議するのか、回答いただきたいと思います。

次に、無認可保育所の補助支援について質問いたします。

今年4月より消費税法の改悪で、免税店が1,000万円に引き下げられましたので、無認可保育所の保育料に消費税が課税されることになりました。児童福祉法に基づき、保育所や学童保育所、公共施設の一時利用の保育料は非課税になっているのに、無認可保育所を利用する場合は保育料に消費税を課税とするというのは、税負担の公平性及び無認可保育所の社会的、地域的役割から見ても税制度の不公平であり、保護者、事業者への新たな消費税負担は深刻な問題です。

平成11年度には、国は少子化対策臨時特例交付金として、太宰府市の無認可保育所に455万8,000円を交付要綱に基づき補助しておりますので、市は児童福祉法の観点から、無認可保育所を補助的保育施設と認め、保育料の非課税扱いや固定資産税の免除、施設運営助成金制度を児童福祉法第35条第4項の規定に準じる条例規則を設けることを検討いただきたい。特に、児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとしておりますので、ご回答ください。回答についての質疑は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長、市長の答弁となっておりますが、私の方から先にご答弁を申し上げます。

初めに、1点目の「市長・教育委員会の中学校給食の実施方針は」についてでございますけれども、中学校給食につきましては、今まで学校時制の問題や、教職員の共通理解などの関係から、中学校給食の実施は困難であるが、近隣市町の状況を見守りたいと答えてまいりました。今回、市長・教育委員会の中学校給食の実施方針はということでございますが、教育委員会といたしましては、現状におきましても学校時制の問題や教育課程上の問題、施設面などが

ら中学校給食の実施は難しいと考えております。

しかしながら、市議会に設置されました太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会などの状況もあり、今後教育委員会といたしましても、中学校給食の実施の方針について検討を行ってまいります。

次に、2点目の議会特別委員会の審議内容と結果に対し、行政の対応と方針についてご答弁を申し上げます。

昨年9月、市議会に設置されました太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で、現在審議がなされております中学校給食につきましては、特別委員会から審議結果の内容が示されたときに、教育委員会といたしましてもその内容等を見きわめさせていただきながら、今後の検討事項、参考とさせていただき考えでございます。

次に、3点目の行政実施のアンケートの内容についてご答弁申し上げます。

中学校給食に関しますアンケート内容の状況につきましては、他市町で実施されました中学校給食に関するアンケート調査の内容や関係資料を取り寄せているところでございます。

ご質問の行政実施、アンケート内容につきましては、現時点ではアンケートの実施及び内容についての内部協議までには至っておりません。教育委員会といたしましても懸案事項でございますので、特別委員会の審議結果や現在取り寄せております他市町の資料などを参考にしながら、アンケートの内容について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今の答弁を聞いておりますとね、どちらなんですか。実施は難しいという立場をとってきたと。議会に特別委員会ができて、今審議をしてるから、検討はしなきゃいかんけど、参考にするといい、何かあやふやな答弁なんですよ。そして、具体的にはまだ何もしてないということですが、教育委員会という、大変教育長さんはじめ教育委員がおられるわけですが、議会の中でこういう内容が審議をされて、やはり審議の中間報告を見ると、子どもたちのために議会はぜひ中学校給食を何らかの形で始めてほしいと。そのために4回にわたって審議し、中間報告を行ったんですよ。それは、教育委員会はそれを受けとめてないのか。参考にするとかというということは、議会の審議を無視するということになるわけですが、だからあの中間報告を見ると、施設でどうするのか、いろいろ問題点は、あれだけ熱心かつ審議していただいて、春日市や神奈川県相模原市まで行政視察してやってるわけですが、教育委員会として議会の審議内容にも参加していただいているわけですが、教育委員会の議題にものせてないと。アンケートも取り寄せて内部協議をしてるといっては全く議会の審議内容に対して取り組んでないということに受けとめたんですが、どうなんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 特別委員会の審議の状況につきましては、先ほど申し上げましたように

中学校給食の実施の方針について今後検討を行ってまいりますという答弁をいたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そいじゃあ、部長でも教育長でも構いませんが、特別委員会が実施するという決定を出したら、それに従うということですか。検討というのとですね、早う言えば参考とするというのと違いますが、議会の特別委員会が実施しなさいと出したときには、それに従うのか検討するのかと大きな違いがあると思う。いつも、私も長い議員活動しておりますとね、前向きに慎重に検討させていただきますと、検討した結果ご期待に沿えませんでしたというのがこの二十何年間の答弁なんですよね。そういうと、また何かさっきみたいなジェンダーフリーになるかもしれませんが、大体どっちなんですか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 部長の答弁と重なるようでございますが、なかなか難しい状況にあると。

それから、他市町の様子を見ようというところまでが今までの認識でございました。先ほど議会からも出ておりますが、部長の方も検討するというを言っております。内容につきましては、近隣市町を含めまして、中学校給食についていろんな方式が大分出たんじゃないかというふうに感じております。そういうふうなこととですね、私どもがいろいろ困難性を感じていたこと、費用を含めてですねそういうふうなのが、どういう状況にあるのかということをし少し精査していきたいということを考えておるということでございます。

最終的にですね、どういう方向に進めるかについては、アンケートの結果とか、またそういうことを含めながら、市長部局とも十分話をして進めてまいりたいと思っております。

なお、議会の方がこうしたら教育委員会はするのかというご質問でございますが、議会の方が言われたとおりにするにしろ、またそうでないにしろ、教育委員会の方で主体的に判断したい、その結果が全く議会と重なるということもあろうし、少しずれたり、大きくずれたりというようなこともあるやもしれませんが、判断としては教育委員会がいたしたいというふう考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変、前原市で、市長さんと教育委員会と論争して、市長さんは直営でいきたい、教育委員会は共同調理方式ということで県にアッセンまでお願いしようかと言ったんですが、調整が何か教育委員会と話したいということですが、今給食代というのは、当然やっぱり父母が負担するわけですよね。それと同時に、教育委員会が、議会がどういう結論出そうとも教育委員会の権限というけど、財政問題、あなた方持たないんですよ、現実のところ、何するにしてもね。やっぱり市長の方に財政的な裏づけをしてもらわないとできないという問題があるわけですが、教育委員会としてやはり今議会の特別委員会、この、この中におられる10人が特別委員会に入って、中学校給食問題や少子・高齢化問題を慎重に審議していただいています。ほかの半分がまちづくりのための特別委員会に入って、やはりまちづくりをどう

するかということをやっているわけですが、教育委員会もこの問題を特別委員会とあわせて、やはり論議する必要があるんじゃないですか、議題に上げるというか。それが上がってないところに問題があるんですよ。もう1年、特別委員会ができてなるんですよ。だから、やはり教育委員会としてこの中学校給食、議会の特別委員会と歩調を合わせながら審議をしていく責任があると思うんですが、教育委員会として議題として上げる、このことはどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育委員会に中学校給食について議題に上がってないということでございますけれども、教育委員会開催ごとに議会の報告をしております、特に一般質問につきましてはその都度報告をしておりますので、委員間で直接議論はされておられませんけれども、報告は行っておるとい状況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私の前に委員長、小柳道枝委員長がおられまして、この特別委員会の中間報告ですね、具体的に出されておるわけですが、こういう文書が教育委員に渡ってるんですか。この中間報告文書は教育委員全員に渡ってるんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほどもお答えしましたけれども、文書ではございませんで、口頭で報告をいたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 特に、特別委員会ではですね、中学校給食の問題や少子の問題を重点にして、これだけ熱心かつ審査していただいた文書があるわけですから、その報告文書は当然公開された議会で論議されてきてる、その議事録もある。そういうものをやっぱり教育委員に渡していかないと、ただ議会在がどんな審議をしてどういう状況なのかかわからないままにね、教育委員会というのはやっぱり進まないと思いますよ。だから、やはりこれだけの慎重な審議をしていってる問題は教育委員にぴしっと報告をして、資料配付をしたという部分をしないと、あなた方は議会の審議を軽視してるというふうに受け取れますよ。

それと、アンケートを今、他市のアンケート、資料を取り寄せているとか、そして内部協議してないってことですが、事務局だけが取り寄せて、そして教育委員会が知らない。そして、まだ内部協議はしてないからと特別委員会に言ったら特別委員会がどうしよう、アンケートとろうかって言ったときに、行政側がぜひとらせてくださいと言ったんじゃないですか。議会がとると言うたのを、あなた方がぜひ実施しましょうと言ったんじゃないですか。どちらですか、そこは。ここちようど小柳委員長もおられるし、ここ10名の委員がおられますが、アンケートは議会がとろうと言うたのか、あなた方がかわってとってやろうと言ったのか、そのためにアンケートを取り寄せてるということになるわけですが、どちらですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） その当時のことはちょっと不明でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） よろしいでしょうか。

特別委員会の方でアンケートの実施をされるという話がございまして、しかしながら実際に、作業という言葉が適当かどうかわかりませんが、作業するとなると議会事務局等ではいろいろ困難性もあるんじゃないだろうかというようなことで、いろいろ話し合いしました結果、教育委員会の方で実施しようということになったというふうにとらえております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それではですね、もうあれから3月にこの中間報告があつて、3か月近くたつてきてるわけですが、ある一定、やっぱり草案的なものも、明日特別委員会開かれるわけですが、ある一定、あなた方が3か月の間どこどこの自治体のアンケートを取り寄せておりますとか、どういう状況で小学校7校の部分にどのくらいぐらいとか、中学校の状況をどうするのか、アンケートの数だとか内容だとかっていうのをある一定出す必要があると思うんですよ。そのために議会というのは設置された特別委員会ですから、やっぱりそういうものを指摘されないと、現在取り寄せて、どういう内容を特別委員会に出すかという内部協議もしてないというのはちょっと問題があるんじゃないですか。

だから、もう少しちょっときちとしたですね、対応をしていただきたいと思いますが、これだけ特別委員会の内容見て、私もね本当に熱心かつ慎重に審議していただいているなど、子どもたちのためにどうするかと、春日市は弁当給食だし、夜須の方に行くとランチ給食がなされてますし、筑紫野市は共同調理方式でやられますしね、様々な給食がやられてますが、議会としても子どもたちのために本当に、今の家庭環境見ますといろいろ様々あるので、どうするかって形でしてるわけですが、ぜひ教育委員会とも具体的にやっぱりその立場で、あなた方みたいに検討、参考じゃいけませんからね。だから、ぴしっと議会から出されたものについては実施するという立場をとっていただきたいと思うんですが、一番問題は、市長さん、財政的な問題ですね、実施するにしても。給食代1か月2,400円という形でもらうということになってきて、当然その給食代も入ってくるわけですが、子どもたちにパン代って言って1日500円近く渡して20日間で1万円も、早う言えば弁当代、パン代に、かかるとか、少なくとも5,000円も出すというよりも、はっきり言って給食代で済むならば、それなりに大きな負担も軽くなるわけですが、問題は議会が実施方向をぴしっとした結論を出して、教育委員会にお願いする。そうすると、教育委員会が受けとめたとして実施をしたいとすると、市長部局として財政的援助をしないかん。今前原市みたいな醜い思いはしてもらいたくはないんですが、その辺市長として議会の特別委員会の方針、教育委員会の方針を財政的に受けとめていただくかどうか。そういう部分について市長から回答いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま、中学校の学校給食の問題でございまして、今までずっといろいろ特別委員会等の中間報告、審議が行われておりますし、教育委員会なり他市の状況等の調査把

握はしておるとっております。

したがって、中学給食の他市の状況等を見ましても、直営方式なのか民間委託なのか、あるいは弁当方式なのか、ミルク給食プラスアルファなのか、いろいろ手法があると思いますが、これは教育委員会が給食実施について時数の問題、教育上の問題、もろもろあると思いますが、それは教育委員会の判断を求めたいと思うし、教育委員会の方針も聞きたいと思っております。実施の方向等につきましては、議会等の意見等もございますので、十分そういうことと受けて立つ財政問題、どの程度の費用がかかるのか等々、あるいはPTA負担等の問題も出てきますが、そこらを総合的に判断したいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ特別委員会には市長部局や教育委員会も、部局も入って委員会の審議内容見ていただいているわけですから、やはりそういう状況の中で、私ども太宰府もやはり生徒ですね、小学校6年生までは児童として給食があり、中学校に入って生徒として、今牛乳の補助的な給食だけですが、この近隣も中学校給食を実施の段階に向かっておってですね、4市の中で2市がして、2市がしてないと。全国的には50%以上が中学校給食を行っている実態があるわけですから、ぜひその辺は早くできればアンケート、どんなふうにするのか、内容も含めて明らかにしていただきたいと思います。改めてまたこの問題についてはお聞きしたいと思います。

じゃあ次ですね、できればあと15分か半ぐらいで終わろうと思っておりますので、簡単明確に回答ください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 「無認可保育所に補助支援を」につきましてご回答申し上げます。

本市には現在6か所の認可外保育所があり、約130人の児童が入所しているところでございます。この認可外保育所が待機児童解消の役割を担っていただいているのは事実であり、そこに通っている児童も将来を担う大事な宝でございます。

ご要望の認可外保育所を児童福祉法第35条第4項の規定に準ずる施設として、市で規定することにつきましては、助成金等を支出する根拠としては何らかの基準が必要であると考えられます。条例制定については困難性があると考えます。

また、消費税非課税の対象になる施設等は、保育所だけにとどまらないことも考えられます。

議員のご指摘のとおり、国の平成12年度少子化対策特例交付要綱に基づく交付金により、認可外保育所にも備品購入等の補助をいたした経緯がございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私の言ってる内容は理解できると思うんですね。私もまず国税局に

行きました。国税局の職員が、具体的に何らかの方法はないかっていうことでいろいろ国税局、2名の職員がいろいろ法律上の解釈をしてくれてですね、たったこの今の児童福祉法の2字ですね、「規定」という。この規定で、早う言えば無認可保育所は規定がないために免除にならないと。法律の欠陥ですというふうにまで言い切りましたね。県の児童課に行きまして、こういう状況でやってる中で、やはり一方ではこんな矛盾があるがどうするのかと。保育料月額6万円で、早う言えば5%。そうすると、年間3万6,000円も消費税がかかると。同じ学童保育所に入れても公立の保育所に、認可保育所に入れても消費税はかからなくて、公費は投入されると。あらゆる部分でやってるのに、認可外保育所は本当に何の補助もない。平成11年に一度だけあったわけですが、今度子どもたちにそんな税金を、消費税を子どもに、仕入れがないんですよ、現実に。商売しとれば物を売った、仕入れたと言えばそれは差し引きできるわけですが、はっきり言うて、預かった保育料6万円の、そのまま消費税がかかる、支出が。こんな矛盾が今法律上に出てきたわけですが、私が言いたいのは、それと無認可保育所に何か所か行きました。そしたら、もう本当批判を受けました。ゼロ歳、1歳児が保育所に入れなかったといううちの保育所に預かってくださいと言ってましたと。公立認可の保育所が預かれないうこととでうちで預かったんですよと。そのときに、市は申込書は出しといてくださいと。こういう形で申込書は受け付けてる。入れない。無認可に入れた。そして、無認可としても経営やっていかなきゃいけません、途中であきましたからというてその無認可の子どもを、早う言えば認可保育所に入れるということは、認可保育所も大変でしょうけど、行政側が無認可をつぶす役割をしてるとかも言われたんですね。本当ですよそりゃ。あなた方保育所の申請出されてですよ、ゼロ歳、1歳児というのはもうどこの保育所も枠が少ないですから、無認可保育所に預けてくださいと。ただし、あいたらいつでも受け入れますからと言われるが、はっきり言うてお客を取り上げる行政と、こう言われてるんですね。

その上に税金は払わされる、固定資産税も払ってる。私たちには何の補助もない。その上、税金を払えと言うんですかとまで、こう言われたんですね。本当そのとおりですよ。だから、できれば条例上に何らかの形で、今東京都と横浜市が新聞ですか、余り新聞記事を参考にするのはよくないと思うんですが、これは6月7日の西日本新聞に大変保育問題具体的に載りましたね。そうすると、今東京都と横浜市がそういう認証保育所と横浜保育室という形で無認可の保育所に補助を出してるという部分がわかりましたが、太宰府市もやはり何らかの形、太宰府市に貢献していただいている状況がありますので、固定資産税を免除するとか、施設遊具に対する補助をするとか、児童福祉法のやはり35条の4項の規定に準じる保育所と認証するというような条例をつくれればですね、はっきり言うて消費税を払わないで済むんじゃないかと、こういうふう考えておるわけですが、その辺あなた方は東京都や横浜市、全国にいるんな形でやはり保育行政に協力いただいている無認可保育所、児童数の多いところでは50名も入所をされてますが、何か考える気持ちがないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 多くの認可外保育所が児童福祉のためにいろいろとご努力いただいていることは重々承知しているところでございます。また、消費税が改正になりまして、認可外保育所にも消費税が、課税売上高が1,000万円以上の場合かかってくるということも承知しております。この分につきましても、昨年、そして今年と国会等におきましてもいろいろな質疑が出、論議がされ、そしてその中で税の公平性、あるいは認可外保育所の規制緩和、そういったところも検討されてるというふう聞いております。

そういったところの推移も見守りながらと思いますが、私どもの方といたしましても、福祉部部局、それから税につきましてもまた税担当の方との内部的な所管部局との協議等も必要であらうかと思しますので、その辺今後の研究とさせていただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、研究というのはね、もう必ず研究しますとか、前向きに、慎重に、大きな課題としますとか、こういう状況じゃね、一番子どもを預かっていただいているところに、早う言えば消費税がかかるということについては問題点もあるわけですから、公立であろうと認可保育所であろうと、大変な公費が投入されてるわけですよ。それを、補完的な役割を果たしてるところには、何らかの形で行政側がやるのが、やはりいいんじゃないですか。逆に公立の保育所、それから認可の保育所には、はっきり言って父母会に10万円も父母活動費、子どもたちのために結構補助金も出してるでしょう。これは法律上の根拠のないのを出してるんですよ。南保育所については100万円以上のお金も出してますが、だからそういう部分についてですね、やってるわけですが、ある一定、固定資産税を免除するとか、子どもの遊具の設置をすとかという、この前平成11年は一時的な短期の交付基準というものをつくったわけですが、あなた方は条例だとか規則とか要項とか、いろんな権限を持ってるわけですから、そこを行使すればいいことですよ。そういうものはやっぱり内部検討していただきたいと。

それからもう一点、こういう質問をしてる途中に、国が免除するという方針出したんです。直ちに地方自治体は無認可保育所の免除規定をつくらなきゃいけないんですよ。どういうふうな方向になるかですね。やはり、全国的にもこういう無認可保育所が、はっきり言って25万人の児童を受け入れてると。そこにやはり消費税を負担させるのは問題だということで財務省と協議が始まって、できれば今年の8月に指針を出したいという方針が出ました。

そうすると、地方自治体としては何か、条例か何かつukらないとね、どこが無認可なのか、認可なのかわからないのもありますが、これにも対応せざるを得ないと思うんですよ。私が質問したいと思ってるいろいろしてるときに、そういう方針が出ましたのでね。だから、そういう対応をしていただくということと、消費税の実施については、今年の4月からはされましたけど、前年の課税売上高が1,000万円を超えてる事業者が今年じゅうに届け出をし、来年の、早う言えば実施の段階から消費税を納付するという制度になってますので、ぜひひとつ何らか

の形で優遇措置をとっていただくことを、それから法律を、国はどのような形で、財務省、厚生省あたりが出してくるかわかりませんが、これに直に対応していただいて、来年の4月1日の実施には消費税がかからないような対応をとっていただくことをお願いしますが、その辺いでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） はい、ただいまの国の免除規程、こういったもの十分踏まえまして、新たな条例制定、そういったものに向けて進んでいきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それから、やはり部長、次長ですね。いろんな福祉の分野、広いと思うんですが、私も県の児童課に行ってね、残念だったのは、担当の課長補佐が知らないんですよ、この内容をね。びっくりしました、私。やはり、国に問い合わせてくださいと。こういう状況だったんですが、できれば担当課としてはですね、県に、こういう同じ児童福祉法に基づく立入調査権を持ってるんですよ、県は。

それからもう一つはですね、県は早よ言えば、子どもを預かる施設として健康診断を強制してるんですよ。市は職員の健康診断は公費で持ってる。無認可保育所の健康診断は、早よ言えば事業者の、無認可の保育所の費用でやってるんです。県は、口は出す、金は出さない。これ現実でしょう。だから、無認可保育所については何もかも事業主とか父母に負担をさせざるを得ない。だから、そういう問題もあるわけですから、口も出した上に健康診断まで要求されてる、こういう状況もあってですね、無認可保育所に対するやはり援助を、条例とかそういうものもぜひ検討してほしいと思うんですよ。

最後になりますが、市長、今実情はですね、本当にこの太宰府市に無認可保育所は大変たくさんありますが、太宰府市の保育所の児童を、特にゼロ歳、1歳、2歳が受け入れられないものを受け入れていただいて、努力をしよるわけですが、やはり消費税を今、何とか国がかからないように、8月をめどに指針を出すそうですが、ある一定、公立の7か所、認可保育所含めてですが、一方では父母活動費10万円出したりしてますが、ある一定そういう補助的な役割をしてるところに対する固定資産税の免除か、遊具の設置とか父母会活動費としての10万円を出してる部分も、ある一定の無認可にもう少しは検討する余地があると思うんですよ。認可保育所、公立保育所がもう至れり尽くせり。一方ではその補完的役割をしてる無認可には何もしないというのは、ちょっと検討する余地があると思いますが、その辺どうでしょうか。最後にあと3分ありますので市長に。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 保育所の設置の問題でございますけれども、ご承知のように、待機児童ゼロ対策というのが大きな課題で取り組んでおるところでございますが、今申されました無認可保育所の非課税の問題等については、今聞いたんですが、国の方でも措置を考えてるということでございます。したがって、我々も保育所の設置基準等につきましての規制の緩和等は

常々要望しておるところでございますが、児童保育の全般的な今後の待機児童ゼロを含めた対策につきましては、市長会等でもいろいろ議論があつておるところでございます。

今後とも市町村独自の問題につきましては、これは別途の考えでございまして、国の施策を要するもの、国の規制を改正すべきものにつきましては、今後とも他の市町村とも十分連絡を取り合いながら要望してまいりたいと思います。

なお、市の対策につきましては、子育て対策、この大きな事業の枠の中でどういうものができる等を含めて、今いろいろな形で市民の皆さんの声をお聞きいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ、大変無認可保育所についてもですね、公立と同じようにやるところもありますし、様々な無認可の保育所もありますが、やはりそれなりに内部検討、特に少子・高齢化の中で、子どもたちにどう21世紀を担ってもらおうかという中で、多くの格差があるということがわかりまして、大変矛盾も出てきておりますので、できればどのようにしていくのかも内部検討していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

お疲れさんでございました。

散会 午後5時29分

~~~~~